

I . 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
総括研究報告書

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

研究代表者 三柴 丈典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの 2 つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

初年度は、安全衛生法になじみの薄い法学者らによる基本構造と意義の理解、関係学会づくりの準備等にエフォートが費やされた。しかし、計 8 回の研究会を通じて、研究班の編成と担当事項の決定、行政実務経験者による現場視点での法体系の説明と法律条文に紐付く重要な政省令の選別（紐付き政省令の選別）、法学者・行政学者（法学グループ）による逐条解説のフォーマットの作成と試作、横断的検討課題（「危険のおそれがある場合」等の意味内容、発注者の法的義務等）の抽出、安衛研研究員による現行法の制定経緯や背景となった災害傾向等の調査、産業医科大学の森晃爾教授による法定健診制度の概要の紹介、課題の呈示と解決の方向性の検討を行った。また、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、WEB による社会調査を行った。

このうち国内での社会調査は、インターネットベースの市場調査会社（ネオ・マーケティング社）に委託し、企業や団体で安全衛生に関する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果、災防効果をもたらした現行安衛法の要素として、安全衛生基準の整備と共に、管理体制の整備や、事業者責任の明確化を示唆する関係者が多いことが窺われた。また、安全衛生を重視する日本の経営者の場合、人命などの人道的な事柄のほか、従業員の組織への帰属意識を気にしている者、災害経験を持っている者が多く、その反映として、安全衛生に関する社内組織の整備、担当者の配置などの人的措置を講じている者が多いこと、逆に、重視していない者の場合、過去に災害経験を持っていない者、災害が生じても従業員の組織への帰属意識にさして影響しないと考えている者が多いことなどが窺われた。その他、化学物質対策は、社内の専門部署や詳しい者に委ねようとする傾向も窺われる。リスクアセスメントを一般的に義務づけ、具体策を労使協議に委ねる方策や、発注者、設計

者、製造者などのリスクの源流に安全対策を義務づける方策を支持する者は多いが、その実施を行政に監督させる方策を支持する者が少ないことも窺われた。

今年度は、計 9 回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安全衛生研究所の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

このうち UK での社会調査は、UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社（YouGov）に委託し、企業や団体で安全衛生に関する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった（経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった）うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた（安全衛生を重視する経営者のうち約 67%）、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくとも、その意見が尊重されることがうかがわれた（安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額の報酬を支払うとの回答は約 13% にとどまった）、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47% だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、

等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約54%）、危害防止基準の充実（約48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約67%、それなりに重視するが全体の約25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約52%）、従業員の帰属意識の低下（約36%）、法的制裁、会社の方針であること（約27%）、賠償金（約24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約28%）、企業外のコンサルタントの選任（約22%）だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高いUKにおいてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは60歳以上の者は殆ど働くないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する設問を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできことがあることが窺われた。

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢30名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図1を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかつたことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者に最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義

務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者の QOL や QOWL の実現を図る政策が進められるようになっている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。こうした課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになっている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もっとも、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の 1 つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020 年 11 月の日本産業保健法学会（JAohl (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。多様な専門性を持つ理事約 70 名を擁し、産業保健に関する 3 つの学会と連携し、国内外の editor がリードする邦語と英語のジャーナルを発刊することが決定し、既に全国紙を含む多くの媒体に掲載され、570 名（2021 年 5 月 12 日段階）が入会している。2021 年 9 月には、産業保健に関する様々な法的課題について議論する第 1 回大会が開催される予定で、厚生労働省、日本医師会、全国社会保険労務士会連合会など、多くの機関の後援を受けている。

本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、産業保健の法律論を焦点とした理由は、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の 2 点である。必然的に、産業保健の法律論に关心を持つ方々が増えているため、こうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを見定している。

最終目的である法改正提案は、この研究プロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に

に関する調査研究（H26-労働-一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆、本研究プロジェクトの逐条解説と横断的課題の整理、行政官・元行政官対象のアンケート調査等を踏まえ、今年度の班会議で検討するが、これも内容の洗練には時間を要するため、このプロジェクトで足りない部分は、別のプロジェクトに引き継ぎたいと考えている。

分担研究者

【法学・行政学グループ】

- ①阿部 理香
九州国際大学法学部・助教
- ②石崎 由希子
横浜国立大学大学院国際社会科学研究院・准教授
- ③井村 真己
沖縄国際大学法学部法律学科・教授
- ④大藪 俊志
佛教大学社会学部公共政策学科・准教授
- ⑤佐々木 達也
名古屋学院大学法学部・専任講師
- ⑥三柴 丈典
近畿大学法学部法律学科・教授
- ⑦南 健悟
日本大学法学部法律学科・教授

【関連領域グループ～産業保健関係～】

- ①森 晃爾
産業医科大学産業生態科学研究所・教授

【関連領域グループ～安衛研関係～】

- ①梅崎 重夫
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長
- ②大幢 勝利
同研究推進・国際センター・センター長
- ③吉川 直孝
同建設安全研究グループ・上席研究員
- ④豊澤 康男
同・フェロー研究員
- ⑤平岡 伸隆
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・建設安全研究グループ・研究員

研究協力者

【法学・行政学グループ】

- ①阿部 未央

山形大学人文社会科学部・准教授

- ②鎌田 耕一
東洋大学・名誉教授、労働政策審議会会長
- ③北岡 大介
東洋大学専任講師、北岡社会保険労務士事務所所長・元労働基準監督官
- ④田中 建一
東洋大学・非常勤講師
- ⑤内藤 忍
独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
- ⑥中内 哲
熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系)・教授
- ⑦長谷川 聰
専修大学法学部・教授
- ⑧原 俊之
明治大学・兼任講師
- ⑨山本 圭子
法政大学法学部・非常勤講師
- ⑩淀川 亮
弁護士法人英知法律事務所・弁護士

【立法作業経験者グループ】

- ①浅田 和哉
社会保険労務士・労働安全コンサルタント、元主任中央産業安全専門官、元労働安全衛生総合研究所監事、元大分労働局長
- ②唐澤 正義
労働衛生コンサルタント、元福岡労働基準局長
- ③畠中 信夫
元白鷗大学法学部・教授、元中央労働委員会事務局次長

【行政現場実務経験者（元労働基準監督官）グループ】

- ①藤森 和幸
東京安全衛生教育センター、元鳥取労働

局長

②玉泉 孝次

近畿労務安全衛生研究所・所長、元丹後

労働基準監督署長

③篠原 耕一

合資会社労務トラスト・代表社員、元労
働基準監督官

【安全衛生実務者グループ】

①角田 淳

労働安全コンサルタント

A. 研究目的

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にこうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの 2 つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書の発刊と共に、安全衛生法のありようを探究する学会の創設を図っている。

B. 研究方法

先ず、現行安衛法の立法や改正に関わった元行政官 2 名（後に 3 名）、安全衛生に詳しい元労働基準監督官 3 名、民間の安全衛生実務者（労働安全コンサルタント）1 名、報告書や解説書の執筆者として、法学・行政学を専門とする学者 9 名（後に弁護士 1 名含む 17 名）、産業保健を専門とする学者 1 名、建設安全工学を専門とする安衛研所属の学者 4 名（後に 5 名）から成る研究班を編成した。

初年度は、この研究班で、合計 8 回にわたり会合を重ねる過程で、安全衛生に詳

しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする研究者グループ（法学グループ）が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員（畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏）らから指摘やアドバイスを得て洗練させた。また、法学者の一部は、制度運営の実際を知るため、その実務に詳しい人物（安全・衛生コンサルタント制度の実際につき、後藤博俊氏と森山哲氏に聞き取り調査を行った。加えて、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

更に、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、国内での WEB による社会調査を行った。

今年度は、計 9 回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安衛研の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全

国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

C. 研究結果

一 現行法制度の背景と趣旨

1 吉川・大幢・平岡ほか報告（現行法制定の背景と趣旨）

吉川・大幢・平岡ほか報告は、現行安衛法の制定過程、すなわち法制度史、同法の制定を後押しした制定直前期の重大災害及び当時の災害の一般的傾向、並びにそれらを踏まえて現行法の骨格を形成した労働基準法研究会の分科会の概要を示している。

同報告では、

ア 現行安衛法の嚆矢とも言えるのが、1911（明治 44）年に制定された工場法であり、同法中に設けられた、第 9 条～第 11 条：保護職工（15 歳未満の者及び女子）の危険有害業務への就業制限、第 12 条：傷病者及び妊婦への就業制限、第 13 条：男子を含む職工一般に対する危害の予防、第 14 条：臨検などの定めが、特に安全衛生と関係が深かったこと、要するに、対象を、一般労働者、弱い労働者（保護職工）、特に弱い労働者（傷病者・妊婦）の 3 区分に分けた規制を行っていたこと、

イ 工場法時代に、マッチの製造に際し

ての黄磷の使用を禁じるなどした内務省所管の黄磷燐寸製造禁止法（1921（大正 10）年制定）、屋外産業での労災補償制度の確立を主な目的としつつ、労災防止にかかる規制も図った内務省所管の労働者災害扶助法（1931 年（昭和 6）年制定）および、工場法の適用対象者も含めてその責任保険化を図った労働者災害扶助責任保険法（1931（昭和 6）年制定）などの安全衛生に関する法律が制定されたほか、工場法第 13 条に基づく工場附属寄宿舎規則（1927（昭和 2）年内務省令第 26 号）、工場危害予防及衛生規則（1929（昭和 4）年内務省令第 24 号）、労働者災害扶助法第 5 条に基づく土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和 9）年内務省令第 11 号）、汽罐取締令（1935（昭和 10）年内務省令第 200 号）、土木建築工事場安全及衛生規則（1937（昭和 12）年内務省令第 41 号）、土木建築工事場附属寄宿舎規則（1941（昭和 16）年厚生省令第 53 号）などの規則が制定され、工場内外を適用対象とする安全衛生規制が発達したこと、

ウ 1947（昭和 22）年に内務省から分離した厚生省から更に分離した労働省が所管する労基法が制定され、その第 5 章 14 か条等に安全衛生に関する定めが設けられたほか、その下に 439 か条から成る旧安衛則（1947（昭和 22）年労働省令第 9 号）や事業附属寄宿舎規程（1947（昭和 22）年労働省令第 7 号）が設けられたこと、これらは、工場法時代の法規則を基礎としつつ、全業種の全労働者に適用が及ぶ普遍性と体系性を持ち、当時から国際的にも高水準にあったが、その制定直後からの活発な改正、新たな法規則の分離、新設～

けい肺及び外傷性せき髑障害に関する特別保護法（1955（昭和30）年）、ボイラ及び圧力容器安全規則（1959（昭和34）年）、電離放射線障害防止規則（1959（昭和34）年）の制定等～をもって、その水準が維持されてきたこと、

エ 高度経済成長に伴う多くの新しい技術の登場、それに対応できる技術者の不足等により、大規模重篤災害が多発したこと、その好例として、1969（昭和44）年4月に荒川放水路の新四ツ木橋架設工事で発生したリングビーム工法での倒壊災害（死者8人）と同年11月に発生したエチレンの直接酸化法での爆発災害（死者8人）、1970（昭和45）年4月に大阪市の地下鉄建設工事現場で発生したガス爆発災害（死者79人、重軽傷者420人）、同年10月に長崎市の造船所で発生したタービンローターの破裂災害（死者4人、重軽傷者60名強）が挙げられること、もっとも、新法制定を強く後押ししたのは、1963（昭和38）年11月9日同日（いわゆる「魔の土曜日」）に発生した東海道本線鶴見駅付近列車脱線二重衝突事故（死者161人）と三井三池炭鉱での炭じん爆発災害（死者458人、一酸化炭素中毒の後遺症者約1,000人）だったこと、このうち大阪市の地下鉄工事現場でのガス爆発災害（天六ガス爆発災害）は、現行安衛法第102条（ガス工作物等設置者の義務）の設置の原動力になったと解されること、

オ 1969（昭和44）年9月に発足した労働基準法研究会のもとに1970（昭和45）年7月に設けられた安全衛生小委員会（後の第3小委員会）が詳細を検討し、翌1971（昭和46）年1月に労働省に提出された

同研究会報告書が現行安衛法の骨格を形成したこと、そこでは、以下のような事柄が指摘されていたこと、すなわち、

①戦後、高度経済成長期を経て休業8日以上の死傷災害が増加し、昭和36年には約48万人（うち死者約6,700人）、昭和45年にも約36万人に達していたこと（2018年には13万人弱）、

②業務上疾病も昭和45年時点で3万件を超えていたこと（2018年には休業4日以上で8,500人強）、内訳は、チェンソーによる白蟻病、キーパンチャー業務による頸肩腕症候群などの物理的な加力がもたらした疾病、負傷がもたらした疾病が多かったが、有機溶剤中毒などの化学的障害によるものも増加傾向にあったこと、

③こうした傾向の背景に、技術革新に伴う生産設備の大型化、複雑化、高速化、職業病や公害の発生等に象徴される産業の非人間化があったと解されること、

④特に製造業、建設業の災害が多く、災害の重篤度を示す度数率では鉄道軌道新設事業、舗装事業、ずい道新設事業などが高かったこと、原因別では、クレーンなどの他、自動車などの動力運搬機、重建設機械によるものが多かったこと、また、「機械にはまれ」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」など、作業方法や不安全行動に起因する伝統的災害も多発していたこと、

⑤中小企業では、大企業より危険な作業を担当しがちであること、安全衛生設備に投下する資金に乏しいこと、下請企業の間で能力格差があって安全衛生面での協議連携が困難な場合が多いこと、大企業が下請の安全衛生管理に消極的な場合が多い

こと、離職率が高く熟練労働者の確保が難しいこと、安全より生産に追われ易いこと、一般に衛生管理に関する意識が乏しいことなどの構造的問題がある（=一層深刻になっている）こと、

⑥労働力構成の高齢化、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加など、おそらく社会経済構造の変化と関わる新たな健康問題が生じていたこと、など。

カ 労基法研究会報告書は、以上のような災害傾向分析を踏まえ、従前の制度について、以下のような問題点を指摘していたこと、

①労基法体系下での規制では、総合的な予防施策を講じにくく、特に産業社会の急激な変化に対応しにくいこと、

②より具体的には、最低基準による規制を超える幅広く柔軟な行政の展開が困難なこと、

③官民双方に、安全衛生に詳しい技術者（安全衛生人材）が乏しいこと、

④中小企業や構内下請事業への対策が不十分なこと、など。

キ 労基法研究会報告書は、以上の認識を踏まえ、以下の基本方針を打ち出していたこと、その方針に基づく項目立てが概ね現行安衛法の章立てに反映されたこと、ただし、安全技師の選任と医師による通報等の制度の提言は反映されなかったこと、

①積極的、科学的対策、
②新工法、新原材料対策のための事前審査制度、

③機械設備の本質的安全化のための発注、設計段階での安全性確保、

④職場の環境改善による公害源の解消、
⑤労働者の体力づくり等の積極的対策、

⑥技術指針の作成・公表、労災多発事業場への勧告制度などの行政による柔軟で幅広い誘導策、

⑦以上の方策を支える安全衛生研究の推進、

⑧安全衛生人材の積極的な養成と官民両者への供給、

⑨中小企業や構内下請企業に対する親企業の責任強化と行政による技術面、財政面での支援、など。

ケ 工場法→旧労基法→労基法研究会報告書→現行安衛法という流れには一定の連続性があり、例えば、旧労基法時代に制定された旧安衛則、電離則、特化則、高圧則などの規定の中には、安衛法に格上げされたものも多かったこと、

コ 安衛法の制定過程では、発注者（工事丸投げ業者）を含め、建設工事等の注文者の関係請負人に対する指導の努力義務についても検討されていたこと、

サ 現行安衛法は、以上の経緯を経て、旧労基法第5章のほか、労働災害防止団体等に関する法律第2章（労災防止計画）及び第4章（元請けの責任等の特別規制）を母体として形成され、その施行後約10年で死亡災害が半減したこと、

等が示されている。

二 逐条解説

1 三柴報告①（第1章、第3章）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

2 大藪報告①（第2章）

大藪報告①は、法第2章に属する第6条から第9条について解説している。具

体的には、これらの条項が規定する 5 カ年ごとの労働災害防止計画制度につき、その発祥から後の経緯を詳述している。

すなわち、

ア 1957 年（昭和 32 年）当時、労働災害による死者が 5,500 人以上、休業 8 日以上の死傷者数が約 40 万人に達していたことから、政府全体の災害防止の取り組みの一環として、産業災害防止総合 5 カ年計画という名称でスタートし、その後、労災防止団体法で法制度化され、現行安衛法に引き継がれたこと、

イ 第 2 次計画（1963 年（昭和 38 年）開始）までは災害発生件数等を半減させようとしたし、その後は労災発生率の約 3 割減少を目標としていたが、発生件数や発生率の減少と共に目標値が漸減し、第 8 次計画から労災総発生件数の概ね 25% 減少、第 9 次計画から同じく概ね 2 割減少、第 11 次計画からは死傷者数の 15% 減少を目標とするようになったこと、

ウ 第 1 次計画（産業災害防止総合 5 カ年計画：1958 年（昭和 33 年）開始）の段階から、計画的取り組み、事業者（団体）による自主的取り組み、すなわち区々多様な職場リスクに応じた積極的な災害防止の取り組み（これは後に労働安全衛生マネジメントシステムによるリスクアセスメントの誘導に発展する）、重大災害対策や重点業種（当初は建設、港湾荷役、林業等。その後、製造業、陸運業等が含まれるようになった）や中小規模事業への焦点合わせ（：選択と集中）、生産設備や機械の本質的な安全化、作業行動自体の安全化、行政による監督指導体制の強化等が掲げられ、その後も継承されていったこと、ただし、

重点業種の設定は第 2 次計画、機械の本質的な安全化は第 3 次計画で特徴的に示されたこと、

エ 第 4 次計画（1973 年（昭和 48 年）開始）から、化学物質による健康障害や一般的な職業性疾病対策と共に、作業関連疾患対策、長時間労働時間対策などの健康面の対策が盛り込まれ、合わせて労働者参加も含む自主的対策の強化、安全衛生教育が強調されるようになったこと、

オ 第 5 次計画（1978 年（昭和 53 年）開始）から、化学物質対策における有害性調査や作業環境管理のほか、産業医学・産業保健の推進、労災防止団体の活動強化等が盛り込まれるようになったこと、総じて、危険有害性が分かりにくい衛生や健康の積極的な対象化に伴い、情報の収集・提供など、ソフトな対策も積極的に盛り込まれるようになったこと、また、中高年齢者（第 7 次計画以後は高年齢者）の安全衛生対策も盛り込まれるようになったこと、

カ 第 6 次計画（1983 年（昭和 58 年）開始）から、第三次産業対策が盛り込まれるようになったこと、

キ 第 7 次計画（1988 年（昭和 63 年）開始）では、作業環境管理の徹底と特殊健診項目の見直し、有害物対策の総合的推進、海外派遣労働者や企業の海外進出に伴うリスク対策のほか、総合的推進施策として、安全衛生研究体制の整備、専門技術団体の活動促進等（このうち前者はその後も継承された。後者は第 12 次計画で同旨の内容が復活した）も盛り込まれたこと、

ク 第 8 次計画（1993 年（平成 5 年）開始）では、建設、陸運業等と共に第三次産業である卸売・小売・サービス業が重点

化されたこと、爆発・火災災害、交通災害が特定災害として重点化されたこと、電離放射線等対策、化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進、心身両面の健康づくりの推進、外国人労働者の増加に伴う災防対策（これは、第9次計画以後も継承されていった）等が盛り込まれたこと、

ケ 第9次計画（1998年（平成10年）開始）では、じん肺、職業がん等の減少、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅が掲げられ、化学物質健康障害防止対策が職業性疾病対策から独立して設定され、健康確保対策にストレスマネジメント対策が盛り込まれたこと、国際水準に立った行政展開等が盛り込まれたこと、

コ 第10次計画（2003年（平成15年）開始）からは、ケに加え、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、就業形態の多様化・雇用の流動化への対策が盛り込まれたこと、ケのストレスマネジメント対策がメンタルヘルス対策に代えられたこと、

サ 第11次計画（2008年（平成20年）開始）では、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進等が強調されたほか、建設業での転落・墜落災害防止対策、腰痛防止対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策、アスベストの全面禁止の徹底、解体作業等におけるばく露防止対策等が盛り込まれたこと、

シ 第12次計画（2013年（平成25年）開始）では、改めて小売・飲食のほか、社会福祉事業等の三次産業対策が重点化されると共に（ただし、社会福祉事業が掲げられたのは、第11次計画が初めて）、メンタルヘルス対策、過重労働対策が強調さ

れ、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策などの重要性も改めて喚起されたこと、また、経営トップの安全衛生意識の高揚や、信賞必罰の姿勢が示されたこと、発注者、製造者による安全対策の強化が盛り込まれたこと、更に、東日本大震災を受けた復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策が盛り込まれたこと、

ス 第13次計画（2018年（平成30年）開始）では、改めて死亡災害対策の強化（建設業での墜落・転落防止、製造業での施設・機械等による災害防止等）が盛り込まれたほか、過重労働による健康障害防止対策、主にがん患者の治療と就労の両立支援を想定した、疾病を抱える労働者の健康確保対策、横断的課題として、安全衛生専門人材の育成、労働安全・衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用等が盛り込まれたこと、

等を示している。

総じて、安全から危険有害性がわかりにくい衛生、健康へ、一律的な強制規制型から分権的な自主取組促進型への流れを辿ってきたが、震災などの大きな災害、社会経済条件の変化などにより増加する伝統的な建設労災などへの対応、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策なども図られてきたことが窺える。各次の計画に関連して、どのような法政策が講じられ、労災職業病がどのような経過を辿ったかについては、継続的な調査研究がなされる予定である。

3 原報告（第4章第20条～第21条）

原報告は、第4章の事業者を名宛人と

する危害防止基準の設定を図った第 20 条ないし第 25 条のうち、第 20 条と第 21 条について解説している。

同報告では、

ア 両条文は、モノ（第 20 条）、作業場所・作業方法（第 21 条）にかかる典型的な労災の再発防止策の基準化（：危害防止基準の設定）を図る、安衛法の基軸とも言える規定であり、文言自体、工場法時代の原型から殆ど変更はないが、それに紐付く安衛則は、諸事情に応じて、成長する規則と言われるほど進化ないし変化していること、両条文を具体化する規定は、概ね安衛則に盛り込まれていること、

イ 危害防止基準は、刑事罰や使用停止命令等の行政権の発動をもって実効性確保が図られており、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとされることも多いこと、それだけに、その策定や運用に際しては、現実の必要との関係で過不足を減らすと共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要があること、

ウ 本研究費による研究代表者の先行研究は、危害防止基準の過不足を減らすため、同基準の定め自体に一定程度抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には名宛人である事業者に安全性の証明責任を課す等の方策を提言しており、その正当性と妥当性が検討されるべきこと、

エ 両条文が指す危険は、広く理解されてきたこと、すなわち、第 20 条第 1 号が定める機械等による危険には、原動機や動力伝導部分への巻き込まれ危険などのほか、機械が取り扱う原材料や製造する加工物の飛来、ボイラの破裂等も含まれること、第 2 号所定の爆発物、発火物、引火

物等は例示であって、事業場で製造ないし取り扱う物が、一定条件下で爆発、火災等を生じ、労働者に危険を及ぼし得る場合、それに該当すること、また、「等」とされているのは、単独では発火等の危険はないが、可燃物や還元性物質との接触に衝撃等が加わると爆発等が生じる酸化性の物等も含まれる趣旨であること、第 3 号所定の電気、熱その他のエネルギーによる危険には、危険源への直接の接触による感電危険のほか、アーク溶接による電光性眼炎（紫外線等による眼の火傷のようなもの）、溶融高熱物による火傷等の危険も含まれること、第 21 条が定める土砂等が崩壊するおそれがある場所等には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること、

オ 法第 37 条や第 42 条が定める特定機械等の製造や流通に関する規制は、安衛則第 27 条やクレーン則第 17 条などが、事業者に対して、それらの規制による構造規格の審査等をパスしたもの以外の使用を禁止しているため、間接的には、事業者の危害防止基準としても機能していること、

カ 法第 20 条の原型は、昭和 4 年に制定された工場危害予防及び衛生規則第 1 条～第 14 条（原動機に関する規定）、第 20 条～第 27 条（爆発・火災・引火に関する規定）、第 21 条の原型は、同規則第 15 条（墜落防止のための柵囲等の設置に関する規定）にあったこと、これらの規定は、明治 44 年に制定された工場法のうち、工場やその附属建設物等に物理的な危険や衛生・風紀にかかる問題がある場合に、行政官庁が工業主に改善措置や使用停止を命じ得る旨を定めた第 13 条に基づき定め

られたこと、これらの規則の策定に当たっては、当時の内務省社会局が関係各方面の意見を徴した経緯があること、工場法制定のための実地調査を主導した岡實は、現場のリスクは多種多様で変化もするので、法律では概括的な規定を置き、具体的な定めは細則に委ねていた独仏等の制度を参考にこれらの条文を起案した旨を著書に記していること、戦後は、労基法第5章が安全衛生について定め、そのうち第42条が使用者による危害防止の一般規定を置き、その具体化のために旧安衛則が定められ、現行法第20条及び第21条並びに関連規則に該当する規定は第2編に設けられたが、折々の災害事情に応じて幾度か改正されてきたこと、昭和47年に現行安衛法が制定されて第4章がその中核を担い、中でも第20条及び第21条は、中核中の中核規定として、その後一度も改正されず、最も多くの紐付き規則を擁して現在に至っていること、

キ 工場法の制定前から、少女工の機械の掃除最中に運転が開始されたことによる死亡事故、精紡機のバンド紐の掛け直し作業中の腕の巻き込まれ事故等が多発していたことが、『女工哀史』等の資料に記載されており、工場法以後の危害防止基準確立の原動力になったと察せられること、

ク 厚労省労働基準局監督課が2017年5月に公表した安衛法関係送検公表事案によれば、送検された198件のうち、一定以上の高さの作業床の端に囲い等を設ける義務を定めた安衛則第519条違反を代表例として、法第20条及び第21条の違反が最多だったこと、ただし、死傷者の発生を受けた、いわゆる事後送検が殆どで

あること、

ケ 刑事事件に関する関係判例では、工事現場での作業中、従業員がむき出しの高圧電線に接触して感電死した事故で、当該工事現場の現場主任が、使用者に感電危害防止策を義務づけた旧安衛則第127条の8(及びその親法に当たる労基法第42条)違反で起訴された事件で、当該主任は、電気会社やその下請に感電対策を依頼したため、同条を履行した旨主張したが、かような危害防止基準は現に実施されねばならず、たとえ安全管理の専権を有する者にその実施を依頼するなど実施の努力をしたとしても、それのみで遵守したことにはならない旨判示されたこと、請け負った工場の建設(増築)工事に作業員を従事させたところ、当該工場に設置されていた織機の動力用シャフトに覆い等が設置されていなかつたために生じた接触危険につき、当該請負会社の経営者が、床から1.8m以内の動力伝導装置に覆い等を設けるべき旨定めた旧安衛則第63条第1項(及びその親法である労基法第42条)違反に問われた事件で、当該経営者は、要約、自身が所有も管理もしない装置について同条の適用はない旨主張したが、動力伝導装置等にかかる危害防止措置の対象は、使用者の所有物や管理物でないもの、その作業場に設置されていない物にも及び得る旨判示されたこと、自動車用部品等の加工等を行う工場で、労働者らにアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせる際に、全自動運転の際には安全装置が作動せず、労働者らの身体の一部が挟まれるおそれがあった点につき、当該会社に、安衛法第20条及び、射出成形機等に労働者が身体の一部を

挟まるおそれがあるときに、自動で装置が停止する戸等の安全装置の設置を義務づけた安衛則第 147 条違反が問われた事件で、当該会社は、全自動運転中は危険作業を行わないよう指導していたこと等から、具体的危険がなかった旨主張したが、規則第 147 条は、フェイルセーフの考え方を採用している（労働者に過失があつて機械に接触しても安全が保たれるよう図った規定である）ため、安全装置を設けなかった以上、違反が成立する旨判示されたこと、民事事件に関する関係判例では、元請らにより、さしたる安全教育が行われず、重機の運転にかかる合図者の指名や指揮系統の特定、合図の統一などが行われない前提で、ある孫請けが傭車した重機が同じ会社の別の労働者に激突して腰椎挫傷の傷害を負わせたという事案で、安衛則第 2 編第 1 章の 2 第 1 節、第 2 章第 1 節等の規定に照らすと、重機の運転者に信号者を予め定め、合図を統一し、作業内容や指揮系統を通知し、合図を確認して運転させること等が安全配慮義務の具体的な内容になる旨判示されるなど、安衛則の関係規定の文言より、それらの規定に通底する趣旨を汲んだ解釈がなされていること、危害防止基準は、危険を定型化し、定型的措置を事業者を中心とする名宛人に課すことにより危害の防止を図るものなので、いっけん危害が窺われなくても、定型的な遵守が求められること、特に民事過失責任との関係では、定型的遵守のみならず、その趣旨を汲み、現場事情に即したより高度で柔軟な解釈に基づく危害防止措置が求められること、

コ 法第 20 条、第 21 条を具体化する

安衛則第 2 編（安全基準）からくみ取り得る危害防止基準の原則は、①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する、②機械等の点検、検査、整備などを義務づけると共に使用限度の超過を禁止する、③物との接触による危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる、④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させないようにする、⑤合図などによって労働者に危険への注意を喚起し、その回避を促し、安全かつ合理的な行動を促進する、⑥作業主任者などの現場責任者の選任・配置を含め、安全管理に関する指揮命令系統を整備し明確化する、という 6 点に集約されること、これは、1) 危険源の除去・低減、2) それが叶わない場合ないしリスクが残留する場合の追加的な安全・衛生工学的措置、3) それでも残留するリスクに対する人的措置、という 3 ステップ・アプローチとも共通すること、また、その嚆矢である工場危害予防及び衛生規則にもその要素が窺われること、

サ 安衛法の危害の事前防止的性格を反映して、安衛則が示す危害防止基準には、「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9 など）、「身体の一部を挟まるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、危険性を示す抽象的な文言（不確定法概念）が多く用いられており（状況・場合、物の全部ないし一部、場所）、方法ごとに想定される危険への対処を事業者に義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」・「もの」という要件を充たす場合には、事業者に課せられた危害

防止義務を例外的に免除しており）、行政権を発動する場合や刑事責任を課す場合等にその解釈が問題となるところ、判例（最3小決昭和48年7月24日）は、動力伝導装置に覆い・囲い等を設けなかったことで労働者が死亡し、安全管理責任者の刑事責任が問われた事案において、旧安衛則第63条第1項にいう「接触の危険」という文言について、労働者の操作ミス等を前提としたフェイルセーフの考え方を基準に、接触の抽象的な危険があればよく、たとえ通常の使用方法であれば危険が生じなくても、労働者は過失を犯し得ることを前提に、基準の定める措置を状況に応じて講じるべき旨を述べたこと、すなわち、危害防止基準は、基本的には、事業者らに定型的な遵守を求めるものであり、そこに含まれる「危険」、「おそれ」などの不確定法概念は、フェイルセーフの考え方に基づいて解釈され得ることが示されていること、他方で、危害防止基準は、産業利益等との調整の中で、自然科学的な知見を踏まえた再発防止策の合意水準を示しており、監督取締行政との関係では、さしあたりここまで講じていれば大丈夫という免責基準としての性格も持つこと、労働者に一定の義務を課す危害防止基準は、それに労働者が違反した場合に、民事損害賠償請求事件において、過失相殺の根拠となり得ること、

シ 危害防止基準の履行は、関係諸規定との連携により初めて促進されること、そのため、本研究費による研究代表者の先行研究が、現行安衛法の趣旨とした以下の8項目の実現が図られるべきこと、

①リスク創出者管理責任負担原則を志向

すべき、
 ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
 ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
 ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施させるべき、
 ⑤予防政策は、1次予防から3次予防まで包括的に形成されねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、
 ⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本の文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターなりスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、
 ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
 ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

等が示されている。

4 佐々木報告（第4章第22条～第23条）

佐々木報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第

20 条ないし第 25 条のうち、第 22 条と第 23 条について解説している。

同報告では、

ア 第 22 条は、主として原材料、機械器具等の設備及び精神疲労等を伴う作業等の健康障害要因を例示的かつ類型的に掲げ、それぞれに応じた規制によって、その防止を図ることを目的としていること、同条第 1 号は、有毒なガス、蒸気、粉じんによる中毒、皮膚障害、酸素欠乏症、病原体への感染など、主に呼吸や経皮による体内への吸収による健康障害の防止措置を義務づけていること、講すべき措置の具体的な内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則や特別規則等に定められていること、第 2 号は、放射線傷害、高温による火傷、低温による凍傷、騒音による難聴、振動による白ろう病、異常気圧等による減圧症など、物理的な要因による健康障害の防止措置を義務づけていること、第 3 号は、精密工作作業など、高度の精神神経活動によるストレス等にかかる健康障害の防止措置を義務づけていること、講すべき措置の具体的な内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則第 3 編第 4 章や事務所則第 10 条に定められていること、第 4 号は、ジクロルベンジン、アルファーナフチルアミン等の要製造許可物質や、石綿、カドミウム、水銀等の特定化学物質や鉛等の化合物等を含有する排気、アルキル水銀化合物、硫化ナトリウムや放射性同位元素により汚染された廃液等による健康障害や公害等の防止措置を義務づけていること、講すべき具体的措置の内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則のほか、有機則、特化則、鉛則等の特別規則が定められていること、

第 22 条、第 23 条とともに、罰則（第 119 条第 1 号：6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が付されていること、

イ 安衛則では、第 3 編第 1 章（有害な作業環境）に、以下のような法第 22 条を具体化する基準が定められていること、

有害原因除去のための 3 ステップアプローチ（第 576 条）、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする 3 ステップアプローチ（第 577 条）、坑、ケーンなど換気不十分な場所での（排ガスをもたらす）内煙機関の使用禁止（第 578 条）、局所排気装置の排気の無害化措置（第 579 条）、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理（第 580 条）、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等（第 581 条）、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置（第 582 条）、坑内作業場におけるガス濃度の抑制（第 583 条）、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等（第 583 条の 2）、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置（第 584 条）、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守（第 585 条）、有害物や病原体等の集積と表示（第 586 条）、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場（第 587 条）、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場（第 588 条）、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場（第 589 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な

騒音測定等（第 590 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等（第 591 条）、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における定期的な炭酸ガス濃度の測定等（第 592 条）、

著しい暑熱、低温、低湿物体、有害物、有害光線、ガス・蒸気・粉じん等の発散、病原体による汚染等の危険源にばく露し得る業務をさせる際の適当な保護具の備え付け（第 593 条）、皮膚障害をもたらす物や経皮吸収有害物等にばく露し得る業務をさせる際の適当な保護具等の備え付け（第 594 条）、強烈な騒音に晒され得る場合の耳栓等の保護具の備え付け（第 595 条）、同時就業者分の保護具の数の備えとメンテナンス（第 596 条）、労働者による保護具使用の指示の遵守（第 597 条）、保護具等による疾病感染リスクがある場合の個別の保護具の備え付け等（第 598 条）、

ウ 有機則は、昭和 33 年ころ、大阪と東京で、ヘップサンダルの製造やポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がベンゼン中毒と判明したことを契機として、有害性が明らかな有機溶剤 51 種類を選定し、それらによる労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、有機則等の特別規則は、安衛則に対する特別法に当たり、内容が競合する場合には、優先的に適用され、その余は安衛則が適用されること、

法第 22 条に基づき有機則第 2 章が定めている危害防止措置は、第 1 種、第 2 種有機溶剤については、発散源密閉設備、局

所排気装置、プッシュプル型換気装置であるが、第 3 種有機溶剤については、全体換気装置でもよいとされていること、通気の問題が生じ易いタンク内の有機溶剤業務では、一定のマスクの使用を求めていること、

エ 鉛則は、戦後に新たな鉛化合物や鉛作業の登場とそれによる中毒者の発生を前提に、昭和 42 年に、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、鉛は、その製錬、加工等の際に発散するヒューム、粉じんへのばく露で、疝病、四肢の麻痺などの悪質な中毒を発生させること、鉛則でも、局所排気装置やプッシュプル型換気装置の設置、労働者に保護具を使用させることなどが事業者に義務づけられていること、

オ 四アルキル鉛則は、ノッキング防止のため自動車等の燃料に添加する無色の液体で、蒸気の吸引により頭痛、吐き気、著しくは錯乱状態等の健康障害をもたらす四エチル鉛等について、省庁横断的な協議の結果、1951 年（昭和 26 年）に施行された四エチル鉛危害防止規則に淵源を持つこと、しかし、それは、製造、輸送における中毒を想定していたところ、昭和 37 年 7 月頃の横浜市の米軍石油貯蔵タンク清掃作業で作業員 29 名の四エチル鉛中毒を生じた（うち 4 名が死亡した）災害を踏まえ、改正されて昭和 36 年 5 月に四エチル鉛等防止規則となり、更に、昭和 40 年 10 月に、ぼすとん丸の四エチル鉛に汚染された船艤やタンクの清掃作業者が集団で中毒にかかった事件をきっかけに、四エチル鉛、四メチル鉛、その他いくつかの混合アルキル鉛を対象に、事業者を名宛人

として、装置を密閉式とすることから保護具の装着、特殊健診を含む総合的な対策を求めるのが四アルキル鉛則であること、

カ 特化則は、従来の特別規則による僅かな規制対象外の有害物質のうち、特定の物質を取り扱う労働者の健康被害が多い実態、従来の安衛則の規制内容に具体性を欠いていたこと等に鑑みて、公害対策も視野に入れ、昭和46年に労働省が制定した特定化学物質等障害予防規則と、それに紐付く3つの告示(ガス等の気中濃度関係、特殊健診の対象関係、作業主任者講習関係)を嚆矢としていること、昭和47年の現行安衛法に製造許可、有害性の表示等の制度が盛り込まれたことを踏まえ、内容の充実化が図られ、以後も複数回の改正が重ねられたこと、

他の法令との関係についてみると、安衛法本体との関係では、法第55条が黄磷マッチ、ベンジン等の製造、輸入、譲渡等の禁止、第56条が、ジクロルベンジン、ベリリウム等の製造を大臣の許可制としつつ、その取扱いについては、本規則上の第一類物質として、その基準に委ねていること、安衛法上の製造等の禁止、製造許可の対象外物質は、有機則や本規則による類型別の管理に委ねられていること(第一類：重度の慢性疾患を発生させ得るため、安衛法第56条で製造許可の対象とされている物質、第二類：(重度の)慢性障害を発生させ得るため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備や局所排気装置の設置を要する物質、第三類：大量漏洩により急性障害を生じ得るため、屋内換気装置等一定の設備を要する物質)、有機則等他の特別衛生規則との関係では、本規則

は対象物質の用途や有害性の多様性などを踏まえ、対象となる作業の特定はせず、それを製造又は取り扱う作業を全て対象としていること、特化則は、発がん性物質の規制を重視しており、従前は有機則が規制していたクロロホルム10種を、その第二類物質の「特別有機溶剤」に位置づけ、ばく露記録の長期保存、作業主任者の選任等を規定したこと(その後、1, 2-ジクロロプロパン等が追加された)、有機溶剤とは、特定有機溶剤の含有率が1%超か否か(超の場合、特化則適用)、特定有機化合物と有機溶剤の合計含有率が5%超か否か(超の場合、有機則適用)(各1%、5%双方超の場合には両規則の適用あり、各1%、5%双方以下の場合には、両規則とも適用なし)で適用の棲み分けが図られていること、

本規則は、ガス、蒸気又は粉じんによる健康障害防止措置として、設備上の措置のみでは不十分な場合等における防護具の備え付け等を定めていること(第7章)、

キ 高圧則は、ケーソン内部作業や潜水作業などの高圧条件下での就業では、圧気下体内に浸透した気体が低圧化すると気泡に変わり、細い血管を塞ぐなどして、関節痛、けいれん等を生じる高血圧障害等の防止のため、旧労基法の下で1961年に制定され、その内容が現行安衛法の制定の際に策定された旧高圧則に引き継がれたこと、その後、1976年2月に栃木県の大瀬橋建設工事で一酸化炭素を含む空気の送給により、ケーソン内にいた労働者6人が一酸化炭素中毒で死亡する災害が発生したことを契機に、当時の安衛則の安全基準内の高圧作業にかかる危険防止に関する

る規定を統合するなどして充実化し、現高圧則（昭和 52 年労働省令第 2 号）ができしたこと、規則内には、高圧室内業務の設備、潜水業務の施設等（第 2 章）、高圧室内業務の管理（第 3 章）等が定められていること、

ク 電離則は、吸収された物質をイオン化（中性物質をプラスやマイナスの電荷を帯びたイオンにすること）させ、人体に影響を及ぼす X 線などの電離放射線による健康障害の防止を目的とした規則であること、①戦後の経済復興時に X 線装置や放射性物質の利用が増える一方、関係者の知識が乏しくて健康障害等が多発したことを踏まえて、昭和 20 年代後半に關係する様々な行政通達が発せられたこと、②昭和 32 年に放射性同位元素等による放射線障害の防止法が制定されたこと、③技術革新で電離放射線の取扱い範囲が拡がったこと等から、昭和 34 年に電離則（労働省令第 11 号）が施行されたこと、その後、昭和 33 年の国際放射線防護委員会（ICRP）慣行を踏まえた全面改正を経て、昭和 47 年に現行安衛法の制定を踏まえて新規則となったこと、しかし、非破壊検査の装置の放射線源による災害の多発等を踏まえ、昭和 48 年に電離放射線障害防止対策要綱が公表されたこと、1999 年の東海村 JCO 臨界事故を受けて、規則改正が行われたこと、2011 年の東日本大震災による福島第一原発事故により、本規則の改正と共に、除染則が制定されたこと、

本規則は、第 2 章で、管理区域を設定して標識により明示すべきことや、労働者が常時立ち入る場所について、遮蔽壁や局所排気装置の設置等により実効線量が所

定限度内となるようにすべきことや、放射線にばく露する労働者が受ける線量を測定すべきこと等を定めていること、第 4 章で、放射線濃度にかかる作業環境管理、保護具や作業衣を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

ケ 酸欠則の前身は、昭和 36 年から 37 年にかけて、東京都内の高速道路工事現場で相次いで生じた酸欠による作業員の死亡災害等を受けて昭和 42 年に発出された「酸素欠乏症の防止について」と題する労働省通達に遡ること、しかし、その前後にも酸欠による災害が継続し、昭和 43 年 11 月には「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたが、増加の一途を辿ったため、強制力のある規則を単独で制定したのが、「酸素欠乏症防止規則」（昭和 46 年労働省令第 26 号）であったこと、昭和 55 年に滋賀県彦根市のゴミ焼却炉の汚水処理施設で、硫化水素中毒により計 5 名が死亡する災害が生じたことを受け、同中毒も視野に入れ、「等」を付した酸欠則が制定されたこと、

本規則は、酸欠危険のある作業場所を広く列挙して、対象範囲を定め、種々の防止措置の確保を図っていること、防止措置としては、作業環境測定を筆頭に、換気（による一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の抑制）、換気を行えない場合等に保護具を使用されること、入退場者の点検、酸欠危険作業従事者以外の者の立入禁止、作業主任者の選任、特に危険な酸欠危険作業（第一種酸欠危険作業）従事者に対する特別教育、退避、酸欠症状による転落の防止措置等を規定していること、

コ 粉じん則は、長期間にわたる粉じん

の吸引による肺の病変による不可逆、難治性の健康障害（けい肺、溶接肺等）の防止のため、昭和 35 年に制定され、同 52 年に改正されたじん肺法を基礎としていること、同法の 52 年改正は、じん肺有所見者数の多さを踏まえたものであったこと、本規則は、同改正の際に、職場における粉じんの規制（作業環境、ばく露防止にかかる規制）の強化を求める声を受けて昭和 54 年に策定されたこと、

本規則は、第 2 章に、粉じんの発散の防止／抑制を目的として、特定粉じん発生源に対する密閉設備や局所排気装置、プッシュ・プル型換気装置の設置、湿潤状態保持設備の設置、その他の粉じん作業にかかる措置（測定結果に応じた換気風量の増加、坑内作業場における切羽近くでの粉じん測定等）、第 6 章に、ばく露防止のための保護具、一定の作業については有効な呼吸用保護具を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

サ 石綿則が対象とする石綿は、有用な天然鉱物として古くから利用されてきたが、発がん性等の影響が明らかとなり、日本を含む 60 か国以上で輸入や使用が禁止されていること、中皮腫の場合平均平均 40 年、肺がんで平均 30-40 年の潜伏期間が認められていること、

元は、安衛法と特化則等で健康障害防止措置を講じさせて来ていたが、平成 7 年、16 年の安衛法施行令の改正で、石綿含有製品の製造等が禁止され、使用量が大幅に減ったこと、しかし、昭和 50-60 年頃に建設された建築物に石綿含有建材が多く含まれており、その解体等の増加による労働者のばく露機会の増加が予想され、なお

かつ、ばく露防止に必要な措置が特化則所定の措置と大きく異なっていたため、平成 17 年に単独規則としての石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）が制定されたこと、その特徴は、①石綿等（石綿及び石綿を 1% 以上含有する製品等）が使用された建築物の解体等にかかるばく露防止対策の整備、②石綿等が吹き付けられた建築物の管理、③石綿含有製品の計画的代替化の促進であったこと、本規則が制定された年に、偶然、クボタで従業員 79 名が石綿疾患で死亡し、近隣住民にも被害が発生していたことが明らかとなったこと（「クボタ・ショック」）、

本規則は、第 2 章で石綿等取扱い業務等にかかる措置を定めており、その第 1 節は、建築物、工作物、船舶の解体等（解体、破碎等）のほか、吹付け石綿等の封じ込めや囲い込み作業での健康障害防止措置として、石綿等の使用の有無の目視、設計図書等による調査、その結果の記録、使用の有無が不明な場合の分析調査と結果の記録、これら事前の調査結果を踏まえた作業計画の作成と、それに沿った作業の遂行、建築物の吹付け石綿等の囲い込み作業や建築物の張付け石綿等が使用されている保温剤等の除去か囲い込み作業についての当該作業従事者以外の者の立入禁止措置及びその旨の表示等を事業者に求めていること（第 3、4、7 条）、第 2 節は、建築物の解体等の場面ではなく、吹き付けられた石綿や石綿含有保温材の損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者のばく露危険がある場合に、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じるべきこと、臨時に就業させる場合には、

(除去等までは実施しなくてよいが、) 呼吸用保護具等を使用させるべきこと等を規定していること、第3節は、建築物関係以外で石綿等を取り扱う業務等について、発散源の密閉、局所排気装置の設置等を求めると共に、石綿等の切断等の作業については、湿潤等の措置を講じると共に、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者に義務づけていること、そして、第2章で定められた作業を含め、石綿等を常時取扱い、もしくは(石綿による健康障害防止等を目的とする)試験研究のため石綿そのものを製造するか、一定の石綿を含有する製剤等の石綿分析用試料等を製造する作業場では、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを40年間保存させること等を使用者に義務づけていること、

シ 法第22条の淵源は、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第13条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、ガスや蒸気、粉じんなどの危険源について、排出密閉、必要のある者以外の立入り禁止、作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、現行安衛則の衛生基準や特別規則が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947年に制定された旧労基法第42条が、使用者に安全衛生にかかる一般的義務を課し、他方で、当時は工場法施行令、同施行規則、工場危害予防及び衛生規則など様々な規則に分散していた内容を、労基法

の体系下に位置づけると共に、ILOの条約・勧告を参照し、なおかつ工場監督行政の体験を踏まえて、同じく47年に、旧安衛則が制定されたこと、旧安衛則等の諸規則には、後に法に格上げされた事項(作業主任者、安全・衛生委員会、急迫した危険時の労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間制限、技能講習等)が定められていたこと、

ス 法第22条の射程が広いため、背景となった災害は特定できないが、実質的には、それに紐付く特別衛生規則の前述のような災害が該当するであろうこと、もっとも、鉛則や特化則のように、中毒者数の実態調査が背景となった特別規則があり、災害のみが背景とは限らないこと、金属中毒や粉じんによるけい肺のように、大正時代から注目されていたものもあったこと、

セ 関連判例のうち、林野庁高知営林局事件では、林野庁が、昭和32年頃にチエンソーや、同36年にブッシュクリーナーを本格導入して任用した職員に使用させていたところ、振動障害に罹患したため、損害賠償請求された事案につき、1審は、鋤打機や削岩機等による振動障害から、これらの機械の導入によるリスクは予見できたのに、当該リスクに関する調査研究をせずに使用させたこと等は過失だとしたのに対し、2審及び上告審は、予見可能性を全否定はできないが、公務員災害補償制度の適用以上に民事過失責任を負わせるほどの違法性はなかったなどとして、林野庁の責任を否定したこと(もっとも、これは安全配慮義務のリスク管理義務としての本質を否定したのではなく、公務にかかる事案のため、容易に国等の責任を認めるべ

きではなく、公的補償に委ねるべきとの考え方が基礎にある（：民間企業の場合には異なった結論になる）判断のように思われる）、

東北機械製作所事件では、木型・金型修理・塗装工が、10 年以上、換気扇がなく防毒マスクも使用しないまま、溶剤としてシンナーを使用していたところ、有機溶剤中毒症に罹患したとして、雇用主であった会社に損害賠償を求めた事案につき、会社は、先ずは換気装置等を設置して作業環境を改善し、次に保護具を使用させるべきだったのに怠った点で過失責任があるとしたこと、

三菱重工神戸造船所（騒音性難聴）事件では、全審級において、本件の元請は、下請の労働者と指揮命令関係にあり、元請が管理する労働手段を使用し、作業内容も元請の従業員とほぼ同じだった以上、当該下請労働者に対して安全配慮義務を負い、その内容は、労働省が作成した安全衛生のしおりに記されている措置（①環境改善、②騒音測定、③防音保護具の装着、④作業者教育、⑤聴力検査）と同一であるところ、これらの一歩を怠った以上、同義務違反があるが、下請労働者側も、従前の経験から騒音の存在を知りながら、下請に採用されて元請の管理下で就業し続け、耳栓を完全に装着していなかった等の点で過失相殺されるとされたこと、

三菱重工神戸造船所（振動障害）事件では、1, 2 審共に、チェンソーとそれ以外の振動工具による振動障害防止のため、それぞれに関する通達を踏まえ、会社側には、①工具の選定と保持、②作業時間管理、③作業標準の設定、④操作・作業方法の指導

その他の教育、⑤保護具の支給と使用の徹底等を行う安全配慮義務があったが怠ったとして過失責任を認めつつ、被災労働者の血管取縮作用がある喫煙のほか、過度のアルコール飲酒、単車運転による寒冷ばく露につき、賠償額の減額事由になると判断されたこと、

喜楽鉱業（有機溶剤中毒死）事件では、労働者が、おそらく、工場の廃溶剤タンクの底部に溜まったスラッジの清掃を、送気マスクや安全帯を装着せずに行っていたところ、有機溶剤中毒で死亡したために遺族から雇用主に損害賠償請求された事案で、法第 22 条が、事業者に、原材料、ガス、上記、酸素欠乏空気等による健康障害防止措置を課し、有機溶剤の易体内吸収性や毒性の強さから、有機則が定められた経緯などから、本件の雇用主には、有機溶剤を取り扱う労働者への有毒性、取扱い上の注意等の教育の徹底、安全管理体制や本件タンク内に入るには、送気マスク等の保護具を装着すべきこと等を記した作業手順の整備等を行い、労働者の知識不足や慣れから生じる不注意等による災害を防止する注意義務があったが怠ったとして、過失責任が認められたこと、

化学メーカーC 社（有機溶剤中毒等）事件では、有機溶剤を取り扱う検査分析業務に従事していた従業員が、化学物質過敏症や中枢神経機能障害との診断を受けたことから、会社の安全配慮義務違反又は不法行為による損害賠償を請求したという事案で、安衛法やそれに紐付く規則は、その趣旨や具体的な状況下で、安全配慮義務の内容となり得る旨を述べたうえで、本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるク

ロロホルムと第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサンを使用し、有機則の適用を受けるため、会社は、同業務を行う部屋に局所排気装置等を設置する義務を負っており、それは安全配慮義務の内容でもあったが、同装置を設置していない部屋があつた点につき、同義務違反となること、業務時間が短い等の場合、保護具を使用させることを前提に同義務が免除されることがあるが、本件はその条件に該当しないこと、有機溶剤の毒性等から、保護具を使用させることも、使用者の安全配慮義務の内容となるが、会社は、保護具の機能を満たさないマスクを設置したのみだったので、同義務に違反していたこと、有機溶剤業務については、法令上、作業環境測定が義務づけられ、それが作業環境管理の基礎的要素であるため、やはり安全配慮義務となるが、会社は、それを果たさなかつたこと等から賠償責任を負う旨の判断が示されたこと、国賠訴訟である大東マンガン事件では、マンガン精錬所でマンガン鉱の製錬作業に従事してマンガン中毒に罹患した労働者らが、当該被害は、安衛法第22条及びそれに紐付く特化則違反の状態を労基署が放置したことによるとして、国賠請求を行った事案につき、2審は、行政官庁の権限行使は、その合理的裁量によるものであり、少なくとも当該事業場につき労働者に切迫した「重大な危険」が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法では危険の発生を防止できず、なおかつ行使すれば防止し得た場合に初めて国賠責任が生じ得る旨を述べたこと、

ソ 適用の実際について、最近の労働基準監督年報をみると、第20-25条の違反

において、有機則違反が最多で約2300件、次に特化則違反が約2000件、粉じん則違反が約1500件、安衛則違反が約400件で、電離則、鉛則、高圧則の違反は2桁台で少なく、四アルキル鉛則違反はゼロだったこと、

タ 第23条は、場所、機械器具、原材料等を含め、労働者の作業環境及び作業そのものの衛生や風紀等への配慮を義務づけた規定であること、建物等の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の衛生等に関する代表的な紐付き規則には、安衛則と事務所則があり、このうち安衛則の第540条は、安全な通路の設置と維持、標示、第543条は、機械間、機械-他設備間の通路幅を定めていること、本条には罰則（法第119条第1号：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下）があること、

チ 本条に紐付く主要な特別衛生規則である事務所則は、従来、事務所労働に適用されてきた安衛則第3編の規定が、特定の有害業務（坑内労働、粉じん労働、暑熱・低温作業等）を対象としていたところ、日常的な事務労働一般について対策を講じる必要性が生じたこと、その背景には、①安全衛生行政の最低基準から快適基準へのシフト、②ILOにおける商業及び事務所における衛生に関する条約（120号）・勧告の採択、③建築物における衛生的環境の確保に関する法律の制定等があったこと、現に、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等もあって、室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による外注の発生などの事務所衛生に関する問題が発生していたこと等を踏まえ、昭和46年に制定され、

翌年の安衛法制定に伴い、それに紐付く省令とされたこと、平成 16 年に、建築物の気密性の向上、化学物質を放出する建築材料の普及等を踏まえ、ホルムアルデヒド等による室内空気汚染への対策が加えられたこと、

事務所則では、第 2 章から第 4 章に危害防止基準が設けられており、第 2 章は環境管理の規制を担い、気積、換気、湿度、照度の基準設定、空気調和設備や機械換気設備による空気の浄化、燃焼器具を用いる室等での換気、安衛法施行令第 21 条第 5 号が定める室や建築基準法第 2 条第 13 号等が定める条件を持つ室など、特定の室等における定期的な作業環境測定、騒音及び振動の防止等を定め、第 3 章は清潔を担い、飲料水の供給、飲用・食器洗い用給水の水質の確保、排水の漏出の防止、清掃等の実施、ネズミや虫の発生防止、便所の男女別化や一定個数の確保、洗面設備の確保、第 4 章は休養を担い、休憩設備設置の努力義務、男女別の睡眠／仮眠場所や寝具等の設置、一定数以上の労働者を使用する場合の男女別の休養室／休憩所の設置、立業従事者用の椅子の設置、第 5 章は救急用具を担い、救急用具等の備え付けと場所の周知等を定めていること、

ツ 本条の沿革も、法第 22 条と同様に、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第 13 条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、採光、換気、照明、救急用具、食堂や食器の清潔、男女別の更衣所や浴場の設置など、現行の事務

職則等が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947 年に制定された旧労基法第 43 条が、通路と休養以外の項目について、本条と同じ内容（建設物等に関する換気、採光、照明、保温、防湿、避難、清潔に必要な措置等）を使用者に義務づけ、第 45 条が、命令でそれを具体化する旨定めたこと、

テ 法第 22 条と同様に、法第 23 条も射程が広いため、背景となった災害は特定できないが、やはり、工場法時代から同種の規定が存在したことから、現代とほぼ同様の建設物等による衛生面での健康障害が生じていたと解されること、本条に紐付く事務所則は、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等を背景とする室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による外注の発生などの事務所衛生に関する問題の発生を背景としていたこと、

ト 関連判例のうち、刑事事件である M 製作所（安衛法違反被告）事件では、元請 F 製作所が農協連から受注した増設工事のうち設備工事を下請した Y1 社の取締役であり、その工事及び安全管理を統括していた Y2 が、別の建設工事会社から派遣された A らを使用して、網状鋼板に付け替えるため、先ずは機械室内の足場板を取り外して開口部（本件開口部）を生じたところで、別の場所でし残した作業を思い出し、ロープに白布を付けて目印として、その場を離れたところ、電気系統の点検に来た関係者の C が、そのロープを跨ぎ、その開口部から落下して死亡したことを受け、通路の安全確保を定めた安衛則第 540 条と安衛法第 23 条、第 27 条違反に

当たるとして、Y1と共に、両罰規定（法第122条）により起訴された事案について、1審が、本件開口部は、作業の工程と時系列を全体としてみると、本件工事のため、通路として用いられており、安衛則第540条が定める「通路」に当たるとしたのに対し、2審は、同条にいう「通路とは労働者が通行する場所をいう」と述べた上で、本件開口部は、その発生時点から塞ぐ（予定の）時点まで、Y2とその指示の下で就労していた派遣労働者らのほかに通行することがあり得ない場所だから、同条にいう通路には当たらないし、CはY1の労働者ではなかったので、Y1の労働者にとっての通路とも言えない、と判断したこと（つまり、時系列的には開口部発生の前後は考慮せず、人的範囲については、Y1（とY1を代理するY2）が使用する者のみを考慮する旨示したこと）、

ナ 民事事件である内外ゴム事件では、数年間、換気が悪い作業場で、保護具を着用せず、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた作業員が、慢性有機溶剤中毒に罹患した事案で、安衛法及びそれに紐付く安衛則や有機則の規定は、行政取締規定だが、その目的の一致から、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとした上で、本件では、一定の機能を持つ局所排気装置の設置（安衛法第22条、第23条、有機則第5条、第14条～第18条）、呼吸用保護具、保護手袋等の保護具（安衛則第593条、第594条、有機則第32～第33条）が同義務の内容になるが、それに違反して上記中毒をもたらしたと判断されたこと、

ニ 最近の「労働基準関係違反に係る公表事案」から本条の適用の実際をみると、法第23条違反は、通路等に関する安衛則第540条違反の2件に限られていたこと、平成30年の労働基準監督年報では、第20条～第25条違反における安衛則違反は約440件、事務所則違反は8件だったこと、

ヌ 調査対象とした法第22条、第23条の原型は工場法時代から受け継がれ、その実質は、それに紐付く規則等によって形成されているため、変化への適応は、規則等の追加や改正を行うことで足りると思われること、

ネ 特別衛生規則の変遷は、①技術の発達、労働者の健康実態、災害的出来事の発生や社会問題化を背景とする充実化、②危害要因の（特質や重要性認識の）変化などに応じた細分化、③有機則と特化則の重畳的適用に代表される複雑化、に3点に集約され、これらの進展が、一定程度、労災や健康障害の防止効果を発揮したことは疑いないものの、事業者にとっての分かり易さや自律的な安全衛生活動の促進との相克が生じ得ること、仮に統合を図る場合には、危害要因の種別、ハザードのレベル、取り扱い方法などの要素のいずれに着目するかを検討する必要があること、

等が示されている。

5 阿部（未央）報告①（第4章第24条～第25条の2）

（分担報告書の執筆、ここでの整理とともに未了。）

6 山本報告①（第4章第26条～第27条）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

7 石崎報告①（第4章28条～第28条の2）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

8 三柴報告②（第4章第29条～第36条）

三柴報告②は、第29条から第36条に至る分担範囲のうち、第29条～第30条の3について、その趣旨や関係判例を調査すると共に、旧安衛則のブリーフを作成し、名宛人の整理を行った。

同報告では、

ア 安衛法については、遅くとも旧安衛則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが（たとえば、旧労基法（旧安衛則）時代に、使用者を名宛人とする規定を元請人（の現場監督者）に適用し、その刑事责任を認める裁判例も出されていた（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和47年2月28日判例時報666号94頁）、旧労災防止団体法の定め及びそれを継承発展させた現行法により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第29条と第29条の2は、罰則こそ付さなかったものの、旧安衛則時代には直接的な定めがなく不明確だ

った、元方事業者の措置義務を具体的に定めたこと、

のことからも、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の1つであり、別添の社会調査の結果からも、それこそが実際に労災防止効果を生んだ要素の1つと解されること、従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化を踏まえつつも、労災防止に影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があることが窺われること、

イ 前回の研究プロジェクトで中心的な検討課題の1つとした性能要件型規制（目的（：あるべき安全衛生状態）を法定し、その実現手段の選択は（一部の体制的、手続き的要素を除いて）規制対象者の裁量に委ねるイギリス型の規制手法）は、遅くとも旧安衛則時代には機械安全面等で採用されていたこと、

等が示されている。

9 淀川報告（第4章第33条～第34条）

（分担報告書の執筆は一部完了、ここでの整理は未了。）

10 井村報告（第5章第1節）

（今年度の改訂は一応完了。それを踏まえたここでの整理は未了。）

井村報告は、法第5章に属する第37条から第58条に至る分担範囲のうち、第37条について解説している。同条は、ボイラ・圧力容器、クレーン・ゴンドラ等、それ自体又はその取扱いに危険を伴う機械等（特定機械等）につき、構造規格への適

合審査を経て、製造許可を受けるべきことを定めている。3ステップ・アプローチ(まずは、機械や建設プロジェクトの安全設計、ハザードレベルの低い化学物質の採用などの本質的な安全対策を講じ(1stステップ)、残存するリスクに対して、機械停止装置の装着、安全服の着用などの追加的防護柵=安全工学、衛生工学的対策を講じ(2ndステップ)、それでも残存するリスクに対して、安全教育などの人的措置を講じる(3rdステップ)、というEU等で原則化している予防の方法論)のうち、1stステップの履行確保を図る規定であり、3rdステップの履行を図る規定、すなわち、そうした機械等を取り扱う者に免許や講習受講等の要件を課して、取扱いの適正確保を図る法第61条等とは両輪の関係にある。

同報告では、

ア 同条は、危険を伴う機械や有害物等につき、製造・流通段階での安全化を図ろうとする安衛法に特徴的な規制の一環であり、特定機械等を使用する事業者ではなく、その製造者を対象とした規制であること、条文上、特定機械等は、「特に危険な作業を必要とする機械等」であって、別表に掲げられたもののうち安衛法施行令で特定されたものに限られており、安衛法制定以後追加されていないが、定めの趣旨からすれば、施行令が定めるものに限る必然性はなく、「特に危険な作業を要する機械等」の解釈を改めて検討する必要もあると解されること、

施行令により、同条の対象とする特定機械等のうち、ボイラーは、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径及び内容積を持つ等の条件を全て充たすものに限定

され、第一種圧力容器(内容物が大気圧の沸点を超える温度の液体(飽和液)であるものを指す)は、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積を持ち、容器内の圧力が大気圧を超える等の条件を全て充たす容器に限定され、クレーン、リフト、ゴンドラも、(過去の災害例や事業場での安全管理が適當か否か等の観点から)施行令で定義されたものに限定されていること、

イ 同条が規制対象とする特定機械等については、古くから、製造、設置等につき、検査による許可制度が設けられ、同条は、それらをほぼそのまま継承する形で策定されたこと、例えば、

ボイラーについては、明治時代に警視庁が取締規則で構造規定に基づく検査、設置許可を定める一方、工場法が行政官庁の裁量による使用停止命令を定め、1935年(昭和10年)には、内務省が構造規格、設置基準、取扱責任者等を定めた取締令を策定して、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁じ、1937年(昭和22年)の労基法制定に際して、旧安衛則が、ボイラーの高圧化の流れを踏まえて、溶接を要するボイラーの製造を許可制とし、1959年(昭和34年)には、ボイラーの技術的進歩等を踏まえてボイラー則が制定され、全てのボイラー・圧力容器を対象に製造許可制が採用されていたこと、

クレーン等については、1937年(昭和12年)に、労働者災害扶助法に基づき制定された土木建築工事場安全及衛生規則で、(当時は)デリックを中心とする起重機等の巻上装置の構造規制が行われ、その後、1937年(昭和22年)の労基法制定に際して、旧安衛則第327条が、一定以上

の巻き上げ能力や大きさを持つ起重機等の揚重機につき設置認可制を採用したが、クレーンの技術革新、関連労災の多発等を受けて、1962年（昭和37年）に旧クレーン則が制定されて、初めて製造許可制が採用されていたこと、

ゴンドラについては、戦前に特段の規制は存しなかったようだが、1937年（昭和22年）に、労基法第46条第2項が、特に危険な作業を必要とする機械器具につき、製造許可制を定め、1963年（昭和38年）に、旧安衛則第109条の6第6号が、巻上機に適切に作動する制御装置を設置するよう定めた後、1969年（昭和44年）に、高層ビルの建設ラッシュによるゴンドラへの需要拡大と関連労災の多発等を受け、ゴンドラ安全規則が制定され、製造許可制が採用されていたこと、

イ 関係する災害例をみると、ボイラーについては、1889年（明治22年）に石川県金沢市の大鋸谷製作所で死者9名、負傷者8名に達する破裂事故が起き、農商務省の技師による調査で、事前に原料や構造の検査を受け、熟練者が取り扱っていれば防げたと指摘される、ボイラー則が制定される直前の1955年（昭和30年）にも、横浜市鶴見区の製菓工場で、缶体の圧力を調整する安全弁の不備等による爆発事故が起き、死者2名、重傷者6名を生じる等の災害が発生していたこと、

クレーン等については、1927年（昭和2年）に上野松坂屋の工事現場で重量物をつり上げようとした起重機が、垂直に設置されていなかったために、支えとなるワイヤーも切断されて横倒しとなる事故が起き、死者4名、重軽傷者10名以上を生じ

る、1932年（昭和7年）に東京上野の地下鉄工事現場で、支えとなるワイヤーの品質の問題でエレベータが墜落し、4名が重軽傷を負う、クレーン則策定5年前の1957年（昭和32年）にも、川崎製鉄千葉製鉄所で、マスト（主柱。高さ60m）を補強する溶接が不完全だったことで、ワインチでアーム（長さ55m）をつり上げようとした際にマストが倒れ、アームと共に崩れ落ちて死者5名、重軽傷11名を生じる等の災害が発生していたこと、

ゴンドラについては、1969年（昭和44年）に東京渋谷の西武百貨店で窓清掃作業中のゴンドラをつっているクレーン部分のギアのかみ合わせの問題からギアが外れてゴンドラが落下し、下を歩いていた小学生2名を含む3名が死亡する等の災害が発生していたこと、

以上のうちゴンドラの災害は、明らかにゴンドラ安全規則の制定を後押ししたこと、

ウ 特定機械等の製造許可申請を行う製造者が遵守すべき申請手続きについては、ボイラー則、クレーン則等の機械等ごとの個別の安全規則に定められており、概ね所轄の都道府県労働局長へ予め申請すべきだが、既に許可を受けたものと同一の型式であれば不要であることのほか、添付すべき書類が定められていること、それにには、その構造を示す図面のほか、ボイラーの場合、強度計算、製造・検査のための設備（製品そのものではなく、製品を製造し、検査するための設備を審査する趣旨）、工作責任者の経歴、工作者の資格・数、溶接による場合、溶接施工法試験結果、クレーンの場合、強度計算（機械等の構造及び部材の作業上発生する負荷に対する耐性。通

常、材料の強度と装置の許容応力から安全率を算出する)の基準(ただし、実務上は、計算式のみでなく、計算結果まで添付が求められている)、製造過程で行う検査設備、主任設計者と工作責任者の経歴等が定められていること、また、申請を行う製造者が準拠すべき製造許可基準も公表されていること、

エ 関連判例に富士プロイラー事件静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日があり、原告会社が購入した乾燥機に設計とは異なる製造の問題があったことで、原料投入口の鉄蓋が吹き飛び、同機内の鶏の肉片等が付近の住宅等に飛散し、操業停止から廃業を余儀なくされたため、同機の製造ないし落成に際し、構造検査等を適正に実施せず、安衛法上の諸規則が定める許可基準を充たさないのに許可を出した等として、国(労基署長)を相手方として不法行為損害賠償請求をした事案につき、判決は、安衛法上の第一種圧力容器に関する諸規則が、製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続きを行うのは、労働安全衛生を目的とし、国が事業者に対してその安全性を保証する制度ではなく、仮に規格適合性審査が不十分な容器が設置されることになんでも、事業者との関係では違法性を論ずる余地はないとして、控訴審(東京高判昭和 60 年 7 月 17 日)も、その判断を支持したこと、等が示されている。

11 長谷川報告(第 5 章第 2 節)

(分担報告書の執筆は概ね完了、ここで整理は未了。)

12 阿部(理香)報告(第 6 章)

(今年度の改訂は一応完了。それを踏ま

えたここでの整理は未了。)

阿部報告は、法第 6 章に属する第 59 条から第 63 条について解説している。この章は、労働者への安全衛生教育を中心として、一定の危険有害業務への資格を持たない者の就業制限、中高年齢者等の適正配置等について定めている。

同報告では、

ア 安全衛生教育は、主に「錯覚」、「焦り」、「慣れ」等の人的要因による災害の防止を目的とするものであること、

イ 本章の条文とそれに紐付く政省令が定める安全衛生教育制度は、現行法によって具体化・充実化されると共に、体系的に整備されたこと、例えば、雇い入れ時教育制度(第 59 条第 2 項)は旧労基法時代からあったが、作業内容変更時教育(第 59 条第 2 項)や一定の危険有害業務に従事する者への特別教育(同条第 3 項)、職長等の現場監督者向けの教育(第 60 条)は、現行法に初めて盛り込まれたこと、

ウ 現行法での教育制度の整備の背景には、その制定前には毎年 6,000 人超の労災による死者が生じており、昭和 46 年の労災防止計画で教育制度の強化が対策の柱の 1 つとされたこと、現に、教育の懈怠が社外工や顧客にまで被害が及ぶ重大な労災の重要な原因となったと思われる例が生じていたこと、他方、適当な教育内容の背景依存性(事業場の特質や業務の性格等の諸事情に左右されること)を理由に年少労働者への教育不足があっても事業者に過失なしとした司法判断(良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭 26・9・19)もあったこと等の経緯があったこと、現行安衛法の制定後も、東

海村核燃料施設臨界事故等の災害例によって制度の拡充が促されたこと、

エ 派遣労働者への雇入れ時の安全衛生教育は基本的に派遣元が担うが、作業内容変更時教育は派遣元、派遣先双方、特別教育は、派遣先が担う立て付けとなっており、指針（「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 138 号、平成 30 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 417 号））で、派遣先の実施義務が法定されていなくても、そうした性格を持つ教育は派遣元が派遣先に委託でき、派遣先には受託するよう求められていること、教育措置の懈怠による民事責任は、教育をなすべき立場等帰責事由の有無により、派遣元・派遣先それぞれが負うものであること、

オ 実施すべき教育の基本的事項は、安衛則第 35 条に定められているが、同条第 1 項第 8 号も定めるように、対象となる労働者が從事する業務等により可変的である（：背景依存性がある）こと、

カ 雇い入れ時教育、作業内容変更時教育義務、特別教育には罰則が付されているが、職長等現場監督者向け教育義務には付されていないこと、また、内容の背景依存性から、前二者には教育時間数が定められていないこと（他方、特別教育については、安衛則第 36 条が定める 57 種の危険有害業務につき、実施内容や教育時間が、関係規則等に示されていること）、その分、労災防止の観点で内容を事業場や業務の特質に応じて実質化すべきこと、安全衛生教育が人的要因対策を主目的としていることから、今後、健康教育が強化されていくと一層意義を發揮すること、

キ 一定の危険有害業務への従事者は、旧労基法時代から、危険度に応じて、免許取得、技能講習修了、特別教育修了の 3 種の資格要件が課されており（事業者にはそれらの資格を持つ者の活用や教育の実施、従事者には資格を得た上で業務従事が義務づけられてきた）、現行安衛法に特別教育制度が盛り込まれた後も、特別教育より上位の資格を持つ者には、その全部か一部が免除され得る定めとなっていること、

ク 職長等現場監督従事者対象の教育は、作業方法の決定、労働者の配置、仕事の割り振りなどの「監督の仕方」の教育であり、主に建設業、製造業等 6 業種での実施が義務づけられているが、ホワイトカラー系の業務でも必要性が増していると思われること、

ケ 一定の危険有害業務（安衛令第 6 条が定める 31 種）につき選任が義務づけられている作業主任者が職長等現場監督従事者向けの教育の対象から外されたのは、作業主任者にはより高い基準が設けられていること（免許や技能講習修了者でなければ作業主任者たり得ないこと）によること、

コ 法第 61 条は、免許、技能講習修了など一定の資格要件を持たない者を一定の危険有害業務に従事させることを罰則付で禁止しているが、対象となる危険有害業務は、安衛令第 21 条が定める発破、ボイラー、クレーン、重機関係作業等 16 種に絞られており、特別教育の対象となる 57 業務（安衛則第 36 条）より範囲が狭いこと、

サ 法第 62 条は、身体能力が低下する

が経験値が高いことが多く、雇用継続が様々な者のメリットになり得る中高年齢者等について、適正配置により、労災を防止しつつ雇用の維持を図ろうとした規定であり、通達では、中高年齢者のほか身体障害者が対象となる旨示されているが、その趣旨からすれば、未熟練労働者や精神障害者等にも適用されて然るべきと思われ、その際には、障害者雇用促進法に基づき発出された合理的配慮指針等が参考にされるべきこと、

シ 今後、プラットフォーム労働者（請負契約等に基づき個別的に仕事を引き受けて働くが、労働実態が労働者に類似する者）への安全衛生教育制度の適用が課題となると思われること、一人親方への安全衛生教育については、最近策定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」で、受講機会の確保が図られることとなったこと、
等が示されている。

13 石崎報告②（第7章第64条～第68条）

（分担報告書の執筆は概ね完了。それを踏まえたここでの整理も概ね完了。）

石崎報告②は、法第65条ないし第68条のうち、長時間労働者対象の面接指導制度に関する第66条の8ないし第66条の9、ストレスチェック制度に関する第66条の10以外について詳説している。

同報告では、

ア これらの規定は、労働衛生の三管理と呼ばれる①作業環境管理、②作業管理、③健康管理を定めていること、①は、作業環境の有害因子を測定し、工学的対策等で

除去・低減するなどして、良好な状態を維持すること、②は、作業方法の管理により、有害因子へのばく露を防止すること、疲労・ストレスを防止すること等、③は、労働者個々人の健康状態を把握して個別的な対応策を講じたり、①②に反映させることと説明できること、①②③の順で優先されるべきだが、相互に関連させるべきこと、

イ 法第64条は、法制定当時、作業環境の快適化を定めていたが、平成4年の法改正で、第7章の2が、より幅広い職場環境の快適化を定めたことに伴い廃止されたこと、

ウ 法第65条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第21条に定めがあり、概ね、空気中に有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されていること、

このうち粉じんを著しく発散する屋内作業場（施行令第21条第1号）については、粉じん則第25条に「常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場」と定義されており、ふるい分け、混合、袋詰め、坑内やずい道での掘削、鉱物の破碎、金属等の裁断、研磨、製品等に付着した物質の除去、粉体の運搬、金属の溶解等の一般的な粉じん作業（粉じん則別表第1）のうち、「粉じんを著しく発散する」もの（坑内作業やずい道内建設作業における鉱物の掘削作業等15種類）が特定粉じん作業として列挙され（粉じん則別表第2）、それに該当するとされていること、こうした作業では、じん肺や結核、気胸などの合併症を引き起こし易いこと、

暑熱・多湿の屋内作業場（施行令第21

条第 2 号) については、安衛則第 587 条で、製鉄・製鋼業で用いる種々の炉(高炉、転炉、電気炉など) に関する屋内作業場のほか、金属・ガラス加工業で用いるキュボラ(鉄を溶かして鋳物の溶湯を得るための溶解炉) 等で金属・鉱物・ガラスを溶解ないし加熱、焼成、焼結する屋内作業場や、溶解金属を運搬する屋内作業場など、多量の蒸気を使用する染色槽での染色を行う屋内作業場、同じく金属／非金属の洗浄／めっきを行う屋内作業場、紡績・織布を行い、給湿を行う屋内作業場、ドライアイス等を取り扱う屋内作業場、労働者が冷蔵庫等の内部で作業を行う場等が該当するとされていること、

著しい騒音を発する屋内作業場(施行令第 21 条第 3 号)については、安衛則第 588 条で、鋳物・金属加工業における鉛打ち機、電動ハンマー、鋳物の型込機を取り扱う作業場、ロール機、圧延機による金属の圧延等に関する作業場、通称ガラ箱による金属製品の研磨等を行う作業場、ドラム内の刃で木の皮を剥ぐドラムパーカーや丸太をチップ状にカットするチッパー等を用いる作業場等が該当するとされていること、

坑内の作業場(施行令第 21 条第 4 号)については、安衛則第 589 条で、炭酸ガスが停滞する(想定リスク：炭酸ガス中毒)、気温が 28 度を超える(想定リスク：熱中症)、通気設備が設けられている(想定リスク：酸欠) 坑内作業場等が該当するとされていること、坑内作業場での炭酸ガス濃度(1.5%以下)、坑内気温(37 度以下)、通気設備の設置については、それぞれ安衛則に規定されていること、

中央管理式空調設備(空気の浄化、温湿

度や流量の調整等ができる設備)の設置建築物の室(施行令第 21 条第 5 号)については、事務所用のものに限り、事務所則の規制対象となっており、法第 22 条を根拠に室の一酸化炭素及び二酸化炭素濃度(事務所則第 3 条)、室の温度管理(事務所則第 4 条、第 5 条)などが定められていること、

放射線業務(原子炉運転業務、医療現場での診断・治療、機械の非破壊検査にかかる作業等)を行う作業場(施行令第 21 条第 6 号)については、電離則第 53 条で、①管理区域(放射線実効線量の合計が 1.3mSv を超えるおそれがある等、放射線量が強い区域)該当箇所、②放射性物質取扱作業室、③事故由来廃棄物等取扱施設(東電福島原発の事故で放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌の取扱作業用の施設)、④坑内核原料物質採掘作業場が該当するとされていること、放射線の生体影響は、その種類、エネルギー、内部照射か外部照射かにより異なるが、全身被曝では造血器障害等、局所被爆では皮膚、眼、生殖腺等に障害が生じるほか、長期の潜伏を経て発症する障害として悪性腫瘍、遺伝性影響が生じること、

特定化学物質(労働者に健康障害を発生させる(可能性が高い) 物質として、労働安全衛生法施行令(令)別表第 3 で定められ、特化則で第 1 類から第 3 類に分類して規制されている化学物質)の製造・取扱いを行う屋内作業場(施行令第 21 条第 7 号)については、特化則第 36 条と施行令別表の関連規定で、第 1 類物質と第 2 類物質の一部を扱う作業場が該当するとされていること、特化則は、がん原性等の

有害性のある物質を、第1類から第3類に分けて規制していること、作業環境測定の対象となる第2類物質は、漏洩とそれによる危害の可能性がある物質、クロロホルムなど発がん性が疑われる特別有機溶剤等（有機則から規制が移行したもの）、オーラミンなど尿路系器官に腫瘍を生じ得る物質等とされていること、また、特別有機溶剤のみ又はそれと有機溶剤を加えた成分の重量が全体の5%を超える製剤等は、特別有機溶剤混合物として、特化則第36条の5の適用を受け、準用された有機則により作業環境測定対象とされると（これには、特化則第36条では測定対象外とされている特別有機溶剤の含有率1%以下の製剤等も含まれる）、規則の適用関係を整理すれば、特定有機溶剤のみの成分が1%を超え（混合物の成分が5%を超え）るものは、特化則と有機則双方の適用を受け、特定有機溶剤のみの成分が1%以下（だが、混合物の成分が5%を超える）のものは、有機則のみの適用を受けること、特定有機溶剤のみの成分は1%を超えるが、混合物の成分が5%以下のものは、特化則のみの適用を受けることになること、作業環境測定の対象業務の多くは、特殊健診対象業務と一致するが、エチレンオキシドやホルムアルデヒドの製造業務のように、前者の対象だが後者の対象となっていないものもあること。

石綿等の取扱い・製造を行う屋内作業場（施行令第21条第7号）については、石綿等を取り扱ったり、試験研究のために製造する屋内作業場が該当し、石綿則の規制対象とされていること、石綿は、特化則の規制対象とされていたが、発がん性リスク

の重要性等に鑑みて、平成17年に石綿則が分離独立した経緯があること、また、昭和50年の施行令改正で、コークス炉での石炭燃焼時に発生するタール蒸気による肺がん発生リスクを防止するため、施行令第21条第7号後半で、コークス製造作業場も作業環境測定の対象とされたこと、

鉛業務を行う屋内作業場（施行令第21条第8号）については、施行令別表第4で、鉛、銅などの製錬等にかかる溶鉱等の取扱作業、鉛蓄電池、電線等の製造過程での溶融等の作業、物体表面を鉛の膜で覆う鉛ライニングの作業、溶融した鉛を用いる金属の焼入れ等（第1号～第8号、第10号、第16号）が該当するとされていること、他方、鉛の飛散が少量と考えられる鉛化合物を含有する釉薬（うわぐすり）の製造や利用、鉛装置内部の作業等は該当しないとされている（第9号、第12号、第13号～第15号）が、特殊健診対象とされていること、

酸欠危険を伴う作業場（施行令第21条第9号）については、施行令別表第6で、酸欠をもたらす要因ごとに列挙されていること、それには、物のサビ関係（鋼製のボイラー、タンク、長期間利用されていない井戸等）、物の呼吸関係（穀物、飼料、チップ等が入っている貯蔵施設等）、微生物の呼吸関係（し尿、汚水、雨水や海水が溜まっている暗きよ、醤油や酒を入れたタンク等）、不活性ガスの流入関係（爆発・酸化防止用の窒素が封入されたタンク等）、冷媒用ガス（ドライアイス等）関係（冷凍機室等）、酸欠空気等の噴出関係（メタンガスが発生する埋立地等、配管内のプロパンガスが噴出し得る配管替え作業場等、地

下駐車場など消火用の炭酸ガスの誤放出による酸欠危険作業場等、石油ガスの有志が生じる危険のある石油タンカーの油槽内等) 等があること、このうち汚水等の微生物が発生する場所では、硫化水素が発生するおそれがあること、酸欠則では、一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の上限を定めていること、

有機溶剤の製造・取扱いを行う屋内作業場(施行令第21条第10号)については、施行令別表第6の2に掲げられた54種類の有機溶剤とその混合物のうち、計47種類の第1種・第2種有機溶剤等が測定の対象とされていること、有機則第1条では、第1種有機溶剤の重量含有率が5%以上のものは第1種となり、双方とも重量含有率が5%未満でも、両者の合計含有率が5%を超えるものは第2種となること、やはり施行令第21条第10号が測定対象の条件としている(*同号は、別表第6の2に掲げられた有機溶剤の製造・取扱いを行う業務のうち、省令で定めるものを測定対象としている) 有機溶剤業務には、染料、医薬品、農薬、化学繊維等の製造工程での有機溶剤のろ過、混合、攪拌のほか、有機溶剤を用いた印刷、つや出し・防水加工、有機溶剤が付着した物の乾燥、有機溶剤を入れたことのあるタンク内での業務等が該当すること(有機則第1条第6号)、特化則に定められた特別有機溶剤は、がん原性が認められるものであり、規制の趣旨が異なること、

エ 屋外作業場は、自然環境の影響を受け易い等の事情から定点観測前提の作業環境測定は困難と考えられてきたが、ガイドラインレベルながら、「屋外作業場等に

おける作業環境管理に関するガイドライン」がまとめられ、個人サンプラー(個人に装着できる試料採取装置)による測定と管理濃度による評価と管理が推奨されたり、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱(平成13年4月25日)や、ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月26日、最終改正:平成29年6月21日)が公表されたりしていること、

オ 本条(法第65条)に基づく作業環境測定の対象(熱、粉じん濃度など)と頻度(作業開始前、半月に1度、半年に1度など)は、作業場の種類ごとに関係規則に定められているが、粉じん作業を行う坑内作業場の作業環境測定は、本条ではなく、粉じん則第6条の3に根拠があること、

カ 作業環境測定が義務づけられている作業場のうち、特定粉じんを著しく発散する屋内作業場、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設など、作業環境測定法第2条第3号、同法施行令第1条に定められた屋内作業場(指定作業場)は、測定に高度の知識や技術を要すること、重篤な健康障害を招くおそれ等から、作業環境測定士等による測定が求められていること(作業環境測定法第3条)、指定作業場について作業環境測定士等による測定を行った上の結果の評価については、安衛法第65条の2、作業環境測定法第4条により、規則の定め(有機則第28条の2、鉛規則第52条の2、特化則第36条の2、粉じん則第26条の2、石綿則第37条)によりつつ、厚生労働大臣が定める作業環境評価基準に基づいて行わねばならないが、同基準第1条では、放射線関係作業

場は、作業環境評価基準による評価の対象から除かれていること（評価自体が免除されているわけではない）、唐澤正義氏によれば、放射線の強度の測定には、物理化学的な測定方法が確立され、電離則の第3条の2、第4条～第7条に被ばく限度も定められていること等から、特化物や粉じん等のように、捕集されたサンプルの分析方法まで細かく規定する必要がなかったからと解されること、

著しい騒音を発する屋内作業場は、指定作業場ではないが、1992年（平成4年）以後、作業環境測定基準第4条により、指定作業場と同様の測定方法（A測定（単位作業場所の平均的な環境を調べるために、単位作業場内につき6m以内の等間隔で5点以上の格子点で測定）及びB測定（ハザードの時間的・空間的な偏在や労働者の移動等を前提に、作業者が呼吸可能性がある中で最も濃度が高くなると考えられる点で測定））を行うべきとされていること、その実施のためのガイドライン（平成4年基発第546号）が公表されていること、単位作業場とは、有害物質作業場の区域のうち、労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布の状況等を考慮して定められる作業環境測定の単位をいう（作業環境測定基準第2条第1項第1号）こと、測定対象となるのは等価騒音であり、これは、時間経過と共に変動する作業場内の騒音レベルを一定時間の中で測定して平均値を算出したものを意味すること、

キ 本条（法第65条）に基づく作業環境測定は、第2項に基づき厚生労働大臣が定める作業環境測定基準（昭和51年4月22日）に基づいて行わねばならず、そ

うしなければ、法定の測定を行ったことはならないこと、同基準は、粉じん濃度から、気温、騒音、放射線等さまざまな危険源にかかる測定方法や測定機器について規定していること、基準が定める測定方法には、き束的なものと、「同等以上の性能を有しているもの」を許容する性能要件的なものがあること、現段階で、法第65条第3項に基づく作業環境測定指針は公表されておらず、従って、第4項（指針に基づく事業者や測定専門団体への指導等）は行われておらず、また、特殊健診に関する法第66条第4項とセットで規定された第5項（労働衛生指導医の意見に基づく事業者への作業環境測定等の指示）も運用されていないこと、

ク 作業環境測定は、個々の作業場の条件を踏まえ、的確に行われねばならず、そのため、生産工程、作業方法、発散物の性状等を踏まえ、対象物質、測定と管理の範囲、測定点、測定時間・時間帯、測定及び分析方法等にかかるデザイン（計画）が必要となること、

ケ 作業環境測定には、単位作業場内の平均的な有害物質の濃度分布を調べるA測定、作業場内での有害物質の場所的、空間的な偏在を前提に、発散源発生時ないし発散源近くでの濃度を調べるB測定が基本であること（作業環境評価基準第2条、関係通達）、2021年（令和3年）4月1日からは、労働者の体に試料採取機器等を装着して、個々人の作業環境条件を測定する個人サンプリング法（C測定、D測定）をもって代えることが認められていること（令和2年1月27日厚生労働省告示第18号による改定）、測定点の高さは、人の

呼吸域を意識して、50cm 以上 1.5m 以下となっていること、C 測定と D 測定の関係は、A 測定と B 測定の関係に近く、平均と特定の関係にあること、すなわち、健康障害のリスクが高く、管理濃度が低く設定されている低管理濃度特定化学物質や有機溶剤を対象に、作業者の動きで呼吸域の濃度が変わることの多い条件で、複数の労働者に長時間サンプラーを付けてサンプリングを行うのが C 測定で、発散源が作業者と共に移動するような条件で、発散源に近い場所で濃度が最も高い時間に行うのが D 測定であること、主な捕集方法には、①ろ過捕集方法、②直接捕集方法、③固体捕集方法、④液体捕集方法、⑤冷却捕集方法があること、その選択は、常温・常圧で液体か固体か、昇華性があるか（固体が液体を経ずに気化するか）、粒子の大きさ、利用条件などで決定されること、

コ 粉じん濃度の測定では、作業環境測定基準第 2 条で、ろ過捕集方法（粒子状物質を含む気体または固体物質を含む液体を、ろ紙を通してによりろ過し、粒子状物質または固体物質のみをろ紙上に捕集する方法¹⁾）と重量分析方法（分析する試料を秤量したのち溶液にとかし、沈殿などにより目的とする成分を純粋な化合物として分離し、その重量を測ることにより、試料中の目的成分の定量をおこなう分析法²⁾）（いわば絶対濃度測定法）が原則と

されているが、吸引時間が長いこと等から、より簡易な光散乱式等の相対濃度指示方法との並行測定が認められていること、2 年間第 1 管理区分の評価がされれば、労基署長の許可により、相対濃度指示方法のみでの測定が可能となること（粉じん則第 26 条第 3 項ほか）、相対濃度指示方法による場合には、絶対濃度測定法による数値との対比から算出した係数（質量濃度変換係数）を用いて、質量濃度を推計する必要があること、こうした測定法と評価法が、規則や基準に細かく規定されていること、けい肺をもたらすなど有害性が強い粉じん中の遊離ケイ酸の含有率の測定については、エックス線解析分析方法か重量分析方法によるべきことが定められていること（作業環境測定基準第 2 の 2）、鉛の測定については、特定の波長の光を試料が吸収した光の度合いを試料液に当てて可視化して測定する吸光光度分析方法等の採用が規定されていること（作業環境測定基準第 11 条第 1 項）、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第 1 管理区分が 2 年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（同第 10 条第 2 項、第 3 項、第 13 条第 2 項）、

サ 放射線被ばくにかかる測定の技術と方法論はかなり複雑だが、それによる人体への影響の基本的な指標として、等価線量と実効線量（いずれも単位はシーベルト

¹⁾ ATOMICA の WEB サイト

（https://atomica.jaea.go.jp/dic/detail/dc_detail_746.html 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日）。

²⁾ 信州大学モジュール教材の WEB サイト

（<http://zen.shinshu-u.ac.jp/modules/003200004/main/index.html> 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日）。

(sV)) という概念が用いられていること、このうち等価線量は、人体が吸収する放射線の量（吸収線量という。単位はグレイ (Gy)）とその放射線の性格 (α 、 β 、 γ 、X、中性子など。放射線荷重係数で示される) を加味して算出するもの、実効線量は、その 2 つの要素に加え、放射線を受ける臓器側の感受性（組織荷重係数で示される）を加味して算出するものであること、要するに、放射能の人体への健康影響が関心事なので、その要素と認識されている放射線の量のほか、性格（物の透過力や破壊力（：原子核の周りの電子を失わせる（電離）など、原子の構造を変えて不安定にする力）など）と臓器側の受け止め（反応）が基本的な指標とされていること、

このうち放射線の性格や臓器側の受け止めを直接的に測るのは實際には難しいので、人の臓器の多くがそれより深くにあることを踏まえ、皮膚の表面から 1cm の深さの線量（1cm 線量当量と呼ばれる）を、線量計を人に取り付けたり、人を模した球体 (ICRU 球という) と同様の機能を持つ機器を用いるなどして測定し、推計する方法がよく用いられていること（前者で測定するものを個人線量当量、後者を周辺線量当量という）、ただし、放射能の性質等により、浅い箇所の影響が大きくなる場合もあるので、 $70 \mu\text{m}$ の深さの線量 ($70 \mu\text{m}$ 線量当量と呼ばれる) を測定する方法も採られること、

この際に用いられる線量当量との用語は、放射線から人体が受ける影響を指す点で、等価線量や実効線量と似た概念で、単位はシーベルト (sV) で示されるが、それほど精度が高くないこと、線量当量率と

は、おおむね 1 時間あたりの線量当量を示し、単位は sV/h で示されること、

放射線障害防止法は、許可等を受けて、放射性同位元素（放射線を発する原子）など、放射線を発するものの取扱いや廃棄をする者に、所定の危険箇所（管理区域）での 1cm 線量当量率の測定を義務づけつつ、実施がかなり困難な場合、別的方法での推計も容認しているが、電離則は、実測を義務づけていること、もっとも、粉じん等の測定とは異なり、等間隔に測定器を置いて作業空間にある有害物の平均的な濃度を測る A 測定のような方法でなければならないとはされていないこと、

管理区域での身体の外部からの放射線（外部放射線）による被ばくの実際の測定には、線量当量率について、電離箱式照射線量当量率計、比例計数管、ガイガーカウンター計数管など、放射能がもたらす原子の反応（電離によるイオン化（原子が帯びる電荷（プラス・マイナス）のアンバランス）やそれがもたらす現象）ないしそれを人為的に促進して分かり易くした状態（電子など）を検出する機器、線量当量については、（一定条件下で）放射線量に応じて発光する性質を利用した、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計など、個々人に取り付けて、ある程度時間をかけて感應を検出する機器（個人線量計測装置と呼ばれる）などが用いられており、作業環境測定基準第 8 条は、以前は使用すべき機器まで定めていたが、一部の機器の廃止等もあり、現在は必要な性能を定める形式を探っていること、同条に紐付く告示では、JIS 規格が援用されていること、JIS 規格が指示しているサ

ーベイメータは、放射線のみならず、放射性物質（放射線を発する物質）そのものを対象とした測定も可能であること、

前述の通り、作業環境測定法第2条第3号、同法施行令第1条に定められた屋内作業場（指定作業場）では、作業環境測定士等による測定が求められているところ（作業環境測定法第3条）、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設も、電離則第55条の定めによりその対象とされ、なおかつ放射性物質の濃度（単位はベクレル（Bq））が測定の対象とされていること、放射性物質の濃度は、概ね放射能（放射線を発する能力）とその量の掛け合わせに等しく、その状態（粒子状かガス状など）、目的、採集箇所等に応じて適当な捕集方法が変わること、たとえば、作業室全体での空気汚染の検出には、汚染を確実に検出できる位置（排気口や作業場所の風下など）でのゼネラルサンプリングという方法、放射性物質を複数の室で取り扱う場合の各室での空気汚染の検出には、セントラルサンプリングという方法、逆に、作業者が吸入する空気中の放射性物質濃度を測るには、パーソナルサンプリングという方法が採られていること、分析方法には、全ガンマ放射能計測方法（放射線をエネルギーで区別せずに計測方法）、アルファ・ベータ・ガンマ線スペクトル分析方法（同じくエネルギー分布に基づいて計測する方法）等があること、

放射性物質の濃度の上限は、告示（昭和63年10月1日。最終改正：令和2年4月1日）に定められ、それを超えている場合には、原因を調査し、その範囲内に収める必要が生じ、それをもって足りるため、

放射線強度の測定の後と同じく、作業環境評価基準に基づく評価対象とはされていないこと、

シ 一部は前述した通り、指定作業場以外の作業場であって、作業環境測定士の選任が求められていないところ（暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場、著しい騒音を発する屋内作業場、坑内作業場、空気調和設備のある建築物の室、酸素欠乏場所）についても、作業環境測定基準第3条から第6条、第12条、関係ガイドライン等で、測定点が定められており、著しい騒音を発する屋内作業場については、A測定とB測定が求められていること、他の作業場についても、ハザード（危険源）の近くか、人体のハザードへのばく露状況を確実に捉える条件での測定が求められていること、

ス 作業環境測定法は、作業環境の専門的な担い手として、作業環境測定士と作業環境測定機関を定めており、前者は、第一種と第二種に区分され、現場に適合した作業環境測定にとって重要なデザインや、実際のサンプリングの基本については、いずれにも行わせるが、健康障害リスクが高く、測定や対策に一定の専門性を要することが多い指定作業場での測定等は、第一種に制限していること、また、鉱物性粉じん、放射性物質、特化物、金属類、有機溶剤の5種類の分析（解析）業務は、第一種に制限しており、第一種であっても、登録区分に応じた業務しか行えないこと、最近、作業環境測定の一環として導入された個人サンプリング法は、いずれも実施可能だが、講習の修了と登録が求められていること、作業環境測定士には、指定作業場での作業環境測定の業務独占（作業環境測定法第3

条)、名称独占(同法第18条)が認められていること(安衛法所定の50以上の資格のうち唯一)、

後者の作業環境測定機関は、自社で作業環境測定士を養成し難い中小企業の測定等を担うために法定された機関であり、指定作業場があるのに作業環境測定士に測定させられない事業者には、同機関への委託が義務づけられている(作業環境測定法第3条等)こと、厚生労働大臣か都道府県労働局長の登録を受けねばならず、測定する作業場の種類を担える第一種作業環境測定士の設置、所定の基準に適合した機器や設備の保有、事務所の保有などが登録要件とされていること(作業環境測定法施行規則第54条)、名称独占が認められていること(作業環境測定法第37条)、現在、各都道府県に数十程度存在していること、

セ 作業環境測定法には、日本作業環境測定協会という作業環境測定士や測定機関への情報提供と質等の管理を兼ねるような団体も定められていること、

ソ 作業環境測定士の資格を得るには、国家試験の合格と登録講習の修了が要件とされているが、環境測定の教授等は免除されること、受験資格には、概ね理系科目の履修と一定年数の労働衛生の実務経験が盛り込まれていること、第一種・第二種共通の試験科目は、労働衛生の一般知識と法令知識、作業環境測定のデザインとサンプリング、分析の概論であり、第一種固有の試験科目は、上述した第一種に制限された石綿等の鉱物性粉じん等の5種に関する選択科目であり、選択し、合格した科目について登録を受ける仕組みとなってい

ること(作業環境測定法第7条、第16条など)、医師・歯科医師・薬剤師については、全科目、その他、原子力、公害、臨床検査などさまざまな専門家について、一部の科目が免除されること、労働衛生コンサルタント、労働衛生専門官、監督官で3年以上の実務経験を持つ者については、労働衛生一般、労働衛生関係法令が免除されること、登録講習でも、労働衛生管理実務と作業環境管理にかかる基本的なデザイン・サンプリング実務が第一種・第二種の共通講習科目とされ、指定作業場での分析実務(エックス線回析装置、位相差顕微鏡、放射線測定器等の操作法の講習は、法律の別表に定められている)が第一種固有の講習科目とされていること(作業環境測定法別表第2、令和2年1月27日厚生労働省告示)、新たな測定技術が開発された場合等を想定し、都道府県労働局長が必要を認めた場合に追加研修の受講を指示できる旨の定めがあること(作業環境測定法第44条第1項)、

タ 作業環境測定を行った際は、測定結果、実施者、実施時、実施方法、実施条件等を記録し、3年間保存すべき旨の定めが多くの特別規則に設けられていること、一部の物質の測定記録の保存期間は、遅発性疾患への対応を想定し、長期に設定されていること(ベンジジン等のがん原性物質について30年間、石綿について40年間)、

作業環境測定の結果や、その評価に基づく対策は、衛生委員会の付議事項とされていること(安衛則第22条第6号)、

チ 本条(法第65条)は、現行安衛法制定時点で初めて設けられた規定だが、作業環境の測定に始める管理にかかる政策

形成の取り組みは、それ以前から進められていたこと、すなわち、当初は、昭和 23 年のいわゆる 1178 通達（基発代 1178 号）で作業環境管理の促進を図ってたこと、この通達は、当時の労基法が定めていた①2 時間以上の法定時間外労働制限、②女子年少者の就業禁止、③雇入れ時の特殊健診の対象となる有害業務の基準を明らかにするもので、①の対象は、暑熱・寒冷、有害放射線、じん埃や粉末の飛散、著しい振動、強烈な騒音、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散等幅広いハザードにばく露する場所とされたが、②③の対象は、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散する場所の 2 つだけとされたこと、ここに示された基準に確たる科学的根拠はなく、恕限度と呼ばれ、労働衛生の推進のため、当面妥当と考えられる基準値であったこと、実際には、その適合性の測定技術が確立していなかったので、履行確保が困難だったこと、ACGIH による TLV：Threshold Limit Value（当時は、成年男子が週 6 日、8 時間労働／日、現在は週 40 時間、8 時間労働／日で中毒発生危険が少ない濃度）との乖離も多かったこと、①については、昭和 43 年に作業列挙方式に改められたこと、

なお、1178 通達の 3 年後には、当時の労働省が、労働衛生試験研究補助金交付規程を公布し、作業環境改善のための労働衛生工学的技術の開発等に助成を開始したいたこと、

ツ 1178 通達が発出された頃の労働衛生行政の重要課題はじん肺対策であり、労働省は、先ずじん肺巡回健診から始めてその結果を得て、1955 年（昭和 30 年）にけい肺等特別保護法が制定されたこと、しか

し、予防の基準となる濃度の裏付けが得られず、健康管理（特殊健診）と補償を中心とされたこと、対象は遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんに限られていたこと、健康管理の対象は作業列挙方式で規定され、濃度に関わりない対策の前提が採られたこと、これは粉じんの種類と発生要因が多様であることも踏まえた措置だったこと、1960 年（昭和 35 年）のじん肺法では、鉱物性粉じんに起因するじん肺等が広く対象とされたこと、粉じん発散の抑制等にかかる適切な措置が努力義務とされたこと、その後、1979 年（昭和 54 年）に粉じん則が制定されて初めて、粉じんにかかる作業環境測定の実施が義務づけられたこと、

テ 労働省は、1956 年（昭和 31 年）に、「特殊健康診断指針について」（昭和 31 年 5 月 18 日）を発出し、23 の有害業務を指定して、特殊健診を促したところ、これらの業務に相当の異常所見者がいることが明らかとなったこと、その 2 年後に、「労働環境における有害なガス、蒸気又は粉じんの測定方法について」（昭和 33 年 4 月 17 日）が発出され、当時問題視されていた 20 種類の気中有害物質を検知管で測定する方法を示したこと、同年 5 月に発出された通達（昭和 33 年 5 月 26 日）では、局所排気装置等の改善手段と共に、それにより達すべき抑制目標限度という基準（局排の側に設置してその性能を測るもの）が示されたこと、1960 年（昭和 35 年）には、有機則が、法令上初めて作業環境測定と共に局所排気装置の設置等の改善措置を義務づけたこと、

ト 昭和 40 年代には、公害の社会問題

化や職業性疾病の業務上外の判断のため、何をなすべきかを明確化するためにも、新たに制定された特化則等の特別規則に労働衛生の 3 管理を規定すると共に、作業環境測定が定められたが、いわゆる実施省令であり、法律上明確な根拠はなかったこと（強いて言えば、当時の労基法第 42 条）、

1972 年（昭和 47 年）の安衛法制定の際に本条（第 65 条）が規定されたことで、作業環境測定に法律上の根拠が設けられたこと、当初は、現行の第 1 項相当の規定のみが設けられ、特定の「作業場」（屋内作業場その他の作業場）について、省令に従い環境測定と結果の記録を行うよう義務づけたこと、これにより、従来は、測定しなくとも直ちに違反にはならないが、測定結果が通達が示す基準に反していれば労基法第 42 条違反に該当し得たところ、逆になった、つまり、測定を義務づけるが、結果が基準違反でも処罰されなくなったと解されること、

ナ 特化則は、規制対象物質の（取扱いの）多様性、変異原性試験法の開発等を受け、規制対象として、作業ではなく物質を列举すると共に、気中濃度による方式を採用したこと、安衛法制定に際して他の特別衛生規則と統合することもできたが、規制内容の特性、関係者の親しみなどから、従来の体系が維持されたこと、測定の精度を上げる必要性、精度を上げるにはサンプリングや分析の技量を要すること等から、研究会での検討を経て、1972 年（昭和 47 年）に特化物用の作業環境測定指針が公表されたこと、この研究会は、その後も改組も経つつ検討を重ね、作業環境測定ガイドブックを公表したこと、これが、その後の

日本作業環境測定協会『作業環境測定ガイドブック』の元となったこと、濃度規制の実効を挙げるため、特化則の施行と同時に告示（昭和 46 年 4 月 28 日労働省告示第 57 号）を発し、局排周辺の設置によりその性能を評価するための濃度基準を示したところ、一部に気中濃度の規制値との誤解を招いたこと、

ニ 作業環境測定の専門家については、特化則制定に当たり、1970 年（昭和 45 年）に設置された委員会で測定技師（仮称）が提案され、通産省が公害問題への対応のために環境計量士制度を創設する動きを取る等の背景を踏まえ、環境計量士とは異なり、特化物の作業環境測定に特有の手法でのデザイン、サンプリング、分析を一貫して担える人材の育成をして資格の創設が図られることとなり、1973 年（昭和 48 年）に示された検討委員会報告書で、作業環境測定士制度や作業環境測定機関の導入と測定方法統一化の必要性が示されたことを契機に、作業環境測定法の制定に至ったこと、單独立法とされた背景については、国会審議で、その技術的専門性や体系性、条文の多さ、社会認識を高める効果等が説明されたこと、衛生管理者等との関係については、特別な測定機器の操作技術の必要性等が説明されたこと、法の施行後、試験の実施事務は、当時としては珍しく、外部機関に委託することとしたが、適当な委託先がなかったため、安全衛生技術試験協会の前身である作業環境測定士試験協会が設立されたこと、

作業環境測定法の制定と同時に安衛法が改正され、測定結果を労働衛生管理に活用させるため、本条（法第 65 条）に第 2

項～第 5 項（測定に関する基準や指針の形成とそれに基づく指導、労働衛生指導医の意見を踏まえた測定の実施その他必要な事項の指示）を設けたこと、また、法第 2 条第 4 号で、作業環境測定の定義が示され、サンプリング、解析に加え、デザインを含むと定められたこと、

作業環境測定機関等による測定結果の事業者への報告様式については、昭和 57 年に通達（昭和 57 年 2 月 4 日基発第 85 号）が発出されたが、事業者にとっても分かり易いものに改訂されたこと、併せて、測定条件の違いをコントロールするため、過去 4 年分の測定結果の記載を求めたこと、衛生委員会等の意見、産業医か労働衛生コンサルタントの意見、改善措置の内容等の記載も求めたこと、

ヌ 本条（法第 65 条）制定の背景となつた災害については、1971 年（昭和 46 年）の労働基準法研究会報告書に概括的な記載があり、有機溶剤による中毒を中心とした化学的障害の増加、新規化学物質による障害の増加等が指摘されていたこと、

有害物質ごとに、災害と本条に関連する規制の関係を整理すれば、以下の通りとなること、

有機溶剤：1957 年（昭和 32 年）に、ニスびき工場で生じた作業者の貧血症状に印刷物用インキ内のベンゼンが作用しており、作業環境改善の行政指導を受けたが局排の使用により製品にしづが寄る等の事情で十分な予防対策が講じられていなかつたこと、1958 年（昭和 33 年）には、当時流行したヘップサンダルの裏底を接着する作業を密閉空間で行っていた家内労働者が、接着剤のゴム糊に含まれるベン

ゼンの中毒で死亡する災害が生じていたこと、これらの事態を受けて、同年 11 月には、ベンゼンの抑制目標濃度を 25ppm 以下（1178 通達では 100ppm 以下）として、監督指導を行いつつ実態把握を図ったこと、また、1959 年（昭和 34 年）には、労基法施行規則第 35 条に関する通達で関連する中毒を労災認定する旨を示すと共に、ベンゼンを含有するゴム糊を労基法第 48 条所定の有害物に指定して製造等を禁止する省令を公布するなどしたこと、もっとも、代替物質として取扱い等が増えたトルエンによる中毒症状が新たに問題となり、有機則の制定に繋がったこと、

1960 年代には、ベンゼンに代わってノルマルヘキサンが多く生産ないし取り扱われるようになり、1963 年（昭和 38 年）の名古屋などのラミネート加工職場等での中毒、1964 年（昭和 39 年）の三重県桑名市でのビニールサンダル製造業者での大量中毒などを典型とする被害が発生したこと、

六価クロム：金属防錆処理剤として用いられ、少量で致死量となるほか、皮膚炎、腫瘍、吸入による鼻中隔穿孔等の被害を生じ、発がん性もある物質であること、昭和 40 年代後半～50 年代前半にかけて、日本化学工業小松川工場から排出された大量の六価クロム鉱さい（スラグとも呼ばれる不純物）による土壤汚染が問題となつたほか、従業員の鼻中隔穿孔、肺がんなども多数認められしたこと、その背景に、「鼻に穴が開いて一人前」という業界常識のようなものがあったこと、環境汚染問題は、住民からの公的な処理費用返還請求の和解、東京都と日本化学工業との協定に基づく恒

久処理事業等に帰結していったこと、職業病問題は、訴訟化し、賠償命令が出されたこと（東京地判昭和 56 年 9 月 28 日）、判決の中で、当時の行政上の取扱基準（1178 通達の示した気中濃度）を遵守していたのでは不十分で、折々の産業認識や海外の専門機関の示す基準を踏まえて対策すべきと明言されたこと、

四エチル鉛中毒：ガソリンのノッキング（異常燃焼）防止のために添加される化合物であり、1937 年（昭和 12 年）に日本石油精製横浜製油所で作業員が防毒マスクを付けずに小分け作業をしていたところ、幻視・幻聴を生じたのが、最初の中毒例とされていること、戦後、GHQ の要望を踏まえて 1951 年（昭和 26 年）に四エチル鉛則が制定され、ガソリンへの混入作業を焦点に規制されたが、1958 年（昭和 33 年）に、航空機用石油貯蔵タンク内のスラッジ（汚泥）に含有されていた四エチル鉛により、清掃作業員が中毒を起こして死亡者 8 名を生む災害を受け、石油タンク内の健康障害防止措置を規定する改正がなされたこと、更に、四メチル鉛も規制対象に含めた四エチル鉛等危害予防規則に改称されたこと、しかし、1967 年（昭和 42 年）に、大型貨物船ぼすとん丸内で、甲板に積まれていた四エチル鉛入りドラム缶が高いうねりで転げ回ってエアパイプに激突して破損させ、四エチル鉛が、甲板のほか、燃料タンク、船倉等に流れ込み、船倉等を清掃した労働者に多くの中毒者を出す災害が生じたこと、1968 年（昭和 43 年）の改正の際に、改称と合わせ、四エチル鉛入りドラム缶の取扱い業務の規制等が行われたこと、その後、ガソリンは無鉛

化されることとなったが、オクタン価（ガソリンの自己着火のしにくさ）を高める別の方法の採用で、芳香族化合物の混入量が増加し、別の問題が生じることとなったこと、1974 年（昭和 49 年）にも、厚木航空基地で航空燃料タンクの清掃作業をしていた者 2 名が四エチル鉛中毒にかかって一人が死亡する災害が発生したこと、

セ 本条（法第 65 条）の関係判例の代表は、内外ゴム事件神戸地判平成 2 年 12 月 27 日であり、有機溶剤ばく露による中毒につき、使用者の安全配慮義務違反が問われた事案につき、先ず、安衛法典とその関係規則に定められた公法上の義務は、労使間の安全配慮義務にもなり得るとして、法定された定期的な有機溶剤濃度の測定とそれに基づく作業方法の改善を同義務の内容とした上で、このケースでは、法定の測定は一応行われ、個々の有機溶剤は許容濃度内だったことを踏まえ、個人サンプラーを活用した正確なばく露濃度測定、複数の有機溶剤の相加作用の評価等も同義務の内容だったとしたこと、

ソ 本条（法第 65 条）の適用の実際について、厚生労働省の「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（令和 2 年分）が、その違反による送検事例は、建設現場の地下ピット内の酸素濃度を測定せず、酸欠則第 3 条違反に該当する和歌山の事案 1 件に限られていたことを示したこと、

タ 法第 65 条の 2 は、事業者を名宛人として、前条所定の作業環境測定の結果の評価に基づく物的措置、人的措置、健診を行うべきこと（第 1 項）、測定結果の評価は作業環境評価基準に従って行うべきこと（第 2 項）、測定結果の評価の結果を保

存すべきこと（第3項）を定めていること、このように、本条は、前条に基づく作業環境測定を踏まえた適切な作業環境管理を担保する趣旨の規定であること、本条が定める措置の必要性（「労働者の健康を保持するため必要があると認められるとき」）に該当するかは、測定結果の評価から定まること（昭和63年9月16日基発第601号の1）、本条違反に罰則はないこと、

チ 前述した通り、法第65条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第21条に定めがあり、概ね、空気中に有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されているが、測定結果の評価対象となる作業場は、作業環境評価基準第1条に定められており、安衛法施行令第21条各号のうち、

第1号（土石、岩石、鉱物、金属等の粉じんを著しく発散する屋内作業場のうち特定のもの）、

第7号（一定の特化物の製造、取扱いを行う屋内作業場等）、

第8号（一定の鉛業務を行う屋内作業場）、

第10号（有機溶剤のうち一定のものの製造又は取扱いを行う屋内作業場）

が定める屋内作業場とされていること、

ツ 測定結果の評価は、作業環境評価基準に基づいて行われねばならず、測定値は、ppm（100万体積の空気中の当該物質の含有量）かmg/m³（1m³中の当該物質の質量）で示されること、温度と圧力が同じなら、どんな物質であっても、同じ体積内に含まれる分子の数は同じ1mol（6.0×10²³個）

である（ただし、物質によって重さは変わること）というアボガドロの法則と、ガスや蒸気の体積は通常 24.47 l であるという原則から、検出した有害物質の量（=数：ある場所に現に存在している有害物質の分子の数。molで示す）が分かれば、これに 24.47 l をかけると、その有害物質がガスや蒸気の状態での体積となる。これを、その作業場の労働者が吸引する空気量（空気の分子の数=吸引量／時間×時間数）で割ると、作業者がばく露する有害物質の体積（ppm）を算出できること、また、検出した有害物質の量（分子の数。物質量ともいっていい、Molで示す）に物質によって異なる分子量（原子量を加算したもの。g/mol）をかけば、検出した場の有害物質の質量（g）を算出できるので、逆に、有害物質の質量（g）をその物質ごとの分子量（g/mol）で割れば、検出した場の当該物質の分子の数（物質量）を算出できること、

テ 管理濃度とは、行政による作業環境評価のための濃度基準であり、学会や国際的な専門団体が示すばく露限界のように時間の概念はなく、現実的な環境管理の可能性なども考慮して決められること（昭和63年9月16日基発第）、瞬間にでも高濃度になってはならない物質については、平均値と共に変動の大きさを考慮した基準が設定されていること、

ト 作業環境評価基準では、A測定のみ実施する場合、作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5%に当たる濃度（第1評価値）が管理濃度に充たない場合（単位作業場所の 95%以上の気中有害物質濃度が管理濃度以下）が第1管理区分、第1評価値は管理濃度を超え

るが、平均値は管理濃度以下の場合が第2管理区分、平均値が管理濃度を超える場合が第3管理区分となること、

測定値の評価（第1評価、第2評価）には、単純平均ではなく、平均・標準偏差をそれぞれ対数化（桁数で示す）した幾何平均・幾何標準偏差を用いること、標準偏差（ばらつき）を考慮するのは、気中の濃度分布の時間的、場所的な変動をコントロールするため、標準偏差を対数化するのは、管理濃度の高い物質の場合などで濃度の測定値が大きくなると標準偏差が大きく出る傾向をコントロールするためであること、要するに、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するためであること、

B測定を用いる場合、それが1箇所での最大値を測るものなので、A測定による第1評価値とを組み合わせた評価となり、第1評価値とB測定値の双方が管理濃度に充たない場合を第1管理区分とし、第2評価値が管理濃度以下でB測定値が管理濃度の1.5倍以下である場合を第2管理区分、第2評価値が管理濃度を超えるかB測定値が管理濃度の1.5倍を超える場合を第3管理区分とすること、

個人サンプリング法を用いる場合には、C測定→A測定、D測定→B測定と読み替えて評価すること、

ナ 評価結果が第2、第3管理区分となった場合、特化則、有機則をはじめ複数の特別衛生規則に、第2管理区分の場合、施設・設備、作業の工程・方法の点検とその結果に基づく作業環境改善措置等をなす努力義務、第3管理区分の場合、①その義務と、②保護具を使用させること、③

健診、④再測定の実施義務が定められているが、②は①を講じるまでの応急措置を解されていること、第3管理区分となつたこと自体での罰則の適用はないが、労基法第64条の3第2項、改正女性労働基準規則により、母性機能に影響する化学物質を取り扱う作業場が第3管理区分となつた場合、女性労働者の就業は禁止されていること、

前述の通り、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第1管理区分が2年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第10条第3項～第4項、第13条第3項～第4項）、粉じんについても、同様の条件で、簡便な相対濃度指示方法による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第2条第3項、粉じん則第26条第3項）、ただし、許可を受けた条件に一定の変化が生じた場合、許可の効力が及ばなくなること、

作業環境測定の結果やその評価に基づく対策の樹立に関する事柄は、衛生委員会の付議事項とされ（安衛則第22条第6号）、有機則、鉛則、特化則では、掲示、書面等による労働者への周知が事業者に義務づけられていること、

ニ 制度史をみると、そもそも、本条（法第65条の2）第1項は、六価クロム、塩化ビニル等の新たな化学物質の採用による職業がん等の疾病が生じていたこと、ILOでの職業がん条約（第139号）、作業環境条約（第148号）の採択等を背景に、1977年（昭和52年）の法改正で当時の第65条第6項に規定されたものであり、作

業環境測定結果を適切に評価して環境改善につなげることを狙ったものであること、

本条第 1 項が、適切な管理措置の条件としている「労働者の健康を保持するため必要があると認めるとき」の具体化のために労働省が設置した専門家会議が 1980 年（昭和 55 年）に報告書（「作業場における気中有害物質の規制のあり方に関する検討結果第一次報告書」（以下、「第一次報告」という））を公表したこと、国内外共に、安全衛生分野では、量一影響量一反応（同じ有害物質の濃度には同じ身体の反応が生じる）の考え方方が一般化しており、ACGIH の TLV や、その考え方を取り入れた日本産業衛生学会の許容濃度と共に、ほぼ全ての労働者が毎日ばく露しても健康影響を生じない環境条件を指していること、ILO は、1977 年（昭和 52 年）に、これらの概念を包括して、「ばく露限界」という呼び名を示したこと、

法第 65 条が事業者に義務づけている作業環境測定は、ばく露限界とは異なる場の条件の測定なので、第一次報告は、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）で初めて示された「管理濃度」という概念を示したこと、その際、測定方法については、A 測定に B 測定を加えるべきことと共に、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するため、幾何標準偏差等の統計的な考え方を取り入れたこと、当初は管理濃度の具体的な数値は示されず、ばく露限界値の利用が推奨されたこと、第一次報告が示したこの評価方法は、環境測定機関の好評を得て浸透して

いたこと、これを充実させて、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」（昭和 59 年 2 月 13 日基発第 69 号）が発出され、それを踏まえて昭和 63 年の作業環境評価基準が告示されたこと、こうした経緯を踏まえ、第 7 次労災防止計画（1988 年（昭和 63 年）開始）では、環境測定から環境改善までのシステムチックな管理が推進されたこと、

1988 年（昭和 63 年）の法改正で、法第 65 条の 2 が新設され、従来の第 65 条第 6 項が踏襲されると共に、評価を踏まえた適切な措置は省令で具体化される旨定められたこと、合わせて、厚生労働大臣（当時は労働大臣）が客観的な測定結果の評価基準を示すことが定められ、「作業環境評価基準」が告示されたこと、また、第 7 章のタイトルが「健康管理」から「健康の保持増進のための措置」に改められ、作業環境管理が健康管理より先に実施されるべき措置であることと共に、作業環境測定が作業環境管理の一環であることが明確化されたこと、

ヌ 本条新設の主な背景事情として、塩化ビニルによる健康障害が挙げられ、日本での生産は昭和 25 年だが、同 27 年には、山形県酒田市で塩化ビニル工場の労働者が指端骨溶解症を発症する災害が生じたことを受け、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 45 年 11 月 11 日）が通達されたこと、その後、塩化ビニルが肝血管肉腫を生じる可能性が明らかとなり、1974 年（昭和 49 年）に労働省が「塩化ビニル障害予防についての緊急措置について」（昭和 49 年基発第 325 号）を発出し、当時の ACGIH が設定していた TLV よりは

るかに低濃度の 50ppm の維持を指示したこと、更に、職業がん専門家会議の調査により、工学的対策により気中濃度の幾何平均を 2ppm まで下げられるが、濃度変動による一時的な高濃度ばく露対策のため、幾何標準偏差の対数を 0.4 以下にする必要があること等が示され、労働省が、「塩化ビニル障害の予防について」(昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号) を発出し、管理濃度の原点となる考え方を示したこと、その後、労災補償面でも、1976 年 (昭和 51 年) の第 556 号通達により、労基法施行規則別表第 1 の 2 で救済する方針が示されたこと、

ネ 本条 (法第 65 条の 2) の適用の実際については、厚労省の労働環境調査によれば、作業環境測定の義務のある事業場での測定実施率は約 8 割で、そのうち第 1 管理区分の評価割合が約 9 割に上っており、第 1 管理区分と評価されたところ含め、局排の性能向上、作業方法の変更等の環境改善の実施割合が 4 割に上っていること、もっとも、本研究プロジェクトによる行政官・行政官 OB 向け調査によれば、第 1 管理区分だが、取扱量が多い、移動が多い等の事情から、長期的な健康障害防止の観点で、日本産業衛生学会のガイドラインを用いて個人ばく露測定を行い、改善措置を講じている例があること、

日本作業環境測定協会の平成 28 年度の報告書 (「平成 28 年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」) では、作業環境測定結果が良好でも、特殊健診結果や生物学的モニタリング結果が有所見となる場合があると指摘されていること、

ノ 坑内作業場での作業環境測定は、法

第 65 条に基づくものではないが、第 2 条第 4 号が定義する作業環境測定に該当すること、坑内作業場では、技術進歩や作業方法の変化で粉じん発生量が増加するなどしたため、平成 19 年に粉じん則が改正されたこと (平成 19 年 12 月 4 日)、

粉じんが発生する坑内作業場の典型であるトンネル建設工事現場では、掘進に応じて作業場所が移動する、作業ごとの粉じん濃度が大きく変化する、切羽の土質の違いや土中の水分の変動等により粉じんの発生し易さが変化する、場所・タイミングにより、濃度が相当に高まること等から既存の管理濃度をそのまま適用するのは現実的でない等の特殊性があること、他方で、簡便で精度の高い機器の開発など、粉じん濃度測定技術が向上していること等を受け、測定方法の改善と改善方法の選択肢を増やすため、検討会での検討を経て、①定点測定を通常は切羽から 10-50m 範囲内の両端と中間の 6 点で行う、②個人サンプリング、③掘削を行う複数の車両系機械での測定、のいずれか又は複数を、作業工程 1 サイクルの全時間にわたって行う、測定技術には、有害物を抽出して重量を直接量る等の質量濃度測定法又は光を当てて反応をみる等して大まかな測定値を出し、それと質量濃度測定値の対比 (変換係数: K 値) を当てはめて、正確な測定値を推計する相対濃度指示方法のいずれかを用いる等、従来より測定の方法を精密化し、評価に際しては、測定値の算術平均を行政が示す目安としての「粉じん濃度目標レベル」 ($2\text{mg}/\text{m}^3$) と比較することとされたこと、また、遊離けい酸含有率の測定は、エックス線回析分析方法 (照射したエックス

線の反射の強度から物質を特定する方法)等に加え、工事前のボーリング調査等から判明した岩石の標準的な遊離けい酸含有率でも決定できることとされたこと、遊離けい酸濃度=粉じん測定の評価値(測定結果を統計処理した値。幾何標準偏差、上位5%にあたる第1評価値、平均値にあたる第2評価値など)×遊離けい酸含有率で求められ、この濃度は、遊離けい酸ばく露濃度の基準値(0.025mg/m³)で割ることで、基準値をどの程度上回っているか、下回っているかが評価されるようになっており、これらの方針は、粉じん則や関係ガイドラインの改定(2021年(令和3年)4月1日)が予定されていること、

ノ 日本作業環境測定協会の平成28年度の報告書(「平成28年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」)では、作業環境測定結果と特殊健診結果の関連付けがなされていないことが指摘されており(三柴の私見では、このような比較のためにも、原則として両者共に実施する必要があると解される)、法第65条と第65条の2の沿革を踏まえると、例えば特殊健診個票で対象労働者がばく露した物質や単位作業場所の作業環境測定結果を記す、労働者にもフィードバックして、安全衛生委員会への意見具申のきっかけとする等の方策の法定も検討に値すること、

ハ 法第65条の3は、作業管理の努力義務を定めており、これは、作業環境管理では対応しきれないリスク(ざんそんリスク)への対応と、現に作業そのものに伴うリスクへの対応を図る趣旨で設けられたものであり、リスクとしては、主に心身へ

の過重な負担が想定されていること、もっとも、リスク防止のみならず、第7章のタイトル通り、より積極的に健康の保持増進を図る趣旨を帯びていること、本条やそれに基づくガイドライン等の違反を安全配慮義務違反とする判例も出されていること、

ヒ 行政解釈(昭和63年9月16日基発第601号の1)によれば、本条(法第65条の3)にいう作業の管理とは、作業時間や休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善等を意味し、個々の措置についてはガイドライン等で具体化されていること、

例え、VDT作業関係では、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(令和元年7月12日基発第0712第3号)は、日ごとの作業時間制限、1連続作業時間制限、作業休止時間の設定、個々人の特性に応じた業務量設定、適正な姿勢維持のための条件設定等を定めていること、他方、腰痛対策関係では、「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成25年6月18日基発0618第1号)に添付された指針が、特に福祉・医療分野での介護・看護、長時間の運転等を想定して、作業の自動化、不自然な姿勢等の制限、作業の時間や内容の考慮、労働者の健康状態や特性の考慮等を定めていること、

フ 本条(法第65条の3)の制度史をみると、労働者の健康保持増進対策の充実等を図った1988年(昭和63年)改正で追加されたこと、同法改正に先立つ第7次労災防止計画(1988年(昭和63年)~1993年(平成4年))では、有害因子への人体のばく露の低減を図るため推進すべ

き措置として、作業環境管理と作業管理の双方（機械設備、作業方法の改善等、適正な呼吸用保護具の装着の確保のほか、各種有害作業における作業管理）が挙げられ、指針の作成、周知を行う旨表明されていたこと、加えて、VDT（Visual Display Terminals）作業に伴う眼、肩などの健康影響、テクノストレスなどのリスクが示されていたこと、VDT作業に伴うリスクへの対応は、1983年（昭和58年）から3カ年にわたる産業医学総合研究所と産業医科大学による研究を踏まえた調査研究に始まり、1984年（昭和59年）の「VDT作業における労働衛生管理のあり方」の公表、1985年（昭和60年）の労働衛生対策研究委員会（中央労働災害防止協会）による文献レビューを中心とする調査結果の公表、これらを踏まえ、3管理の重要性を指摘した通達「VDT作業のための労働衛生上の指針について」（昭和60年12月20日基発第705号）の発出と続き、2003年（平成14年）には、705号通達に代わって、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（平成14年4月5日基発第0405001号）が公表され、さらに前掲の令和元年の第0712第3号ガイドラインの公表に至ったこと、

他方、腰痛対策については、昭和43年に業務上腰部に過度な負担がかかる業務による腰痛が労災補償の対象となることとその認定基準が通達（昭和43年2月21日基発第73号）で示され、予防対策については、1970年（昭和45年）に「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」（昭和45年7月10日付け基発第71号）、1975年（昭和50年）には「重症心身障害

児施設における腰痛の予防について」（昭和50年2月12日基発第71号）が発出され、その後、1994年（平成6年）に、これらを統合して「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成6年9月6日基発第547号）が公表され、これに付された腰痛予防対策指針では、3管理と共に労働衛生教育の重要性が示唆されたこと、この指針を改訂版である「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日基発第0712第3号）では、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの実施が推奨されたこと、

へ 本条（法第65条の3）の背景となった災害等の代表例は、キーパンチャー（コンピュータに入力するデータを、パンチカードと呼ばれるカードに穴をあけて入力する作業者。通例、タイプライターのような文字盤を叩いて行う）の頸肩腕症候群であり（他に、タイピストや電話交換手でも同種の問題が生じてきた）、昭和36年頃から発症が認められ、その後、頸肩腕症候群を苦にしたキーパンチャーの自殺が社会問題化したこと、そこで、同年11月には関係業界が自主的に作業基準を作成し、労働省は昭和38年に「キーパンチャーの健康管理について」（昭和38年2月8日基発第112号）を公表したが、発症者が後を絶たなかったことから、昭和39年に通達を改め（昭和39年9月22日基発第1106号）、工作物に穴をあける穿孔機の操作等の管理、作業環境管理、健康管理について、指導を行うこととしたほか、迅速・適正な補償のため、昭和50年には、業務上外の認定基準を示した（昭和50年

2月5日基発第59号など）こと、

ホ 関係判例として、電通事件最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁と佐川急便事件大阪地判平成10年4月30日判例時報1685号68頁が挙げられ、前者は、新入社員が過労自殺した事案につき、使用者には労働者に対して過重な疲労・ストレス防止措置を講じる義務があるとする論拠として、本条が作業内容を限定せずに作業管理の努力義務を事業者に課していること、それが労基法の労働時間規制と共に、長時間労働による過重な疲労・ストレスによる心身の健康障害の防止を図っていることを挙げたこと、後者は、運送業務従事者が業務上の腰への負荷により腰痛を発症し、その後も休業を挟んで同様の業務を続けた結果、長期休業に至った事案につき、行政の通達（昭和45年7月10日基発第503号）を引用しつつ、それが、人力での取扱いは55kg以下とし、それ以上の物は2人以上で取り扱うよう努めること、重量物取扱い時間の適正化を図ること、問診、姿勢異常、代償性変形のチェック等の健康診断と事後措置を講じること等を定めているのに、被告会社は、同通達が基準とする55kg以上の重量物、時には80kgの重量物を取り扱う労働を長時間させ、腰痛予防のための健診も実施していなかったため、安全配慮義務違反があったとしたこと、

マ 法第65条の4は、潜水業務のような省令で定める危険業務について、省令で定める基準に労働者の作業時間を制限する旨を定めた規定であり、作業時間を制限することが有効に働き、また制限する必要がある危険業務につき、省令で定める基準

の範囲内に作業時間を制限（＊ここで基準範囲内への制限とは、作業時間の抑制が一般的だが、潜水業務における減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積した不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、時間の確保を意味することもある）して労働者の職業性疾病の発症を防止し、健康の保持増進を図る趣旨を有すること、本条違反には、6ヶ月以下の懲役を含む罰則があること（安衛法第119条）、

本条の現段階での適用対象業務は、高圧則所定の潜水業務及び高圧室内業務であり、高圧則は、これらの業務に伴う酸素中毒や減圧症等の防止を図っていること、高圧室内業務の典型は、潜函工法（ケーソン工法）での作業室やシャフト内部での作業であり、これは、あらかじめ地上で箱状の構造物（ケーソン）を製作し、その重量を利用して地下に沈めていく、高圧の圧積空気を送り込み、地下水を排除しながら、内側の地盤を掘削・排土して、構造物を地下に潜らせていく施工法であって、橋梁の基礎、シールド立坑などで、特に軟弱地盤で幅広く用いられていること、

本条（法第65条の4）にいう「作業時間」は、労基法上の労働時間とは別次元の概念であり、①規制対象となる危険作業に直接従事している時間と、②減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積した不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、リスクの緩和のために確保されるべき時間の両者を意味すること、潜水業務では潜降開始から浮上開始までの潜水時間、高圧室内業務では、加圧開始から減圧開始まで

の高圧下の時間が①にあたり、減圧停止時間等が②にあたること、高気圧作業については、健康影響の原因が高圧下の時間より減圧時間（減圧のためにかける時間）等にあることが判明したこと、高気圧作業の健康障害リスクを低下させる呼吸ガスが開発されたこと等から、2014年（平成26年）の高圧則改正で、前者の規制が廃止され、後者の規制に一本化されたこと、また、以前は減圧を停止すべき圧力と時間を直接定めていたが、同改正で、事業者自身がそれらを予め計画して実施すべきとされたこと、その際、減圧を停止する圧力については事業者の裁量に任せ、減圧停止時間は、告示（平成27年1月9日基発0109第2号第2(10)ア）により、不活性ガスの分圧（そのガスに含まれる各ガスごとの圧力）が人体が許容できる不活性ガスの最大分圧を超えない範囲で、各分圧下で必要となる停止時間を、当該告示が定めた計算式で設定することとされたこと、すなわち、前提条件の多様性などを踏まえ、仕様基準からやや性能基準的な基準へと変質したこと、違反の認定は、事業者自身が作成した計画に定めた減圧停止時間に反した場合や、告示が示す計算式に従わずに減圧停止時間を設けた場合等になされると解されること、2014年（平成26年）の高圧則改正前は、減圧停止圧力・時間の把握は労働者自身が行う方針が採られていたが、同改正により、事業者責任となったこと（高圧則第1条、第12条の2第3項）、高圧則第1条は、2014年改正により、「事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ず

るよう努めなければならない」と定めるに至ったが、ここでいう「その他必要な措置」には、工期の早い段階でのエレベータの設置や、高い安全率に基づく計算式の採用、減圧の効率が高い呼吸用ガスの採用等が想定されていること、高気圧作業に当たった労働者は、過飽和等の状態にあり、衝撃等で溶解ガスの気泡化が進むとの知見があること等を踏まえ、高圧則では、浮上・減圧終了時から一定時間の重激な業務への従事を禁じていること、

ミ 本条（法第65条の4）は、安衛法制定当時は第69条にあった条文を、1988年（昭和63年）に現在の条文番号に移行したものであること、前述した通り、本条に紐付く高圧則の2014年（平成26年）改正により、高気圧作業にかかる作業時間の規制はなくなり、事業者に作業計画を練らせ、そこに減圧停止時間等を盛り込ませることになったこと、これにより、目下、本条のもとで、危険作業に直接従事している時間の規制は存在しない状態になっていること、

ム 減圧症の急性症状には、皮膚のかゆみ、関節痛から、致死性の呼吸困難、循環障害まで様々なものがあり、慢性症状には、骨壊死等があり、このうち骨壊死については、1965年頃から行われた九州労災病院による有明海沿岸でのタイラギ（平貝）採取をする潜水夫対象の調査等で明らかとなっていましたこと、最近の日本潜水協会の調査では、民間の潜水請負業者のうち、減圧症やそれに類似する疾患に罹患した経験のある者が3割強、そのうち医療機関受診者は5割に充たなかったこと、

メ 本条（法第65条の4）の関係判例

として、NTT 事件松山地判昭和 60 年 10 月 3 日判時 1180 号 116 頁が挙げられ、海底電線ケーブル埋設工事のため潜水作業に従事していた潜水夫が、酸素ボンベの空気がなくなりかけて急速に浮上したところ、潜水病に罹患し、直接の雇用主ではなく、その雇用主から彼を借り受け、Y1 に派遣し、なおかつ契約上その監督を行う予定だった Y2 と、Y2 から彼の派遣を受けて、実際に使用した Y1 の責任が問われた事案について、先ず Y1 は、潜水夫との実際の使用関係から安全配慮義務の存在を認めた上、高圧則第 29 条が定めるボンベの給気能力の伝達と監視要員の設置のいずれも怠っていたことが安全配慮義務違反とし、次に Y2 は、契約上潜水作業の監督をすることが予定されていたことから安全配慮義務の存在を認めた上、Y1 に潜水の知識がなかったのに、安全管理要員を派遣しなかったことが安全配慮義務違反とする一方、潜水夫本人は、潜水の知識を十分持っていた以上、潜水時間、浮上時間、空気ボンベの給気能力を計算できたはずなどとして、2 割の過失相殺を認めたこと、ただし、2014 年（平成 26 年）の高圧則改正で、高圧下作業による健康障害防止のための体制整備等の第一義的責任を事業者が負うことが明示されたため、以後、このような判決は出にくくなったと解されること、

モ 高圧下作業と同様に作業時間の規制が有効に働く可能性が高い作業に、チェンソー作業、研磨、石切、木の皮むき等の振動作業があり、振動障害のリスクがあること、振動障害の典型例は、白ろう病とも呼ばれるレイノー現象のほか、しびれ、

骨・関節系障害などであること、元は、1965 年（昭和 40 年）に、NHK で「白ろうの指」と題する番組が放映され、社会問題化したことがきっかけで、日本産業衛生協会の研究会が報告書を公表するなどし、1970 年（昭和 45 年）に、労働省が、「チェンソー使用に伴う振動障害の予防について」（昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号）を発出するに至ったこと、その後、昭和 50 年に、チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進を図る通達（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 610 号。以下、「昭和 50 年通達」という）が発出された後、同年に、「チェンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害の予防について」（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 608 号）が発出され、これらの通達の中に含まれた指針では、振動業務の時間的、日数的制限等が示されたが、この時点では、工具の振動値が考慮されていなかったこと、現在の通達では、振動工具の振動加速度レベルに応じたばく露時間規制が設けられていること、すなわち、「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」（使用する振動工具のすべての振動について、人体に影響を与える周波数帯域を抽出し、補正して振動の強さとして表した振動値を、前後、左右、上下の 3 方向測定して合成した値。手腕への振動の強さを表す（富山労働局の WEB サイト（<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudo/ukyoku/var/rev0/0112/2120/20131022105757.pdf> 最終閲覧日：2021 年 4 月 28 日）））と 1 日の振動ばく露時間を把握して、所定の計算式で 1 日あたりの振動ばく露量を求め、それが 5.0m/s² を超えれば、ばく露時間の制限、工具の変更等が求められ

るようになっていること、

ヤ 法第 66 条は、医師・歯科医師による各種の健診制度について定めており、第 1 項が一般健診、第 2 項が有害業務従事者への特殊健診、第 3 項が歯科医による特殊健診、第 4 項が特に必要がある場合の臨時健診、第 5 項が労働者自身の選択した医師・歯科医師による健診の代替を定めていること、

本条が定める健診は 2 種類あり、特殊健診は、職場に特有の有害要因による健康障害の早期発見と、そのリスクの評価ないし作業環境改善へのフィードバック、個別の就業調整（就業制限、適正配置等）を主な目的とし、一般健診は、個々の労働者の健康状態から職務適正を評価すること、それに基づく脳心臓疾患、生活習慣病の発症や増悪等の防止を主な目的とし、これも個別の就業調整（罰則なしの義務）、保健師等による保健指導（努力義務）との連携を予定していること（安衛法第 66 条の 7）、第 1 項～第 3 項の健診実施義務違反には罰則（法第 120 条第 1 号）が付され、第 4 項による労働局長からの指示違反にも罰則（法第 120 条第 2 号）が付されているが、第 5 項が定める労働者の受診義務違反に罰則は付されていないこと、事業者の健診実施義務は、民事上の安全配慮義務の内容にもなり、労働者の個人的利益の確保も図っているため、労働者の履行請求権を肯定する見解もあるが、それのみで健康管理が叶うわけでもないので、個々の労働者による個別的な解決より、公法的手段による方が適切と解されること、

ユ 法定一般健診には、①雇入れ時健診（安衛則第 43 条）と②定期健診（同第 44

条）があり、1 年以上雇用され（ることが見込まれ）、週ごとに通常労働者に近い就労する「常時使用する労働者」が対象とされていること、このほか、③特定の有害業務に従事する者（特定業務従事者）を対象とする配置換え際及び以後定期の健診（安衛則第 45 条）、④海外派遣労働者対象の健診（同第 45 条の 2）、⑤給食従事者対象の検便（同第 47 条）があり、③の対象者も常時使用労働者だが、雇用継続期間が 6 ヶ月以上あればよいとされていること、

①雇入れ時健診は、適正な配置や配置後の健康管理等を主な目的としており（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 601 号の 1）、安衛則が定める項目について、直近に所定の同類の健診を受けたことを事業者に知らせた場合のその項目を除き、実施されるとされていること、医師の判断により、全部又は一部を省略できるとされている（安衛則第 44 条の 2）こと、検査項目には、それぞれ目的があり、例えば、既往歴は、適正配置等、業務歴は、有害業務歴の確認等、自他覚症状は、身体特性の確認等、胸部エックス線検査は、結核等の有無の確認、肝機能検査は、肝機能障害や脳心臓疾患の発症リスクの確認等、血中脂質検査は高脂血症の確認等、血糖検査や尿検査は糖尿病は腎機能障害の発症リスクの確認等であり、総じて、本人の身体特性、健康状態等を踏まえた適正配置、健康管理等を目的としていること、自覚症状の検査では文字通り本人の自覚を聴取し、他覚症状の検査では、本人の業務歴（特に有害業務歴）等も踏まえ、医師の判断で検査項目を設定される旨通達されていること、

採用選考時健診は、雇入れ時健診とは異

なる法定外健診であり、禁止されてはいな
いが、応募者の適性と能力を判断する上で
の必要性を吟味すべきとされていること
(平成 13 年 4 月 24 日付け職業安定局課
長補佐名事務連絡等)、

②定期健診は、まさに労働者の健康状態
に応じた適正配置や健康管理等を目的と
しており、1 年に 1 回、雇入れ時健診とほ
ぼ同じ項目について行われるが、胸部エッ
クス検査の項目には喀痰検査の選択肢が
加えられていること、平成 10 年の告示(労
働省告示第 88 号)により、既往歴・業務
歴、自他覚症状、血圧、尿、心電図以外の
検査・調査は、一定の基準を充たす場合、
医師の判断で省略可能とされていること、
その主な基準は年齢であり、身長が 20 歳
以上とされている他、腹囲、胸部エックス
線、喀痰、貧血等について、原則として
40 歳未満とされていること、胸部エックス
線検査については、学校、病院等で就労
する者や、當時粉じん作業に従事する者は
省略不可とされていること、

③特定業務従事者健診は、衛生上有害な
特定業務の従事者を対象に、当該業務への
配置換えの際及び以後半年以内の定期に、
一般定期健診と同じ項目につき実施する
もので、一般定期健診同様に項目の省略が
認められること、また、この健診のうち、
半年以内の定期に行われるものの場合、貧
血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図とい
った肝機能障害や脳心臓疾患等に関わる
検査は、前回実施されていれば、医師の判
断により省略できること(安衛則第 44 条
第 2 項、第 3 項)、本健診の対象となる衛
生上有害な業務は、高熱、寒冷に触れる業
務から、有害放射線業務、一定の塵埃にば

く露する業務、振動業務、重量物取扱い業
務、坑内業務、深夜業務、水銀等の有害物
取扱い業務、鉛、水銀、クロム、ヒ素等の
有害物のガスや粉じんにばく露する業務、
病原体による汚染のおそれが著しい業務
等であり、深夜業務を除き、職場特有の有
害要因に関する業務であること、

④海外派遣者健診は、海外に 6 ヶ月以
上派遣される労働者や、逆に 6 ヶ月以
上の勤務から国内勤務に就く労働者を対象
に実施するものであり、基本的な目的は、
派遣者の場合、海外派遣の可否や条件の判
断、派遣中の健康管理、帰国者については、
国内業務における就業上の配慮や健康管理
であり、定期健診項目のほか、以下の項
目が、医師の判断で付加されること、すな
わち、派遣者と帰国者共通の検査項目は、
胸部画像(目的：胸部の実施臓器の状態の
確認等)、血液中の尿酸の量(目的：痛風
の有無の確認等)、B 型肝炎ウイルス抗体
(目的：海外で感染する場合に備えた初期
状態の確認等)であり、派遣者のみの検査
項目は、血液型(目的：輸血の必要への対
応等)、帰国者のみの検査項目は、糞便塗
抹(目的：感染症の有無の確認等)である
こと、

⑤給食従事者の検便は、事業場の食堂や
炊事場の衛生のため、具体的には消火器伝
染病や食中毒の防止のために設けられた
制度であること(安衛則第 47 条参照)、

ヨ 一般健診の基本的性格は一次健診
であり、これに基づく再検査(精密検査)
は任意だが、業務上の事由が重要な要因と
なる脳心臓疾患の防止を目的とする二次
健診とその結果に基づき医師又は保健師
によりなされる特定保健指導(労災保険法

に基づくものであり、メタボ対策に関する限り、高齢者医療確保法や国民健康保険法に基づくものと趣旨は似ているが、異なる制度である)は、労災保険から給付されること、事業者は、二次健診の受診、結果の提出共に働きかけるべきとされていること(健診事後措置指針2(2))、二次健診結果の提出を受けた事業者には、一般健診におけると同様に、医師等からの意見聴取の義務が課されていること(労災保険法第27条、安衛法第66条の4)、

② 特殊健診は、一定の有害業務(安衛法施行令第22条)に従事する労働者を対象に、雇入れ時(主に就業者の健康状態の初期値を測ると共に配置適性等を測るため)、当該業務への配置の際及びその後定期的に(原則として6ヶ月以内)、特定の項目につき、医師による実施が義務づけられており、具体的には、有機則、四アルキル則、鉛則、電離則、高圧則、特化則で規定されていること、主に、業務経歴、作業条件、有害要因の標的臓器や健康影響であること、

特殊健診の中でも特殊なものとして、緊急の放射線業務従事者対象の健診(配置換え時と1回/月)(電離則第56条の2)、特化物の漏洩時等における都度の健診(特化則第42条)等があること、

安衛法施行令が定める特殊健診を行うべき業務と、作業環境測定の義務の関係は、以下の通りであること、

| 号数 | 業務内容 | 測定 |
|----|--------|---------|
| ① | 高圧室内作業 | 二 |
| ② | 放射線業務 | ○ ※1 |

| | | |
|---|---|---------|
| ③ | <u>特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う業務</u> | ○ ※2 |
| | <u>ベンジシン等、製造等が禁止される有害物等を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務</u> | 二 |
| | <u>石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務</u> | ○ ※3 |
| ④ | <u>鉛業務(遠隔操作によって行う隔壁室におけるものを除く。)</u> | ○ ※4 |
| ⑤ | <u>四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔壁室におけるものを除く。)</u> | 二 |
| ⑥ | <u>屋内作業場等、一定の場所で所定の有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務</u> | ○ |

※1 放射線業務の場合、測定対象も特殊健診対象も、一定の管理区域での作業(従事者)が中心となる点は共通だが、測定対象は、屋内作業場であること、特殊健診対象は、そうした業務の常時従事者であること等が異なる。

※2 オーラミン・マゼンタ等については、製造していない事業場では、測定対象とならない。一部の物質を取り扱う業務は、特殊健診の対象ではなく、特定業務従事者健診の対象とされている。

※3 コークス炉に接する作業等を行う作業場は、測定のみが義務づけられる。

なお、現在は有害業務に従事していないくとも、過去に従事した者には、潜伏性の疾患等を想定し、早期発見・早期対応等のため、特定の特殊健診を行うこととされること（法第 66 条第 2 項、安衛法施行令第 22 条第 2 項）、その対象業務は、①製造禁止や製造許可対象の発がん性物質の製造又は取扱いを行う業務であること（安衛法施行令第 22 条第 2 項、石綿則第 40 条第 2 項、特化則第 39 条第 2 項、第 4 項）、

リ 法第 66 条第 3 項が定める歯科医師による健診も特殊健診の一環であり、塩酸、硝酸、硫酸など、歯やその支持組織にとって有害な物のガス等にばく露し得る業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、当該業務への配置、配置後 6 月以内の定期の実施を義務づけていること、

ル 法第 66 条第 4 項は、都道府県労働局長が必要を認める場合、労働衛生指導医の意見に基づき、臨時健診等を事業者に命じ得る旨を定めていること、指示すべき場合は、健診結果や労働者の愁訴等から特定の疾病が窺われる場合、有害物が大量に漏洩した場合、原因不明の健康障害が発生した場合等であり（昭和 47・9・18 基発第 601 号の 1）、指示内容には、検査法、検査結果の報告に関するもののほか、作業環境条件の測定や改善方法の検討等も含まれること（同上）、東日本大震災に伴う福島第一原発事故に際して、本条に基づく指示が複数回出されたこと、

レ 法第 66 条第 5 項柱書は、労働者の健診受診義務を定めており、これは、事業者の実施義務の履行確保を図ったものであること、しかし、健診も医行為である以上、医師－患者間の信頼関係が重要な意味

を持つことを理由として、同条項に但書が設けられ、医師選択の自由が保障されたと解されること、

ロ 法定健診の費用は、その実施が事業者の法的義務なので、事業者が負担すべきとされているが（昭和 47・9・18 基発第 602 号）、一般健診は、一般的な健康確保を目的としていることから、それにかかる時間を労働時間として、当然に賃金を支払う義務はないとされていること（同前）、しかし、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診、給食従事者の検便に要する時間は、労働時間であり、賃金時間（賃金を支払う義務のある時間）と解されること、

ワ 派遣労働者への一般健診の実施義務は派遣元が負い、特殊健診の実施義務は派遣先が負うこと（労働者派遣法第 45 条第 1 項、第 3 項）、ただし、派遣先で有害業務に従事した労働者の配転後の特殊健診の実施義務は、派遣元が負うこと、一般健診結果を派遣元が派遣先に提供する際には、労働者本人の同意が必要とされていること（健診事後措置指針 3(6))、

派遣元による一般健診の実施に際して、派遣先は、労働者の就業時間、業務内容、職場環境等の就業条件を通知する、派遣元が就業上の措置を講じる際に求めに応じて協力する等の協力をなすべき旨が定められていること（派遣法第 42 条第 3 項、施行規則第 38 条、健診事後措置指針 3(1)(2)(3)）、派遣先が特殊健診結果に基づき就業上の措置を講じる際には、派遣元と連絡調整を行い、措置内容を派遣元に知らせるべきとされていること（健診事後措置指針 3(3)）、特殊健診結果（派遣元の場合、派遣先から送付された結果の写し）は、

派遣先と派遣元の双方が保存せねばならないとされていること（派遣法第45条第10項、第11項）、派遣元は、特殊健診結果を本人に通知すべきとされていること（健診事後措置指針3(5))、

ヰ 健診制度の制度史をみると、戦時下の労働力強化の要請と、結核の蔓延、労働者の健康状態の悪化等が強いドライブとなったこと、すなわち、支那事変の拡大と共に軍需産業での長時間残業等による労働者の健康状態の悪化や災害の増加が進んだこと等を受け、内務省社会局から日本産業衛生協会の総会に肺結核の予防について諮問され、1933年（昭和8年）11月に、採用時の体格検査や健康診断で、肺結核の素因者を職場から排除することのほか、定期的なツベルクリン反応、喀痰検査の励行等を内容とする答申がなされ、現にそれ以前から定期健診、過労防止等の行政指導がなされていたが、状況が改善せず、特に結核患者は増加の一途を辿ったこと、そこで、内務省社会局は、1937年（昭和12年）に、地方府に対して「軍需品工場に対する指導方針」（発労第96号）を発出し、健診による疾病的早期発見と予防、有害業務従事者への一層厳重な措置の必要性を示したこと、また、翌1938年（昭和13年）には、工場法に紐付く「工場危害予防及衛生規則」を改正し、常時使用職工500人以上の工場の工場主に工場医の選任を義務づけつつ、衛生上の危害が少ない工場については、地方長官の許可により免除され得ることとし（工場危害予防及衛生規則第34条の3第2項、第5項）、なおかつ、工場主を名宛人として、工場医に最低年1度の健診をなさしめ、その記録

を3年間保存させることとしたこと（同第7項、第8項)、

その後、1940年（昭和15年）には工場危害予防及衛生規則が改正され、健診の対象工場が常時使用職工数100人に拡大されたほか、ガス、蒸気等を発散するような有害業務従事者につき、毎年2回実施すべきこととされ、これが現行の特定業務従事者健診の走りとなったこと、

1942年（昭和17年）には、やはり工場法に紐付く工場法施行規則の第8条関係が改正され、労働力の維持培養、工場衛生の改善強化等を目的に、工場法が適用される全労働者を対象に、雇入れ時健診（施行規則第8条）、衛生上有害な業務従事者への年2回の健診（同第8条の2）、健診結果の記録と保存（3年間）（同第8条の4）、要注意職工に対する医師の意見を踏まえた療養指示、就業上の配慮（就業場所・作業の転換、就業時間の短縮、休憩時間の増加等）（同第8条の5）を含め、現在と同様の法定一般健診制度が形成されたこと、現行の特定業務従事者健診については、昭和17年2月24日付け厚生次官発各地方長官宛「工場法施行規則中改正省令施行に関する件」で、衛生上有害な業務を特定したほか、その別添で、A（健常者）からH（要療養結核罹患者）にわたる8つの健診結果の判定区分と講ずべき措置を定めたこと、検査項目は、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色覚等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査を全員に実施し、陽性反応者にはエックス線間接撮影等を実施し、結核性病変の疑いがある者にはエックス線直

接撮影、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査を実施するものとしたこと(同第8条の3)。以上の通り、この頃は、職域における一般健康診断を結核健診網の一翼とする方向性が図られていたこと、

なお、この工場法施行規則改正に伴い、工場危害予防及衛生規則の健診及び工場医に関する規定のうち一部が施行規則に移動し、整理されたこと(昭和17年2月10日厚生省令第8号)、

1947年(昭和22年)の労基法制定の際、従前は規則(工場法施行規則)で定められていた法定健診結果に基づく事後措置(就業上の配慮)が、法律レベルに格上げされた(旧労基法第52条第1項、第3項)こと、同法制定当初は、①常時使用労働者数50人以上の事業(工場のみならず、一般の会社、官公署、農林畜産業、学校等を含む)で常時使用労働者を雇用する場合と、②有害業務(現行の特定業務従事者健診の対象と同じ)で常時使用労働者を雇用する場合に、①では年1回、②では年2回の定期健診を義務づけていたこと、①では衛生管理者の選任が義務づけられ、その中に「医師である衛生管理者」が含まれ、健診を担当することとされていたこと、また、③製造業、鉱業、土木建築業、道路・船舶運送業、港湾運送業、飲食宿泊業など、一次産業から三次産業にわたる殆どの業種(旧労基法第8条が定め、現行労基法では別表第一が定めるもの。農林・水産等の一次産業のほか、金融・保険業など一部の業種のみが除かれる)に常時従事する労働者には、その規模(常時使用労働者数)を問わず、年1回の定期健診を義務づけていたこと(その結果、③の適用がされず、

①に該当しない常時使用労働者数50人未満の事業では、健診義務が免除されることとなっていた)、雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、やはり、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色覚等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査、X線検査、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査、その他労働大臣の指定する検査だったが、臨床医学的検査以外は医師の判断等で省略可能とされていた(旧安衛則第50条)こと、労基法第52条第2項に、医師選択の自由を保障する規定が設けられたこと、その制定過程では、労働者が選択した医師の所見の信用性に疑義が挿まれるなどしたが、本人が望まない医師による健診は困難であること、使用者が選択する医師の所見なら信用できるとも言えないこと、労基法上の健診の趣旨は、健康管理、作業環境改善等であり、休業手当の支給決定等の経済的利益に直接関わらないこと等が政府から回答された経緯があること、旧労基法第101条第2項(現行安衛法第91条第2項)に医師である労働基準監督官制度が設けられ、就業禁止措置が必要な疾病罹患の疑いのある労働者の検診の権限が付与されたこと、

特殊健診制度の歴史を辿ると、1951年(昭和26年)に、GHQの要請を受けて四エチル鉛危害防止規則(昭和26年労働省令第12号)が制定され、その取扱者に対し、体重、一定条件下での血圧、ヘモグロビン、塩基性斑点を持つ赤血球を項目として、雇入れ時と年4回の健診が義務づけられたのが嚆矢と解されること、その後、1954年(昭和29年)の労基法改正で、特

定業務従事者対象歯科医師健診規定が設けられたこと、1956年（昭和31年）には、「特殊健診指導指針」（昭和31年基発第308号）が、一定の有害業務等につき特別な項目を検査する特殊健診の仕組みを示し、1963年（昭和38年）には、「健康診断結果に基づく健康管理指針」（昭和38年基発第939号）がその事後措置（健康管理区分表等）の仕組みを示したこと、それと相前後する1959年（昭和34年）から1971年（昭和46年）にかけて、電離則、有機則、高圧則の前身となる高気圧障害防止規則、鉛則、特化則が制定され、特殊健診が規定されたこと、

じん肺法関係では、1955年（昭和30年）に、労働省のじん肺巡回健診結果を踏まえ、けい肺等特別保護法が制定され、一定の粉じん作業當時従事労働者を対象に、雇入れ時健診、定期健診、離職者継続健診等の実施が義務づけられること、1960年（昭和35年）には、けい肺以外の鉛物性粉じんの吸入によるじん肺も対象とするじん肺法が公布されたこと、

1972年（昭和47年）に安衛法が制定されて設けられた本条（法第66条）と同年9月に公布された現行安衛則の関連規定により、全業種、全規模の事業を対象とする法定健診制度の基本が定まつたこと、その後、1977年（昭和52年）改正（法律第76号）で、健診結果の記録義務が定められ（当時の法第66条第6項）、作業環境評価に関する規定（当時の法第65条第6項。後の法第66条の2）の導入とあわせ、健診結果に基づく事後措置に、作業環境の測定や改善措置が盛り込まれたこと、1996年（平成8年）改正（法律第89号）

では、医師からの意見聴取（安衛法第66条の4）、事後措置指針（同第66条の5）、労働者に対する一般健康診断結果の通知（同第66条の6）、保健指導（同第66条の7）に関する定めが設けられ、1999年（平成11年）改正（平成11年法律第45号）では、深夜業従事者の自発的健康診断提出に係る規定が設けられたこと、

ヲ 健診項目の変遷をみると、現行安衛法制定時点での雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、従来からの、身長・体重等の体格検査、視力・聴力（及び雇入れ時に限り色覚等の）機能検査、X線検査（及び喀痰検査）に加えて、既往歴と業務歴、自他覚症状、血圧、尿の検査が追加されたこと、このうち自他覚症状調べの追加に伴い、従来の感覚器、循環器、等の臨床医学的検査が削除されたこと、これは、労働者の愁訴や問診をベースにして、医師が検査項目を判断する趣旨であること、業務歴の追加は、労働者の健康状態との関連を測る趣旨であり、定期健診を結核健診から労働者健診へと変質させたものだったと解されること、雇入れ時か定期の健診で結核発病のおそれが認められた労働者には、その後結核健診を行うべき旨が定められたこと、

1989年（平成元年）には、成人病対策として、安衛則改正により、貧血、肝機能、血中脂質、心電図の検査が追加されたこと、また、海外派遣労働者の増加を受けて、同年の法改正で、海外派遣労働者健診が新設されたこと、

1998年（平成10年）には、成人病対策の強化、過労死対策のため、HDLコレステロール、血糖、尿中糖の検査が追加されると共に、肥満尺度としてのBMI（体重

(kg)/(身長(m))²で算出される)を健診個人票に記載することとされたこと、この改正の際に発出された通達(平成10年6月24日基発第396号)では、ストレスや生活習慣が脳心臓疾患の重要なリスクファクターであることを踏まえ、プライバシーに配慮しつつ、「喫煙、飲酒を含む生活習慣に関する事項についても問診を行うことが望ましい」と記されたこと、

2001年(平成13年)の安衛則改正では、それによる就労上の障害が少ないとや、却って偏見を招きかねないこと等から(平成13年7月16日基発第634号)、色覚検査が健診項目から外されたこと、

2007年(平成19年)の安衛則改正では、健診項目に腹囲が追加され、血中脂質検査の対象が総コレステロールからLDLコレステロールに変更されたこと、前者は、BMIより腹囲の方が肥満のリスク指標として優位との見解が関係学会から示されたこと、後者は、日本動脈硬化学会が公表したガイドラインで、それが動脈硬化の強い危険因子になる旨指摘されていたこと等によること、また、血糖検査のみでは不正確だとして、尿酸検査の省略ができなくなったこと(平成20年1月21日基発第0121001号)、

2004年(平成16年)に、一律的・集団的な結核健診の意義が希薄化したとしてなされた結核予防法(2006年(平成18年)に廃止され、感染症法に統合された)改正を踏まえ、2009年(平成21年)になされた法改正で、結核健康診断(雇入れ時、定期健診等において、結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね6ヶ月後に行われるエックス線直

接撮影による検査及び喀痰検査等の健康診断)が廃止され、結核菌にばく露する機会が多い職種や発症すると二次感染リスクが高い職種に限定して年1回の定期健診の実施を義務づけることとなったこと、

シ 健診制度の背景をみると、定期健診の実施勧奨がなされたようになった昭和初期は結核罹患率がたかく、1930年(昭和5年)の罹患率を、男子約8%、女子約17%とするデータもあること、死因をみても、1940年(昭和16年)前半までは結核による年間死者数が増加傾向にあり、17万人程度に達したが、おそらくはペニシリソの処方等が奏功し、1950年(昭和35年)頃から著しく減少したこと、他方、この頃から脳血管疾患、がん(悪性新生物)、心疾患等のいわゆる成人病(生活習慣病)の死因順位が上昇し、1955年(昭和40年)頃にはがんが死亡率1位となって、その後も増加傾向にあること、

ア2 厚労省の集計結果では、定期健診の有所見率は1991年(平成3年)から増加傾向にあり、2018年(平成30年)には55.5%であったこと、特に血中脂質の増加傾向が顕著であるほか、血圧や血糖値も増加傾向にあること、

正社員と契約社員の一般健診受診率は高い(95%超)が、パートタイマーや派遣労働者の受診率が6-7割であること、

特殊健診については、事業者側の実施率は、鉛業務、石綿取扱い業務、放射線業務がある事業所では8割を超えるが、有機溶剤業務、特化物の製造・取扱い業務がある事業所では5-6割にとどまっていること、粉じん作業にかかるじん肺定期健診(粉じん作業の常時従事者と従前の従事

者のうち一定の者を対象とし、年に 1 度のものと 3 年に 1 度のものがある）の実施率も 9 割を超えるが、雇入れ時、定期外（常時従事者で安衛法上の健診でじん肺所見等がある者、合併症による長期休業者で快復した者を対象とする）、離職時の健診となると、8 割を切っていること、労働者側の受診率は、鉛、有機溶剤、放射線の業務では 8 割を超えていていること、他方、現在又は過去に有害業務に従事した者を対象に潜伏性疾患等の発見を図る特定の特殊健診（法第 66 条第 2 項、安衛法施行令第 22 条第 2 項）については、特化物では 85% 超だが、石綿では 5 割を切っており、粉じんについても、雇入れ時、定期外、離職時の健診の受診率は 5 割を切っていること、

イ 2 定期健診不実施の理由に関する事業所の回答は、時間がないが 4 割強、費用がないが 3 割強、適当な健診機関等がないが約 15%、健診の必要を感じないが約 1 割、事務的負担が 1 割弱、その他が約半数だったこと、

ウ 2 本プロジェクトによる監督実例の調査からは、定期健診不実施を理由とする安衛則第 44 条違反の監督指導例がみられ、うち 1 件は、事業場が主体的に健診を実施していないケースであったこと、また、健診結果の本人への通知（法第 66 条の 6、安衛則第 51 条）や監督署への結果報告（法第 100 条、安衛則第 52 条）違反の存否もみたうえで適用を判断する傾向を窺わせる回答があったこと、特殊健診については、ドラフトチャンバー内で発煙硝酸を使用する検査業務を行う労働者に一般健診しか実施しなかった例等が示され

たこと、

エ 2 関連する刑事事件には、採用時健診や定期健診を行わず、時間外割増賃金も支払わなかつた法人と代表取締役に罰金が科されたが、時期を固定せず、健診自体は実施していたことや、健診実施機関の変更先を探索した経緯から、量刑が減らされたケースや、会社の派遣担当者が、時間的余裕がないとして派遣労働者 2 名の雇入れ時健診を省略し、医師名義の健診個人票を偽造して派遣先に提出したこと、従前にも数十名の労働者の雇入れ時健診を省略したり、結果を書き換えたりしたこと等を踏まえ、執行猶予付の懲役刑が命じられたケースがあること、このうち後者では、被告人側が、法第 66 条第 5 項（医師選択の自由の保障規定）を根拠に、労働者側が積極的に健診を受診すべき旨主張したが、この規定により、事業者側の実施義務違反が免責されるわけではないことが明言されたこと、

オ 2 関連する民事事件には、①真備学園事件岡山地判平成 6 年 12 月 20 日や、②東京海上火災保険・海上ビル診療所事件東京高判平成 10 年 2 月 26 日などがあること、

①は、学校法人である被告が、雇用する教員の健診については、民間医療機関に胸部エックス線間接撮影と尿中糖と蛋白の検査を委託し、血圧は保健室に血圧計を用意して各教員の任意に委ね、健診個人票の作成も校医による健康管理も行わずにいたところ、被告で就業しており、悪性の高血圧症を基礎疾患にもつ高校教師が脳内出血で死亡したことを受け、その遺族が被告の健康管理に関する安全配慮義務違反

に基づく損害賠償請求をなした事案を前提としており、判決は、事業者の健康確保の責務、健診実施及び事後措置実施義務、産業医選任義務、学校保健法上の健診実施及び事後措置義務、学校医の選任義務等を定めた規定の趣旨に照らし、被告には、これらの規定内容を履行する公的責務と共に、雇用契約上の安全配慮義務として、健診実施及び事後措置等によりその健康状態を把握して適切な措置を講じる健康管理の義務があるとしたうえ、定期健診項目に血圧検査があれば、悪性高血圧症は判明していただろうし、尿検査を促して結果報告を義務づけ、健診個人票を作成していれば、その背後にある腎疾患等も把握でき、それに応じた勤務軽減等の抜本的対策を講じられたはずなのに、それらを怠ったことは、前記諸法規所定の公的な責務の懈怠であると共に、雇用契約上の安全配慮義務違反であるとしたこと、合わせて、当該教師が専門医を受診していたとしても、被告が主体的に健康を把握して対応すべきだったとしたこと、ここから、安全配慮義務の履行のためにも、法定の健診項目は全て履行する必要があることが窺われること、もっとも、判決は、死亡した教師自身も、被告が民間医療機関に委託していた尿検査を受けず、主治医から入院や勤務軽減を勧告されていたことを被告に申告していなかった点に落ち度があるとして、本条（法第 66 条）第 5 項が労働者に健診受診義務を課していることに言及しつつ、4 分の 3 の過失相殺を認めたこと、従って、本条第 5 項違反は、主に過失相殺で考慮され得ると解されること、

②は、肺がんで死亡した労働者の遺族が、

同人の死亡は、法定定期健診でのレントゲン写真の異常陰影の見過ごし等の安全配慮義務違反または不法行為により、肺がんへの処置が遅れたことにより生じたとして損害賠償請求した事案を前提としており、判決は、一般企業での定期健診の実施は安全配慮義務の履行の一環といえようが、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健診を実施するか、それが可能な医療機関に委嘱すれば足り、診断がその水準を明白に下回り、かつ、企業側がそれを知り得た事情がなければ、安全配慮義務違反は認められない、仮に医師らの過失について健診を実施する事業者に負わせれば、同人らに医師らの医療行為を指揮監督すべき義務を負わせることになり、妥当でないとの趣旨を述べたこと、

カ 2 関連規定として、高齢者医療確保法があり、保健者が、40 歳以上の健康保険被保険者を対象に、メタボ対策として、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及び、胸囲や BMI、血圧、中性脂肪や HDL コolestrol 等を基準に、メタボリックシンドロームとされた者を対象に、特定健康診査を実施することを定めていること、ただし、本条（法第 66 条）が定める一般健診のような特定健診に相当する健診の受診をもって代替できることされていること（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 21 条第 1 項）、被保険者を使用している事業者は、保険者からの健診記録の写しの提供の求めに応じてこれを提供する義務を負うこと（同第 27 条第 2 項、第 3 項）、他方、特定保健指導は、安衛法第 66 条の 7 第 1 項に基づく保健指導とは別に、保険者が定める実施計

画に基づき実施されることとなっていること、

(未了)

石崎報告②は、両条が定める作業環境管理をめぐる制度の変遷を、背景となった災害や、当該制度を安全配慮義務の内容と認めた判例、最近の坑内作業場への展開の動きなどを含め、詳細に論じている。それを端的に言えば、現実的な運用可能性と管理の精度ないし実効性の向上を両立させようとする努力の経過だったといえる。すなわち、制度的には、作業場ごとに異なる作業環境に適合した環境測定のデザインからはじめ、測定、評価、対応策までの包括的なプロセスの構築を模索する過程であり、技術的には、時間や空間ごとにはらつきがある有害物の濃度の的確な捕捉を模索する過程だった。安衛法とは別に単独立法として制定され、主に作業環境測定を担当する専門家や専門機関の認定等について定めた作業環境測定法については、その前後の関連条約（職業がん条約や作業環境測定条約）の採択、作業環境測定の専門性の高さがドライブとなったこと、単独立法とすることで社会的な認識の喚起が図られていたことなどが示されている（ただし、作業環境測定条約は、同法上の作業環境評価の仕組みに大きく影響した経過がある）。判例は、災害発生後の賠償責任論として、使用者に、作業環境管理の包括的なプロセスの実施について最善の努力を講じる義務があると判断することで、制度や技術の展開を後押ししてきたことが窺われる。また、告示として発せられてきた作業環境の

測定や評価に関する基準には、強い法的効力が認められてきたことも示されている。

その他、石崎報告書からは、以下の事柄が窺われる。

大阪の印刷工場で生じた胆管がん問題に象徴されるように、化学物質管理の法政策は、古くて新しい、人の命や健康に関わる規制科学の重要問題である。現在、約7万種類の化学物質が職場で取り扱われていると言われる。我々の生活は、現に多くの化学物質に支えられている以上、それらの製造や取扱いを全て禁止するのは現実的でない一方、実効的な規制のありようは、知識、技術、コストなど、さまざまな限界との関係で、国内外で長年の難題だった。これは、いかに産業の高度化が進んでも、労働者らが化学物質に接触する（ばく露する）機会がある限り、継続する問題である。

従前の化学物質管理に関する労働安全衛生関係規制は、

- ・製造業者らによる新たな物質の危険有害性の調査と行政への届出、

- ・危険有害性の大きさによる規制の段階化（製造禁止から危険有害性の自主的な調査等の推奨まで）

を基本として、

- ・事業者による作業環境測定、評価、密閉、局排の設置等の技術的措置、保護具の装着、製造業者らによる危険有害性情報の事業者への伝達、専門家や専門機関の養成など、多様な主体による多面的な措置を、強制から誘導、権限の設定まで、さまざまな手法で図ってきた。しかし、新規化学物質は増加の一途を辿るし、既存化学物質の危険有害性も全て明らかではないし、たとえ明らかであっても、適切な測定にはさま

ざまな障害がある。

そうした中で、アスベスト訴訟のように、国の規制権限の不行使が問われる訴訟や、化学物質被害に遭った労働者が事業者や製造者の過失責任を問う訴訟も生じている。そして、腕時計の針への印刷作業を行っていた下請企業の労働者が多発性神経炎に罹患し、元請を相手方として損害賠償請求した事案で、元請・下請関係にあること、下請の従業員に作業手順を教育指導したこと、労働手段を貸与したこと、災害原因（ノルマルヘキサンを含有する A ベンジン等）を支給したこと、元請には当該物質の取扱い経験があり、下請にはなかったこと等を根拠に、元請の過失責任を認めた例（みくに工業事件・長野地判平成 3・3・7 労判 588 号 64 頁）や、使用者には、行政が公表した職場空間の有害物質濃度の基準を遵守するのみではなく、国際的な環境基準等に準拠して作業環境を整備する不法行為法上の注意義務があったのに怠ったため労働者に職業病を発症させたとして賠償責任を認めた例（日本化学工業事件・東京地判昭和 56・9・28 判時 1017 号 34 頁）、数年間、換気が悪い作業場で、保護具を着用せず、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた作業員が、慢性有機溶剤中毒に罹患した事案で、使用者に、法定の作業環境管理のみではなく、個人サンプラー（個々人に取り付けて化学物質へのばく露を測る機器）の活用を含め、測定から対策に至る現場実態に合った管理を行う安全配慮義務があったのに怠ったため労働者の有機溶剤中毒を招いたとして賠償責任を認めた例（内外ゴム事件・神戸地判平

成 2・12・27 労判 596 号 69 頁）など、直接の使用者ほかの関係者にやや結果責任的な賠償責任を課す例が散見される。つまり、現在の化学物質管理に関する安衛法の基準は、過失の判断基準に及んでいない。そこで、安全衛生法の政策担当者は、EU のように、事業場で取り扱われる全ての化学物質について、事業者にリスクアセスメント（危険有害性の調査）の義務づけを図ってきたが、罪刑法定主義を充たすほど要件を定義できないとの批判のほか、危険有害性が明らかでない物質について事業者に過重な負担を課し得ない等の批判により、ごく一部の物質を除き、実現していない。これは、科学者と制度論者が協働して取り組むべき課題である。

14 阿部（未央）報告②（第 7 章第 69 条～第 71 条の 4）

（分担報告書の執筆は一応完了、ここで整理は未了。）

15 大藪報告②（第 8 章）

（分担報告書の執筆は一応完了、ここで整理は未了。）

16 南報告（第 9 章）

（今年度の改訂は一応完了。それを踏まえたここでの整理は未了。）

南報告は、法第 9 章に属する第 78 条から第 87 条について解説している。この章は、企業単位で複数の重大労働災害を生じた事業者を対象とする特別安全衛生改善計画制度と、同制度の対象には当たらないが、その適用によらなければ労災防止を果たし得ない事業場を対象とする安全衛生

改善計画制度、事業場の安全衛生の診断や改善指導等を業とし、所定の受検資格を充たす者が試験により認定される国家資格である労働安全・衛生コンサルタントについて定めている。同報告では、

ア 本章が定める諸制度は、行政の関与により事業場による自主的な安全衛生確保を支援するための人・組織の意識・知識への働きかけという性格が強いこと、

イ 特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではそうでなくとも、企業単位では複数の重大災害を繰り返した事業者に企業単位での改善策を講じさせるために設けられたもので、企業単位での措置の義務づけは、安衛法制史上初めてだったこと、制度形成前の平成21年からの3年間にも、まさに企業単位で、起因物（災害をもたらすもととなった機械や設備等）や型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象）が一致する災害を繰り返した会社が少なくとも20社あったこと、

ウ 特別安全衛生改善計画制度の適用要件となる重大労災については、安衛則第84条第1項に定めがあり、死亡災害や労災補償保険法上の障害等級第7級までの障害が生じた場合のほか、安衛法上の死傷病報告を踏まえ、それを「生じるおそれ」がある場合を含み、なおかつ、災害発生当時に等級判定できないケースでは、その時点では重大災害には該当しないものと扱い、その後確定の際に災害発生時点に遡って発生日とすること、ただし、遅発性疾患の場合、医療による診断時を発生日とすること等が通達に示されていること、

エ 同じく、重大労災の再発防止上必要

と認められる場合との要件については、安衛則第84条第2項に定めがあり、当初の重大労災発生から3年以内に他の事業場で起因物と事故の型が同じ重大労災が生じたことと、関係法令に違反したこと等が主な要件とされ、違反が問われる関係法令に一般労働者の長時間労働規制等は含まれない（安全衛生関係の規制に限定されている）が、基本的な要件に厳密には当てはまらなくても、企業単位での重大労災の再発防止という制度趣旨に照らして個別判断される旨も通達で示されていること、また、その対象とならない場合も、安全衛生改善計画制度の適用対象にはなり得ること、

オ 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際して求められる労働者の代表からの意見聴取は、当該企業の全事業場ではなく、計画の対象とする事業場のみで行われれば良いと解されていること、ここでいう計画の対象とする事業場（安衛則第84条第4項第2号）は、重大な労災が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労災が発生する可能性がある全ての事業場とされていること、

カ 第78条は、第3項で、労使双方に特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しており、事業者がそれに反した場合、第1項、第4項が定める計画の作成、変更の指示に反した場合と同じく、必要な措置につき厚生労働大臣が勧告することができ（第5項）、それでもなお当該事業者がその勧告に従わない場合、その旨を公表できる（第6項）ことになっているが、勧告や公表の要件は、事業者による違反とされており、労働者のみに不遵守がある場合の

適用は困難と解されること、

キ 企業名等の公表制度の趣旨は、特別安全衛生改善計画制度の実効性の確保（すなわち、企業単位での重大労災の再発防止）であること、

ク 安全衛生改善計画制度は、旧労基法時代に当時の労働省労働基準局が策定した安全管理特別指導制度と衛生管理特別指導制度を前身として、現行安衛法制度の際に法定されたもので、その本来の趣旨は、事業場を悪者扱いすることではなく、事業場ごとの自主的な労災再発防止措置の積極的な履行確保にあり、講じられるべき防止措置も、当該事業場の（部門ごとの）性質、安全衛生状態に応じた（=背景依存性の強い）「総合的な改善措置」となること、具体的には、機械設備の配置や作業工程に関する改善、機械設備の改修、代替等の安全化、騒音、振動、暑熱環境等の有害性の除去、局所排気装置や換気装置の設置等の有害物対策、保護具の整備、作業標準の整備、教育訓練、安全・衛生管理者の選任、職務内容や権限の見直し等々、3ステップ・アプローチの全て、物的措置、人的・組織的措置の双方にわたる幅広い措置が該当し得ること、よって、その適用に際して、必ずしも法違反は要件とならないこと、

ケ 安全衛生改善計画については、石綿製品の製造作業に従事していた複数の労働者がじん肺に罹患したことにつき、使用者の安全配慮にかかる損害賠償責任のほか、国の安全基準設定やその履行確保などの規制・監督権限不行使による国家賠償責任が争われたケースで、国は、そもそも原告労働者らが主張するような規制・監督義務は負っていないし、例外的に行政裁量が

取縮して権限不行使の責任が認められる場合があるとしても、本件で管轄の県労働基準局長は、当該事業場を衛生管理特別指導対象に指定し、改善計画の作成を指示して報告書の提出を受けるなどの措置を講じていた以上、その責任を負わないとした裁判例（長野地判昭和61年6月27日判タ616号34頁）があり、本制度の適用が、国の適正な監督権限の行使の裏付けとなることが窺われるが、本計画の不遵守にかかる労使の民事責任等について述べた裁判例は見当たらないこと、

コ 安全・衛生コンサルタント制度は、そもそも、安全衛生の所掌が拡大し、その実現に高度な専門性を要する条件下、企業内で安全・衛生の専門家を設置する余裕がない中小企業等に実効的な指導を行わせることを主目的として設けられたもので、法第80条は、まさに専門知識が求められることが多い特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成の際に彼／彼女らの活用を誘うべく、事業者に意見を聴くよう勧奨できる旨を定めていること、

サ もとは安全コンサルタントのみが法制度化される予定であり、衛生関係では、産業医、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士等の資格があるため不要との意見もあったが、各専門家から得られた事業場に関する情報を統合して労働衛生管理を主導すべき存在として、衛生コンサルタントも法制度化された経緯があること、

シ 安全・衛生コンサルタント資格は、その名称を用いて業として労働安全衛生にかかる診断や指導を行うものとして設計され、業務独占でも名称独占でもないが、ほんらい専属たるべき安全管理者や衛生

管理者について、1人目以外は当該コンサルタントの選任をもって足りる旨の規定や、中小規模事業場では安全・衛生管理者の代わりに選任が義務づけられている安全・衛生推進者については、外部のコンサルタントの選任をもって代替し得る旨の規定があるなど、資格取得によって、その趣旨に沿った業務を果たし易いよう、制度的な支援が図られていること、

ス 安全・衛生コンサルタントの一般的な役割には、上述の特別管理指導の一環として、都道府県労働局長から事業者への改善計画の作成指示に際して、その勧奨を受けて行う安全衛生診断のほか、資格取得者の指定登録機関（法第85条の2）である

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省から受託している安全衛生診断事業にかかる業務等があること、安全・衛生コンサルタントの選任自体を安全配慮義務の内容と述べた裁判例は見当たらないが、近年は、複雑多様な安全衛生課題に対応するため、産業医を筆頭に安全衛生の専門家の選任を使用者の安全配慮義務の一環と述べる民事裁判例も増えてきていること、

セ 制度の立案過程で、労働者側の代表から、過重労働やメンタルヘルス対策も特別安全衛生改善計画制度の適用対象とすべきとの意見が示されていたことや、過重労働が社会問題化している現状も踏まえ、企業単位で複数の過労死等を生じている場合、同制度の適用対象とする案も検討に値すること、

ソ 特別安全衛生改善計画制度や安全衛生改善計画制度の作成に労働者（の代表）を関与させる制度の趣旨について、そ

の意見を反映することで同制度の実効性を高めるものとする見解もあることから、法第78条第3項が定める計画の遵守義務違反にかかる労使の民事責任の解釈に際しては、その観点で労働者の義務違反が考慮され得ること、

タ 労働安全・衛生コンサルタントの試験区分は細分化されており、どの区分で合格しても全ての業務をその資格を名乗つて遂行できる仕組みについては再検討されてもよいこと、同制度の認知度や社会的位置づけの向上策を検討すべきこと、

等が示されている。

17 鎌田・田中報告（第10章）

鎌田・田中報告は、法第10章に属する第88条から第100条について解説している。この章は、危害防止基準（なすべきこと・なすべきでないことを具体的に定め、罰則で強制して安全衛生の確保を図る規定）の設定とその強制という刑事一般法的な手法ばかりでは、関係者の技術、知識、意識、財政など様々な限界から法目的の達成が困難であること、人の生命身体健康という保護法益の重要性等を背景に、行政を履行確保のための重要な資源と見立て、様々な形で関与を図らせようとしている。

同報告では、

ア 戦前の工場法は、既に設置された設備や建築物等に災害発生リスクがある場合、改善策や使用停止を命じ得る旨の規定は設けていたが、それらの新設、操業開始段階での検査等は各府県の警察命令である工場取締規則に委ねられていたところ、戦後、旧労基法制定に際して、事業場の設備等、付属寄宿舎について、一定の基準に

沿った新設計画を届け出させ（第 45 条、第 96 条）、安全衛生上必要な場合に着手差し止め、計画変更命令等の監督措置を講じ得る旨の規定（第 54 条）が設けられ、1972 年に現行安衛法が制定された際に、第 88 条にそれらの規定の内容が概ね引き継がれつつ、特定の機械、主要構造の変更や移転も適用範囲に含める、重層的下請関係下では、発注者や元請けのみを適用対象とするなどの整序及び充実化が図られたこと、その後、昭和 55 年の法改正で、工事計画の策定に特定の有資格者を参画させるべきこととされ、昭和 63 年の法改正で、必要に応じ、発注者向けの勧告等ができることとされたこと、平成 26 年の法改正で、大規模工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出制度が廃止され、危険な機械等の設置・移転、大規模建設工事等、一定の建設工事の事前届出制度等の 3 種が残存することとなったこと、

イ 法第 88 条は、以上のような経緯を経て、①それ自体にリスクがあるか、有害作業を要するか、それ自体労働者の安全衛生の確保を目的とする機械等（危険有害機械等：動力プレス、一定容量以上の金属等の溶解炉、危険物の製造・取扱い等を行う化学設備、乾燥設備、一定以上の出力の原動機を持つ機械集材装置（材木等をつり上げて一箇所に集積する装置）、一部を除く一定以上の高さの足場、一定の有機溶剤の蒸気の発散源の密閉設備、局所排気装置、一定の換気装置、一定の鉛や焼結鉱等の粉じんの発生源の密閉設備、事務所則所定の空気調和設備等、四アルキル鉛のガソリンへの混入業務に用いる機械等、特化則所定の第一類物質（特に有害性が強い発がん性

物質等）や第二類物質（第一類に次いで有害性が強い発がん性物質等）を製造する設備等）の設置、移転、変更を行おうとする場合（第 1 項）、②過去の災害状況を踏まえて選定された、特に大規模な建設業の仕事（爆発、倒壊、異常出水等のリスクが高いトンネル、橋梁、潜函（圧縮空気で地下水の流出を防ぎながら作業ができるようにしたコンクリート製の箱。ケーソンともいう）等にかかる建設工事のうち、一定の規模や性質の仕事。一例として、最大支間 500m 以上の橋梁建設の仕事）を開始しようとする場合（第 2 項）、③②には達しないが、やはり過去の災害状況を踏まえて選定された一定の規模や種類の建設業の仕事（一例として、最大支間 50m 以上の橋梁建設の仕事）や土石採取業（鉱業を除く）の仕事（一例として、地中に穴を掘って採掘する坑内掘り（露天掘り））を開始しようとする場合（第 3 項）には、②の場合、厚生労働大臣宛に、①③の場合、所轄の労基署長宛に、各行為の 30 日前までに、所定の様式による届出書のほか、所定の書面と図面等を添えて届け出るべきこと、ただし、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していること等を所轄の労基署長が認定した場合、①②の届出が免除されること（第 1 項但書。計画届免除制度）、厚生労働大臣や所轄労基署長は、届出内容を審査し、法令違反事実を認めれば、工事差止め命令や計画変更命令を発し得ること（第 6 項）、当該命令等の発令時に必要がある場合、発注者に対して、労災防止のための勧告や要請を行い得ること（第 7 項）を定めるに至ったこと、第 1 項ないし第 5 項違反には罰金刑、第 6 項違反に

は懲役又は罰金刑が下され得ること（第 120 条第 1 号、第 119 条第 2 号）、

ウ 計画届免除制度は、法第 28 条の 2、安衛則第 24 条の 2 に基づく指針等の関係規定に沿って、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していることのほか、労災発生率が平均未満、申請日前 1 年間に重大労災が生じていないこと等を条件に、事業場に対して、所轄労働基準監督署長の認定により適用されるが、建設業者については、店舗安全衛生管理者（法第 15 条の 3：特定元方事業者は、混在作業について統括管理義務を負うところ、法第 15 条に基づく統括安全衛生責任者の選任義務を負わないが、原則として労働者数 20 名以上の規模の一定の危険な作業（ずい道工事等）について、統括管理担当者の指導・支援のため、選任が義務づけられる者。選任の主な基準は、場所より契約なので、概ね、元方事業者の支店の担当者等が宛てられる）と同様に、「当該仕事の請負契約を締結している事業場」ごとに認定されることとなっていること、安全衛生マネジメントシステムの一次的な運営評価は、一定要件を備えた労働安全・衛生コンサルタントに委ねられていること、

エ 重層的下請関係下で建設工事が行われる場合、下請け（工事を自ら行う発注者や元請人以外の者）は届出義務を負わないこと（第 5 項）、元請人が共同企業体であって、共同企業体代表者届を労基署長に提出した場合、当該代表者のみに第 88 条の届出義務が生じること、事業者に第 88 条履行の意思があるのに、受任者や補助者（従業員）の故意や過失で違反が生じた場合には、両罰規定（第 122 条）が適用さ

れ、第 88 条の名宛人ではない当該受任者や補助者が処罰され得ること、

オ 第 88 条に基づき届け出られた計画のうち、既存の法令上の措置基準や構造規格に合致していても、技術革新、設備の大型化、新規有害物質の登場等を背景に、高度の技術的検討を要するもの（例として、新規に開発された工法等を採用する建設計画や、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等（労働調査会編『労働安全衛生法の詳解（改訂 4 版）』（労働調査会、2015 年）954 頁））については厚生労働大臣が、それに準じるものうち所定のもの（例として、高さ 100m 以上の建築物の建設の仕事のうち、埋設物等が輻輳する場所の近くで行われるもの、堤高が 100m 以上のダム建設の仕事のうち、車両系建設機械の転倒等の危険がある場所で同機械を用いて作業を行うもの等）については都道府県労働局長が、その計画に係る建設物、機械、仕事の規模等を勘案して、審査できる旨が定められていること（第 89 条、第 89 条の 2）、

カ わが国の労働監督制度の発祥は、1892 年（明治 25 年）鉱業条例に基づく鉱業監督制度だが、一般的には工場法施行の直前に農商務省商工局に置かれた工場監督官 4 名と同監督官補 5 名と理解されており、1916 年（大正 5 年）には、工場法の施行を、都道府県の警察部に置かれ、独立官職としての身分保障のない工場監督官と同監督官補計 208 名が担うこととなり、1938 年（昭和 13 年）に厚生省労働局監督課が工場法を所掌することとなって 3 年後に、労務監督官、労務監督官補に改められ、戦時体制下には労務管理官に名称

が統一され、戦後、1947年（昭和22年）に労基法が制定されると、労働監督機関は新設された労働省のもとに統一されると共に、1923年ILO第20号勧告をモデルに一定の独立性と身分保障が付与されるに至ったこと、

キ 労働基準監督機関については、厚生労働大臣>労働基準主管局長>都道府県労働局長>労働基準監督署長>労働基準監督官という指揮監督系統が法定されており、基本的には、監督署長が、臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他労基法の実施に関する事項を司る権限を付与されているが、主管局長、都道府県労働局長も、その権限を行使できるとされていること（法第99条）、

ク 労働基準監督官による令状なしの立入、検査、収去等の合憲性について参考になる判例として、被告人が令状なしの税務調査（書類呈示の要求）を拒否したために起訴された事案で、同調査の合憲性が争われた川崎民商事件最大判昭和47年11月27日判例時報687号17頁があり、同判決は、侵入、搜索、押収等における令状の必要性（令状主義）を定めた憲法第35条第1項は、刑事責任の追及手段としての強制に対する司法権による抑制を保障した規定だが、旧所得税法に基づく検査のような目的を異にする類似の手続にもその保障は及び得ること、他方、本件質問調査は、刑事責任の追及を目的としておらず、刑罰も間接強制的な性格のもの（：調査を拒めば罰則が適用されるが、調査自体が強制されるわけではない）で強制度合いは直接強制的なものほど強くなく、重要な公益目的の実現に不可欠で、その目的との関係

は不均衡ではないことなどから、令状がなくても違憲ではないとしたこと、

ケ 法第91条は、労働基準監督官による令状なしの立入、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去等の権限（第1項）、医師である監督官による伝染病等の疑いのある労働者への検診の権限（第2項）、第1項、第2項の権限行使に際しての証票の携行・呈示の義務（第3項）と併せ、第1項の権限が刑事责任追及目的ではないことを定めている（第4項）こと、実際の立入調査（臨検監督）には、定時監督、災害時監督、申告監督、再監督の4種類があり、そこで労働基準関係法令違反が認められれば是正勧告（是正勧告書の交付）が行われること、是正勧告は行政指導に過ぎないが、対象者が違反状態を放置すれば、行政処分としての報告の命令（労基法第104条の2）がなされ、対象者が応じないか、虚偽の報告を行えば、労基法第120条第5項に基づき送検手続を講じ得ること、他方、法令違反に当たるとは限らないが、ガイドラインに反するなど、状況改善の必要が認められる場合、指導票が交付され得ること、

コ 犯罪捜査の必要が認められた場合、監督官は、司法警察官として、刑事訴訟法に沿って職務を執行することとなること、強制捜査（差押え、搜索、検証等）には当然ながら令状が必要となること、労働法違反の捜査は高度に専門的であることから、監督官にその権限が認められることとなったこと、かつては、どのような場合に司法処分にするかの判断基準（司法処理基準）が存在したが、現在は存否自体公開されていないこと、実際には、死亡災害など

の重大災害をもたらす法違反、いわゆる「労災隠し」、「虚偽申告」などの故意性、公益侵害性が強いものが処分対象とされる傾向にあること、罪刑法定主義は刑事司法の基本だが、安衛法の解釈では、リスクに応じた運用が必要なため、拡大解釈は許されるべきこと、行政権限の行使と刑事司法手続きとは厳格に区分すべきであり、現にそのように運用されていること、労働基準監督官による司法警察職員としての役割は、第2次大戦後、労働行政が警察行政から分離して以後、その専門性を頼みとして、労基法違反事件について、委ねられることとなったこと、

サ 法第93条は、本省、都道府県労働局、労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を配置し、前者には、特定機械等の製造許可（法第37条）、特別安全衛生計画や安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項の審査、災害原因調査等の産業安全に関する事務、後者には、有害物の製造許可（法第56条）、新規化學物質の有害性調査（法第57条の3～5）に係る勧告、作業環境測定、特別安全衛生計画や安全衛生計画のうち労働衛生に関する事項の審査、災害原因調査等の労働衛生に関する事務を司らせることとしているほか、両者に、それぞれの専門に係る労使への指導援助を行わせることとしていること、細則が、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」に設けられていること、同規程は、本省配置の専門官を中央専門官、都道府県労働局以下配置の専門官を地方専門官と呼び分けていること、専門官は、一定の知識経験を持つ（：行政職俸給表（一）の三級以上となった）技官や監督官ら

が就けられる職名であること、

シ 法第94条は、両専門官の立入、質問、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の取去の行政権限（*司法警察権限）を定めていること、専門官制度は、技官をそれに就任させることで、こうした行政権限を行使させる趣旨も持つが（ただし、専門官には、立入権限があり「指導」はできても、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）ができない）、現在は、地方での技官任用が停止され、監督官がその任を担うこととされているため、その趣旨は希薄化していること、法第93条、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程には、産業安全専門官は安全関係業務、労働衛生専門官は衛生関係業務を所掌する旨の定めがあるが、実際には、都道府県労働局の健康安全課でも労働基準監督署でも、そのいずれかしかいない現状があり、名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当していること、また、安全と衛生の連携という意味では問題とはいえないこと、

ス 法第95条は、都道府県労働局に労働衛生指導医を置き、都道府県労働局長の指示による作業環境測定（法第65条第5項）の実施、同じく臨時健診（法第66条第4項）の実施にかかる意見具申など、労働衛生に関する専門医学的立場から労働衛生行政に関与させることを定めていること、この制度は、昭和43年の労働衛生指導医規程で、衛生環境の改善、職業病予防等の双方への貢献を目的に設けられた制度を引き継いだもので、非常勤の国家公務員として、集団的措置と個別的措置の双方への貢献を予定されていること、一例として、鉛中毒患者が発生した事業場で罹

患が判明している労働者以外にも健診の実施を指示する場合、①必要性の判断理由、②健診項目、③実施すべき労働者の範囲等を示すためにその参画を得ていること、

セ 一定の対象につき厚生労働職員による立入、検査等を定めた法第 96 条は、長文にわたっているが、要するに、①機械等の本質的安全化を図るため、型式検定（大量生産予定のもののサンプル検査など）や個々の機械の安全性能検査の万全を図ること、②安全衛生の確保にとって重要な安全衛生管理体制の要となり得る労働安全・衛生コンサルタント及びその業務の質の確保を図ること、を目的とした規定であること、①の規定が型式検定の万全を図った趣旨は、個別検定が免除されているがゆえの安全性担保であること、これらの目的を果たすため、水平展開されるという意味で影響力が大きく、個別性・特例性が強く、高い専門性が求められる型式検定（を受けた側：機械等の構造や、それらを製造・検査する設備等）の監督と、同じく影響力の大きいコンサルタント業務の監督につき、厚生労働大臣の権限とし、より定常性が強い登録製造時等検査機関等の業務の監督を厚生労働大臣又は都道府県労働局長の権限としたこと、コンサルタント業務の監督に労働衛生指導医の関与が必要な場合、同指導医に事業場への立入、質問、作業環境測定や健診結果等物件の検査をさせることができる旨の定めを置いたこと、

ソ 法第 96 条の 2 は、平成 18 年に成立した独立行政法人改革関連厚生労働省関係法律整備法（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された規定であり、

独立行政法人労働者健康安全機構に災害調査（労災の原因調査）、立入検査等を行わせることができること等を定めていること、本条が調査、立入の権限を与えた対象は、当初は独立行政法人労働安全総合研究所であったが、組織改編により、労働者健康安全機構に統合された経緯があること、労働安全衛生総合研究所は、元は国立機関で、その後独立行政法人となった産業安全研究所と産業医学総合研究所が併合されてできた経緯があること、実際のところ、同機構による立入検査は、安衛法規違反がうかがわれ、重篤な被害が予想されるような条件でなければ、適用され難いこと、

タ 法第 97 条が定める安衛法令違反事実に関する労働者の申告権は、労働行政に権限の発動を促すことをもって労働安全衛生行政の実効性を確保するために保障されたものであって、労働行政に権限発動の作為義務を課したものではないと解されていること（例として、東京労働基準局長（青梅労基署）事件東京高判昭和 56 年 3 月 26 日労働経済判例速報 1088 号 17 頁（本件は上告されたが、最 3 小判昭和 57 年 4 月 27 日で棄却された）、池袋労基署長事件東京高判昭和 53 年 7 月 18 日判例時報 900 号 68 頁）、ただし、学説の中には、放置することで、労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合、事実調査等の作為義務が生じるとするものもあること、本条は強行規定なので、本条第 2 項に反する不利益取扱いは、事業者の報復的意図の存在（実際の認定は、概ね間接的な事情からの推認となる）を要件として、解雇等の法律行為であれば民事上無効となり、いじめ等の事実行為であれば不法行

為となり得ること、

チ 法第 98 条は、刑事罰とは別 の方法で、広く安全衛生基準の実効性を確保するために、行政機関が、それに違反した事業者、注文者、機械等貸与者や建築物貸与者に対して、作業や使用の停止、変更等を命じられるようにした規定で、元は、工場法第 13 条が、工場及び付属建設物や設備が危害を生じる虞がある場合を要件に(衛生風紀その他公益を害する場合も含めて)同旨の定めを置いていたが、それらの新設等については検査・監督権限を定めていなかったところ、旧労基法が、第 54 条に、それらの新設移転変更について監督措置(基準に則して届出させ、必要に応じて工事を差し止め、使用を停止させること)を定めたことを受け、それらの工事の開始後や設備の設置後に生じた安全衛生基準違反に対応することを主目的として、第 55 条に同旨の規定を定めると共に、建設物、寄宿舎等の附属建設物や設備のみではなく、原材料(を使用する場合)も行政措置の対象に加えたこと、それが安衛法の制定の際に更に拡大されて本条に引き継がれた経緯があること、

ツ 第 98 条に基づく使用停止等の命令は、あくまで同条に列挙された条項違反の場合に限られ、それには、法第 20 ないし第 25 条のような事業者を名宛人とした規定のほか、法第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項や第 4 項のような救護に関する規定で、一般の事業者のほか元方事業者等を名宛人とした規定、法第 31 条第 1 項のような、建設物等(建設物、設備、原材料)を請負人の労働者に使用させる一定の注文者を名宛人として、当該建設物等に

かかる労災の防止措置を義務づけた規定、法第 33 条第 1 項のような、特定機械等の貸与者を名宛人として、当該機械等による労災の防止措置を義務づけた規定、法第 34 条のような、建築物貸与者を名宛人として、当該建築物による労災の防止措置を義務づけた規定が当てられていること、

テ 第 98 条に基づく使用停止等命令の発令要件である法違反の判断基準については議論があり、たとえば、事業者に墜落防止措置を義務づけた法第 21 条第 2 項を具体化した安衛則第 518 条は、作業床設置の要件として、高さが 2m 以上であることのほか、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合と定めている(その他、安衛法令が構成要件とする危険性にかかる定めぶりについては、本研究班の原俊之氏の分担報告書を参照されたい)ため、具体的・形式的な高さ基準のほか、落下場所の態様、労働者の年齢技量等を実質的に総合考慮する必要があるとの見解があり得るが、足場からの墜落事案を審査した広島簡裁判決昭和 56 年 4 月 9 日は、安衛法規は、危険を定型化して労災防止を図ろうとしたものなので、当該基準に反すること(=労働者への危険の可能性があること)をもって命令の発令要件たり得ると解していること、

ト 建設物や設備等について変更を命じられる範囲は、違反した規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定されるため、安衛則で義務づけられた安全装置の備え付けを命じること等は当然に可能であること(ただし、コストを考慮した方法を命じなければならないか否か等は要検討)、使用停止等命令は、所定の書式

をもって、違反法令、期日等の事項を明示して行われ、違反状態が是正された場合は、その旨発令者に報告されねばならないとされていること、

ナ 法第 98 条第 3 項は、法令違反があるて、なおかつ都道府県労働局長等の権限行使を待っていられないほど事態が切迫している場合、労働基準監督官が、自ら使用停止等の権限を即時に行使できる旨を定めており、この制度は、本条が定める法違反は、現場の監督官による臨検で初めて発覚することが多いこと（この条文の運用は、多分に現場の監督官実務に委ねられていること）を踏まえて創設されたこと、

ニ 事業者などの法令の名宛人が本条（法第 98 条）所定の法令に違反する場合に、労働基準監督行政がその権限を発動する義務を負うか（その義務違反につき国家賠償責任を負うか）に関するリーディングケースとして大東マンガン事件大阪高判昭和 60 年 12 月 23 日判例時報 1178 号 27 頁があり、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患した労働者が、当該被害は、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことにより生じたとして、国の国家賠償責任を問うた事案について、労働基準監督行政の権限行使は直接労働者に責任を負うものではなく、基本的にはその裁量に委ねられているが、①切迫した重大な危険の発生が予見される、②監督権限行使によらねば危険の発生を防止できない、③現に権限行使によりそれを防止できる、という条件を充たすのにその権

限行使しなかった場合には、国家賠償責任が生じるとしたこと、

ヌ 第 98 条第 4 項は、重層的下請関係等の請負契約関係下で請負人らに対して第 1 項所定の使用停止等命令が発令され、その実効性確保のために必要と認められる場合、注文者への勧告や要請を行えるとしており、請負人らの法令違反に注文者の作為・不作為が影響しているとの考えに基づいていると解されること、

ネ 法第 99 条は、第 88 条第 6 項や第 98 条第 1 項～第 3 項とは異なり、法令違反がないか、確定できない場合でも、労災発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるとき（：労災発生が目前に迫っていて、放置すれば労働者の生命に危害が及ぶと予想されるような状態で、かつ、労災発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合に）、必要な限度で、作業停止、建築物等の使用停止等を命じられることとしたものであること、これを緊急措置命令といい、実務上は、概ね、事業者にその旨の文書（緊急措置命令書）が交付されていること、

ノ 法第 99 条の 2 は、無災害の事業場がある一方、災害が繰り返される事業場もある現実を踏まえ、平成 4 年の法改正で設けられた規定で、都道府県労働局長が、死亡災害等の重大災害が発生したり、災害が多発した事業所の事業者に、その事業場の安全・衛生管理者などの労働災害防止業務従事者に指定講習を受けさせよう指示できる旨を定めていること、その講習には、法令や安全・衛生管理の方法のほか、実際の労災事例と防止対策が含まれていること、この規定は、立法者が、災害（の

再発) 防止にとって、安全衛生人材による管理体制が重要と考えていたことを示していること、ただし、実際にはあまり活用されていないようであること、

ハ 法第 99 条の 3 も、平成 4 年改正で設けられた規定で、第 61 条第 1 項が定めるクレーン運転等の就業制限業務の有資格者が、当該業務について本法令違反により労災を発生させた場合、都道府県労働局長が、事業者ではなく、当該有資格者に対して、直接、指定講習の受講を指示できる旨を定めていること、当該講習には、危険な機械等の構造やそれを用いた作業方法等のほか、やはり、関係法令や実際の労災事例と防止対策が含まれていること、

ヒ 法第 100 条は、第 1 項で、厚生労働大臣以下労基署長までの労働基準行政が、本法の施行のため、労使のほか、機械等貸与者、建築物貸与者や労働安全・衛生コンサルタントに報告や出頭を命じられる旨、第 2 項で、登録製造時等検査機関等にも報告をさせ得る旨を定め、第 3 項で、労働基準監督官が、労使に報告させたり出頭を命じられる旨を定めており、安衛則が定める健診結果報告制度（第 52 条）や特別規則が定める様々な特殊健診結果報告制度、労働者私傷病報告制度（第 97 条）は、本条第 1 項の定めに基づくこと、このうち労働者死傷病報告制度（安衛則第 97 条）は、行政も特に重視しているが、これに反していわゆる労災隠しが行われる場合が多いこと、その背景として、①建設業における工事の受発注への支障、②労災保険料の増額、③刑事責任の追及に繋がること、④作業責任者等の勤務評価の低下等を回避する意図が指摘されていること、

最近の法改正で、派遣労働者の労災については、派遣先と派遣元の双方に報告義務が課され、その実施を確保するための関係規定の整備も行われたこと、第 2 項にかかる安全・衛生管理者の選任届の帳票の入力記録を残す、法定健診結果の届出に際しての産業医の署名押印（そもそも、産業医制度の普及を図る趣旨から設定された経緯がある）を不要とするなど、報告手続を簡素化する動きがあること、

等が示されている。

18 大藪報告③（第 11 章第 101 条～第 103 条）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

19 山本報告②（第 11 章第 104 条～第 105 条）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

20 内藤報告（第 11 章第 106 条～第 108 条）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

三 横断的検討課題

1 森報告①（法定健診制度の在り方）

森報告①は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、法定健診制度につき、一般健診と特殊健診を区分し、それぞれの趣旨と概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確であり、有害物にばく露する業務などは、特殊健診に位置づけ、標的臓器を明らかにして、本人の健康管理と作業環境改善を図るべきこと、現在は特定業務とされている強烈な騒音を発する屋内業務も特殊健診に位置づけるべきこと、

イ 一般健診は、個々の労働者の健康状態、資質と職務との適性を測る趣旨を持つので、その健診項目については、脳心臓疾患の発症リスクに関連するものに特化すべきではなく、事業場の実情と労働者をよく知る産業医の裁量によって加除が可能となるようにすべきこと、また、その意義に照らして、パートタイマーにも対象を拡大すべきこと、加えて、受診の時間が、特殊健診と同様に労働時間とみなされるようにならるべきこと、

ウ 現状、外部健診団体に健診を委託している事業者が多いが、その運用上、法定されている医師の判断による一部診断項目の省略は困難なので、事業場において産業医等の専門家によってそのあり方について検討して対応できるようにならるべきこと、

エ 現状、雇入れ時健診、定期健診项目にある問診内容の決定は多分に担当医の裁量に委ねられているが（昭和47年9月18日付け基発第601号の1）、その適正を確保するための手続・手順を明らかにすべきこと、同じく既往歴の聴取の内容についても具体的な指針を設けるべきこと、

オ 特殊健診は、危険有害な業務への従事（危険有害な作業環境・条件への慢性ばく露）による健康障害を防止することを目

的としたものであり、両者の因果関係に対して過不足を解消すべきこと、よって、危険有害業務に「常時従事する」という適用上の要件の拡張解釈により過剰な健診が実施されなければならない一方、作業環境測定等によるリスク評価では見過ごされる健康障害の捕捉と対応も目的としているため、それらの評価が良好だからといって容易に免除されるべきものではないこと（そしてその趣旨は、既に特別規則の中に盛り込まれていること）、

カ 安衛法では、職域で取り扱われる全ての化学物質についてリスクアセスメントが努力義務とされており、一部の物質については義務とされているのに対し、法令上、特殊健康診断の対象となっている物質は極めて限られており、本来、リスクアセスメントの結果を受けて、適宜、自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないことから、リスクに応じた特殊健診の実施を努力義務なし義務とすべきこと、特に、揮発性の高い物質や未規制物質、現行の特別規則の制定時からリスクに変化が生じた物質がもたらすリスクを適切に反映した健診を実施すべきこと、

キ 本来、適切に特殊健診を実施し、その結果を受けた対応（作業環境改善等）を行うには、危険有害業務・物質へのばく露の推定と健康影響の双方の把握を的確に実施する必要があるが、これまで、ばく露推定の改善を図る科学的、政策的取り組みがなされても、諸事情から、特殊健診項目の修正は容易になされなかった経緯があることも踏まえ、事業場において、産業の現場をよく知る産業医の判断を踏まえた特殊健診項目の設計を図るべきこと、

ク 現に多くの事業体の健診を受託している健診機関の質的評価が、委託者による選定に反映するよう促す仕組みを考案すべきこと、

ケ 労働者には、本人が受診しなかったことで疾病が増悪した場合に使用者を免責した（：労働者側の受診を含めた健康の自己管理責任を述べた）判例の示唆も汲み、使用者による業務命令権の行使も視野に、健診の受診を促すべきこと、

コ 健診制度の趣旨は、健診結果を一般的な健康管理や特殊な健康管理に活用して初めて実現されること、そのため、法定健診の実施のほかに、一般健診と特殊健診の両者について、健診結果の記録（安衛法第 66 条の 3）、診断結果の通知（第 66 条の 6）には罰則が設けられ（なお、近年の安全衛生政策が重視する長時間労働による脳心臓疾患を防止するための医師による面接指導にも罰則が設けられている）、その後の医師らへの意見聴取、種々の事後措置と共に、本人による対応への流れが促されていること、また、事後措置については、事後措置指針に詳細が定められ、履行の支援が図られていること、事後措置指針では、特殊健診を想定して、作業環境測定の実施や施設・設備の改善、作業方法の改善等が求められ得る旨も示唆されていること、

サ 再検査や精密検査の法的位置づけは必ずしも明らかではなく、事後措置指針によれば、保健指導（第 66 条の 7）の一環とも解され得るが、診断の確定等により疾病の早期発見やその後の健康管理等に資することから、その必要がある労働者は速やかに勧奨し、実施されるべきであり、

要精密検査という健診結果を本人に通知することは安全配慮義務の内容となる旨の裁判例もあるが、現状、たとえ実施されても、結果の確定まで時間がかかり、それまでに就業上の配慮を講ずべきか否かやその内容に迷う関係者も多いので、労使協議により方針が決定され、確実かつ適正な実施が図られるよう誘うべきこと、ただし、使用者が本人に精密検査の受診を示唆したのに本人が応じなかった等のケースでは、使用者の過失責任は否定される場合が多く、前提条件なしに民事上の実施義務が課されるわけではないこと、すなわち、裁判所は、健康管理については特に、本人の自覚症状が不可欠なものもあり、労使双方の自発的努力がなければ機能しない旨を示唆してきたこと、

シ 就業上の措置の適切な判断には、ある程度の職場状況の把握、本人との面談、その前提となる人員と経済的基盤が必要となることを示唆する調査結果があるが、産業医選任が行われていない事業場では現実にはあまり実現できていないので、その後押しが求められること、その際には、事後措置指針にも記された関係者間の連携、特に事業場の健康管理部門と人事労務管理部門の連携、ライン管理職による理解が鍵となること、もっとも、裁判例からは、法第 66 条の 5 に基づく就業上の措置の実施が直接的に労働契約上の義務となって使用者に強制されるわけではなく、1 次予防的な適正な労働条件確保のほか、2 次予防的な素因保有者への配慮等が事案ごとの個別事情を汲んだうえで安全配慮義務などと認められる傾向にあること、

ス 保健指導を担当する保健師の選任

につき法の定めがないため、事業場によるばらつきが大きいので、その事情に応じた選任が図られるべきこと、

セ 事後措置指針では、高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の内容が安衛法に基づく保健指導で活用されるよう促しているが、現状では、医師や保健師が特保を受けた事実を確実に知る仕組みもないことで、両制度の連携に向けた対策が講じられるべきこと、

ソ 行政が事業場における健診の実施状況を把握し、その適正な実施を確保するための健診結果報告では、規則上の様式で「医師の指示人数」として、健診の結果、要医療、要精密検査等医師の指示があった者の数を記入することになっており、これに基づき有所見率のデータが算出されているが、現状ではその判断基準は個々の医師の裁量に委ねられているため、データとしての客観性を担保するための基準を設けるべきこと、また、就業上の措置区分に関する報告義務を設定することで、健診制度の実効性を担保すべきこと、

タ 派遣労働において、健診制度の実効性を高めようとすると、健康状態の適正把握と適切な就業制限により、却って派遣切りを招くおそれがあるため、適切な対策が講じられるべきこと、
等が示されている。

2 森報告②（化学物質管理制度の在り方）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了。）

3 平岡・吉川ほか報告（建設業での

土砂崩壊にかかる規制科学）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了。）

4 北岡報告（罪刑法定主義と安全衛生の確保の関係）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了。）

四 社会調査の結果（資料）

1 日本での社会調査の結果

現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等を調べるために、民間の WEB によるモニター調査を行う業者（ネオマーケティング社）に依頼し、企業等で安全衛生に直接・間接に関わる者を対象として、有効回答数 1000 を得られることの事前の出現率調査を経て、彼／彼女らを対象とする社会調査を行い、現に当該有効回答数を得た。

所属企業規模は、1-49 人が全体の 4 割程度を占めたが、1,000 人以上も 2 割ほど、100 人以上では 4 割ほどに達した。

職種・職位は、企業の経営者（約 2 割）や経営企画職（約 8%）、人事労務担当者（約 15%）、ライン管理職（約 1 割）から、安全衛生担当職（約 7 %）、一般職（約 3 割）に至るまで、幅広い層にわたった。個人事業主が回答者全体の 2 割ほどおり、経営者には個人事業主も含まれると解される。公務員も 4% ほどいた。産業保健職は少なかった（0.5%）。

回答者の所属先の業種は、製造業が 2 割、サービス業、建設業、卸売・小売業が各 1 割強の割合だった。調査の仕組みから、

回答者は、一定以上は安全衛生への関心を持つ者と考えられるため、伝統的に労災が多かった業種が中心ながら、三次産業でも安全衛生への関心が広がってきてている可能性が窺われた。

もっとも、回答者の年齢層は40代から60代で全体の約8割を占めており、若年層の関心はあまり得られていないことも窺われた。

こうした回答者の属性は、日本で安全衛生に関心を持つ者の傾向と概ね一致していると思われ、本調査結果のある程度の信頼性が窺われた（なお、こうしたWEB調査の信頼性が担保される条件については、本田則恵「インターネット調査・モニター調査の特質—モニター型インターネット調査を活用するための課題—」日本労働研究雑誌551号32-41頁（2006年）などを参照した）。

現行安衛法の成立後、労災が大幅に減少した理由と考えられる長所を選択式・複数回答可で尋ねたところ、安全衛生管理体制が整備されていることが最多で約5割、危害防止基準の整備が約4割、危害防止基準が分かり易いことが約3割、事業者の自主的な取り組みを促進する内容となっていることも3割弱、主な義務付けの対象を事業者としていることが約25%、労働者を対象とした義務規定を置いていることが約2割、その他、本法のもとで、労働行政が安全衛生を重視した監督指導を行って来たことも2割弱に達した。

安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得ないものであること、つまり、関係者の安全行

動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったので、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的「玄人受け」し易いことも窺われた。

現行安衛法につき、専門家が本格的に検討すべき課題を尋ねたところ、条文の中でよく用いられる「危険を及ぼすおそれ」などの抽象的な文言の判断基準が最多で4割弱（「常時」、「事業者」の文言の意味内容も各3割弱）、建設安全のため、その設計者・発注者などに法的義務を課すことの是非と内容が3割弱（機械安全や化学物質対策のため、製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すことの是非と内容も約2割）、中小企業の安全衛生管理の向上策が約25%、経営層の安全衛生意識と知識を高める方策が約2割、増加する高年齢者に多い安全衛生上のリスクを考慮した規制のあり方が約15%に達したが、労災民事裁判での安衛法の意義は約1割、産業ロボットへの接触に関する規制のあり方は5%未満、アメリカのインダストリアル・ハイジニストのような高いレベルの化学物質管理の専門家を認定する国家資格の創設は約2%に過ぎなかった。

回答者を専門家に限定しない調査の限界かもしれないが、専門家向けの調査でも回答の傾向はさほど変わらないかもしれない。

対象を経営層（経営者、役員）（N=260／1000）のうち、経営上安全衛生を大いに重視しているか重視していると回答し

た約半数に理由を尋ねたところ、労災被害者の発生が人間としていたたまれないためが 6 割強、労災が他の社員の士気や帰属意識に悪影響を及ぼすためが 5 割強、労災による経済的損失は 5 割弱に達したが、経営トップの方針だからや、そうした企業風土があるからは約 2 割に過ぎなかった。

経営上安全衛生を重視している証として具体的に講じている施策を、企業(事業)規模別に、選択式・回答 3 つまでの条件で尋ねたところ、従業員数 500 人以上では、安全衛生専門部署を設け、従業員 100 人あたり 1 人以上のスタッフを配置しているが 5 割を超え、こうした専門部署のスタッフを社内(団体内)の中枢部門等で活用しているも 5 割近くに達した。従業員数 500 人未満では、社内(団体内)に安全衛生担当者を選任し、実際に活動させているが 5 割強、安全・衛生委員会を開催しているが約 35% だった。

安全衛生をあまり重視していないか重視していないと回答した経営層に理由を尋ねたところ、企業(団体)が殆ど／全く労災を経験していないためが最多で 5 割強、労災が生じても他の社員の士気や帰属意識にあまり悪影響を及ぼさないためが約 25% だった。

経営層の安全衛生意識には、経営層のモラルへの訴えかけや過去の労災体験のほか、組織内の従業員が労災を起こす組織への帰属意識を低下させるか否か、つまり、従業員の労働意欲や定着率が少なからず影響することが窺われた。

2 UK での社会調査の結果

2020 年度に、2019 年度に日本で行った社会調査(前項)とほぼ同様の調査を UK でも実施した。UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社(YouGov)に委託し、企業や団体で安全衛生に関する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

回答者の所属する業種は多岐にわたっており、教育関係が約 14% で最多、その他、製造業約 10%、他に分類されないサービス業 7%、建設業、情報通信業、卸売・小売業約 6%、地方自治体、不動産、飲食宿泊業約 4%などとなっていた。企業規模にも幅があり、従業員数 10 人未満約 3 割、10-49 人約 11%、50-99 人約 10%、100-499 人約 2 割、1000 人以上約 25% だった。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった(経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった)うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた(安全衛生を重視する経営者のうち約 67%)、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた(安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額の報酬を支払うとの回答は約 13% にとどまった)、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）。

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康問題を扱う専門家は、医師でなくともステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47%だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、

等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8 割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の

約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4 割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する選択肢を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われる。

D. 考察及びE. 結論

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかつたことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者に最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者の QOL や QOWL

の実現を図る政策が進められるようになっている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。こうした課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになっている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もっとも、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個々人の自己決定（自分に関わることは自ら決める）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の 1 つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020 年 11 月の日本産業保健法学会（JAÖHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。多様な専門性を持つ理事約 70 名を擁し、産業保健に関する 3 つの学会と連携し、国内外の editor がリードする邦語と英語のジャーナルを発刊する

ことが決定し、既に全国紙を含む多くの媒体に掲載され、570名（2021年5月12日段階）が入会している。2021年9月には、産業保健に関する様々な法的課題について議論する第1回大会が開催される予定で、厚生労働省、日本医師会、全国社会保険労務士会連合会など、多くの機関の後援を受けている。

本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、産業保健の法律論を焦点とした理由は、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の2点である。必然的に、産業保健の法律論に关心を持つ方々が増えていたため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを探定している。

最終目的である法改正提案は、この研究プロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆、本研究プロジェクトの逐条解説と横断的課題の整理、行政官・元行政官対象のアンケート調査等を踏まえ、今年度の班会議で検討するが、これも内容の洗練には時間要するため、このプロジェクトで足りない部分は、別のプロジェクトに引き継ぎたいと考えている。

F. 研究発表

1. 論文発表

大藪俊之. 職場の安全衛生管理に関する規制の実効性確保—労働安全衛生法の場合—. 佛教大学社会学部論集第70,1-18,2020

三柴丈典. 副業・兼業者、フリーランスに対する安全衛生法政策に関する試論. 労働法学研究会報 71(21),4-31,2020

ほか

2. 学会発表

三柴丈典. 安全衛生と法と文化. 厚生労働省令和2年度職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（第2回）講演（令和3年2月24日）

ほか

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

各分担研究所の脚注を参照されたい。

【図 1】

